

## 平成26年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

|  |    |
|--|----|
| 招集告示   | 1  |
| 応招・不応招議員   | 2  |
| 3月12日(水)   |    |
| ○開 会   | 6  |
| ○開 議   | 6  |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介   | 6  |
| ○諸般の報告   | 6  |
| ○町長挨拶  | 7  |
| ○議事日程の報告   | 8  |
| ○会議録署名議員の指名  | 8  |
| ○会期の決定   | 9  |
| ○町長の施政方針   | 9  |
| ○町政に対する一般質問  | 12 |
| 5番 関 口 雅 敬 君   | 12 |
| 4番 野 口 健 二 君   | 23 |
| 1番 岩 田 務 君   | 24 |
| 2番 村 田 徹 也 君   | 29 |
| 7番 齊 藤 實 君   | 40 |
| 3番 板 谷 定 美 君   | 46 |
| 9番 新 井 利 朗 君   | 49 |
| 6番 大 島 瑠美子 君   | 51 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程   | 55 |
| ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決   | 55 |
| ・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度長瀬町一般会計補正予算(第5号))   |    |
| ○議案第2号の説明、質疑、討論、採決   | 60 |
| ・議案第2号 長瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |    |
| ○議案第3号の説明、質疑、討論、採決   | 62 |
| ・議案第3号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例   |    |
| ○議案第4号の説明、質疑、討論、採決   | 64 |
| ・議案第4号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人                                  |    |

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  
 の一部を改正する条例

|   |     |
|---|-----|
| ○議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決                          | 6 5 |
| ・議案第 5 号 長瀨町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例        |     |
| ○議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決                          | 6 6 |
| ・議案第 6 号 長瀨町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例              |     |
| ○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決                          | 6 7 |
| ・議案第 7 号 長瀨町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例          |     |
| ○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決                          | 6 9 |
| ・議案第 8 号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する<br>条例  |     |
| ○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決                          | 7 0 |
| ・議案第 9 号 平成 2 5 年度長瀨町一般会計補正予算（第 6 号）          |     |
| ○議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決                        | 7 4 |
| ・議案第 1 0 号 平成 2 5 年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  |     |
| ○議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決                        | 7 6 |
| ・議案第 1 1 号 平成 2 5 年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）    |     |
| ○議案第 1 2 号の説明、質疑、討論、採決                        | 7 7 |
| ・議案第 1 2 号 平成 2 5 年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |     |
| ○議案第 1 3 号の説明                                 | 7 8 |
| ・議案第 1 3 号 平成 2 6 年度長瀨町一般会計予算                 |     |
| ○会議時間の延長                                      | 8 3 |
| ○延会について                                       | 8 4 |
| ○次会日程の報告                                      | 8 4 |
| ○延 会  | 8 4 |



3月13日（木）

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ○開 議                                | 8 7   |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介                  | 8 7   |
| ○議事日程の報告                            | 8 7   |
| ○議案第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決              | 8 7   |
| ・議案第 1 3 号 平成 2 6 年度長瀨町一般会計予算       |       |
| ○議案第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決              | 1 4 6 |
| ・議案第 1 4 号 平成 2 6 年度長瀨町国民健康保険特別会計予算 |       |
| ○議案第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決              | 1 4 8 |

|  |     |
|--|-----|
| ・議案第15号 平成26年度長瀨町介護保険特別会計予算                    |     |
| ○議案第16号の説明、質疑、討論、採決                            | 151 |
| ・議案第16号 平成26年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算                 |     |
| ○議案第17号の説明、質疑、討論、採決                            | 153 |
| ・議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について                  |     |
| ○議案第18号の説明、質疑、討論、採決                            | 154 |
| ・議案第18号 長瀨町道路線の変更について                          |     |
| ○請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託                          | 156 |
| ・請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出<br>を求める請願 |     |
| ○総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件               | 157 |
| ○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件                 | 157 |
| ○閉会について  | 157 |
| ○町長挨拶  | 158 |
| ○閉 会   | 158 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第10号

平成26年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年3月7日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成26年3月12日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | 2番 | 村  | 田 | 徹 | 也 | 君 |   |   |
| 3番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君  | 4番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |   |
| 5番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君  | 6番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 7番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 | 8番 | 野  | 原 | 武 | 夫 | 君 |   |   |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 |    |    |   |   |   |   |   |   |

不応招議員（なし）

## 平成26年第1回長瀨町議会定例会 第1日

平成26年3月12日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
  - 5番 関 口 雅 敬 君
  - 4番 野 口 健 二 君
  - 1番 岩 田 務 君
  - 2番 村 田 徹 也 君
  - 7番 齊 藤 實 君
  - 3番 板 谷 定 美 君
  - 9番 新 井 利 朗 君
  - 6番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | 2番 | 村  | 田 | 徹 | 也 | 君 |   |   |
| 3番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君  | 4番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |   |
| 5番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君  | 6番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 7番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 | 8番 | 野  | 原 | 武 | 夫 | 君 |   |   |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君  |    |   |   |   |   |   |   |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|              |   |   |   |   |   |   |               |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---------------|---|---|---|---|---|
| 町長           | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長           | 平 | 健 | 司 | 君 |   |
| 教育長          | 宮 | 原 | 利 | 定 | 君 |   | 会計<br>管理<br>者 | 齊 | 藤 | 敏 | 行 | 君 |
| 総務課長         | 福 | 島 | 勉 | 君 |   |   | 税務課長          | 林 | 宜 | 子 | 君 |   |
| 町民課長         | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 |   | 健康福祉<br>課長    | 中 | 畝 | 健 | 一 | 君 |
| 地域整備<br>観光課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |   | 教育次長          | 若 | 林 | 実 | 君 |   |

事務局職員出席者

|      |   |   |   |   |    |   |   |   |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 事務局長 | 青 | 木 | 正 | 剛 | 書記 | 野 | 原 | 徹 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|



◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第1回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年11月から平成26年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月20日に、秩父地方庁舎で「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

12月25日に、埼玉県知事の「とことん訪問」があり、出席いたしました。

1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長関口雅敬君、秩父広域市町村圏組合議会議員新井利朗君ともども出席いたしました。

1月8日に、秩父市歴史文化伝承館で「第20回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

1月15日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月20日に、秩父地域議長会による「正副議長・事務局長合同研修会」が開催され、川越市にある小江戸蔵里、山崎美術館、醸ん楽座を副議長関口雅敬君、事務局長ともども視察いたしました。

1月30日に、総務省におきまして、秩父地域議長会による「関口昌一総務副大臣への表敬訪問」が開催

され、出席いたしました。

3月10日に、関口昌一総務副大臣を代表とする政府調査団による秩父地域雪害被害視察が秩父郡市内で行われ、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第1回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

2月14日から降り続いた雪は、観測史上最高となり、記録的な大雪となりました。当町においても、集落の孤立や一部地域での停電のほか、家屋や車庫の損壊などの多くの被害が発生しました。被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

国、県道を初め町道についても、交通不能な箇所が多くある状況でありましたが、町内土木建設業者の皆様の日夜を問わない献身的な除雪作業によりまして、通行可能な状況になりました。また、重機をお持ちの多くの工務店等の皆様にもご協力をいただきましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして、心より御礼申し上げます。さらに、地域の方々やPTAの方々にも除雪等を行っていただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

今回の大雪の被害により、多数の生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたため、埼玉県は災害救助法の適用を決定するとともに、秩父郡市内の1市4町に大雪に伴う孤立者等の救援・救助活動として、自衛隊への災害派遣を要請しました。当町にも自衛隊の皆様に出動いただき、孤立した町民の救護や除雪等を行っていただきました。

このたびの大雪は、農業施設に多くの被害をもたらしました。被害を受けた農家に対しましては、国や県が倒壊した農業用のハウスの撤去や再建などについて、支援することを既に決めておりますが、3月10日、内閣府の西村康稔副大臣、総務省の関口昌一副大臣が秩父に被害状況の視察にお見えになり、野原議長とともに被害に対する緊急支援、抜本対策について早急な対応をお願いしたところでございます。

また、町では、ハウスや倉庫など農業用の施設に100平方メートル以上の被害を受けた農家を対象に、10万円の見舞金を支給することを決め、10日から3月31日まで申請を受け付けています。

農業のほか、商工業者の方の施設にも大きな被害が出ておりますが、再建に向けて踏み出していただきたく、議員の皆様にもご支援、ご協力をいただきながら、町としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。

さて、ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について申し上げます。3月2日に、秩父路に春を告げるお祭りとして恒

例となりました「長瀨火祭り」が宝登山山麓で行われました。大雪での影響により、開催も危ぶまれましたが、約5,000人の見物客の中で、例年どおりの内容で開催することができました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。1月12日に成人式が行われ、新たに84名が成人の仲間入りをしました。議員の皆様には、ご出席いただき、ともに成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

3月8日に、「長瀨町スポーツ賞授与式」が行われ、日本陸上競技選手権大会で優秀な成績をおさめた新井涼平さんを初め、今年度活躍された個人、団体、功労者が表彰されました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

なお、町政の基本方針等は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて18議案でございます。条例案のうち5議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴う条例の制定並びに改正についての議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますのでご了承賜りたいと存じます。

いずれも、町政の進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩田 務 君

7番 齊藤 實 君

9番 新井利朗 君

以上の3名をご指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より14日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より14日までの3日間と決定いたしました。



### ◎町長の施政方針

○議長（野原武夫君） 日程第3、町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成26年度当初予算案を上程するに先立ちまして、予算の編成方針と町政運営に関する基本的な考え方、主要施策の概要などをまとめました施政方針を述べさせていただきます。

政府や日本銀行が公表する財政指標によりますと、日本経済は緩やかであるものの着実に回復の兆しを見せています。今後段階的に行われる消費増税についても、景気の回復基調に水を差す可能性があると言われていたものの、景気の落ち込みも限定的であるとの見方もあり、現政権の経済政策である、いわゆる「アベノミクス」の効果があらわれていると思われまます。

秩父地域では、秩父広域市町村圏組合で進めております新火葬場の建設、クリーンセンターの改良工事、消防分署の再編など、町に財政負担を求める事業も計画されていますが、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた事業とあわせ、いずれもスケールメリットを生かして広域的な行政課題の解決に取り組むために必要な事業と考えております。

当町に目を向けますと、平成24年度決算において、実質公債費比率は前年度と比べて低下しましたが、経常収支比率と将来負担比率は悪化しております。このことは財政の硬直化の進行と厳しい財政状況の長期化を示しております。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度から減収の傾向にありますが、回復基調にある現下の経済情勢でも当面は急速な好転を見込むことは難しいと考えております。したがって、これまで繰越金の一部を原資として積み立ててきました財政調整基金を相当額取り崩して一般財源化しなければならない状況になることも考えられまして、安定した財政運営に不安を抱く一因ともなりかねません。

さらに、少子高齢化の進展に伴う扶助費や老朽化した施設の維持管理経費などの経常的な経費が増加していることに加え、災害への備えを初め、生活基盤の整備、観光振興、教育福祉の充実など、今後取り組むべき課題が山積しておりますので、これらの課題を解決するための事業を総合振興計画に基づき効率的かつ継続的に実施していく必要性を感じております。

それでは、平成26年度の当初予算編成に当たり定めました予算編成方針の概要について述べさせていただきます。

まず、前提としましたのは、基本構想に掲げられました、当町が施策を実施する上で基本的な考えとす

る基本理念、「若い世代が定住するまちづくり」、「安心と安全に暮らせるまちづくり」、「美しい自然を生かしたまちづくり」、「地域の支え合いと思いやりのあるまちづくり」、「町民との協働と参画によるまちづくり」に基づくまちづくりを実現するため、公共事業のコスト縮減と財源確保の明確化に努め、重要度の高い事業へ重点的に人（ヒト）・物（モノ）・金（カネ）の経営資源を集中させることです。

また、積極的に新たな手法の導入を検討したり、関連する事業間で調整を行ったりして、将来の財政負担の軽減を念頭に置いて事業を行うことの必要性を求めました。

さらに、先例や慣習にとらわれることなく新しい観点で全ての事業を見直し、職員の知恵と工夫により、町民の視点に立ったより質の高いサービスの提供を目指すことを決めました。

このような方針に従い予算編成を行いました結果、平成26年度の当初予算案の規模は、一般会計32億6,169万3,000円、対前年度比8.30%の増、国民健康保険特別会計9億124万7,000円、対前年度比2.61%の減、介護保険特別会計7億2,043万4,000円、対前年度比8.43%の増、後期高齢者医療特別会計9,102万5,000円、対前年度比6.28%の増となりまして、一般会計と特別会計を合わせ、49億7,439万9,000円、対前年度比6.13%の増となりました。

続きまして、私にとりまして初めての当初予算の編成となりました平成26年度予算案に計上した事業のうち、特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明いたします。

初めに、定住促進対策事業ですが、少子化の進展する当町に若者世帯を呼び込むことで地域社会の活性化を促すため、昨年度に引き続き町内に新たに住宅を取得する若者夫婦世帯に対して補助金を交付します。さらに、平成24年度に取得しました「旧雇用促進住宅野上宿舎」を活用して若者の定住化を推進します。

次に、 菜島公園整備事業ですが、埼玉県から譲与された 菜島とその周辺地域を、新たな観光拠点となるよう公園として整備します。 菜島は、春になるときれいな花を咲かせるヤマツツジが多く自生していますので、公園として整備することで観光資源として活用できると考えております。

さらに、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業ですが、平成26年4月に開所します高齢者障がい者いきいきセンターは、高齢者の介護予防事業の地域拠点となる機能と障害者の福祉サービス事業所としての機能をあわせ持っておりまして、高齢者と障害者の活動の拠点になることに大きな期待を寄せております。

今ご説明しました事業のほか、平成26年度もさまざまな事業を予定しております。総合振興計画の後期基本計画の項目に沿って、施策の概要についてご説明します。

初めに、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」です。

この項目に分類されるのは、交通体系の整備や防犯・防災、危機管理など、町民が安心して安全な生活を送るための、生活に直結した施策が中心となっております。

これまで長年の懸案事項となっておりました通称「南桜通り」の改良のほか、幹線道路を含めた町道7路線の新設改良事業に予算を措置しました。そのほか、消防施設・設備の整備事業や維持管理事業など、有事に備えた事業にもこれまでとほぼ同額の予算を措置しました。

また、平成25年度から実施しております住宅リフォーム等資金助成事業と温暖化対策事業に平成25年度と同額の予算を措置しました。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」です。

この項目に分類されるのは、高齢者や障害者、児童などに対する福祉、疾病の予防や早期発見のほか健康づくり、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険といった保険制度に関する施策です。

平成25年度に、こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の秩父郡市医師会管内での医療費の窓口払いを廃止しましたが、平成26年度も引き続きこれらの事業に予算を配分しました。

また、中長期にわたり計画的かつ効率的に福祉事業を展開するため、高齢者福祉と介護事業、障害者福祉、子ども・子育て支援といった福祉分野の事業計画の策定に予算を措置しました。

さらに、誰しもの願いである元気ではつらつとした生活をいつまでも送ることができるよう、これまでも行ってきました各種検診や健康相談などさまざまな健康づくり事業を今後も実施するよう予算を配分しました。

そうした事業を行ってきましても、ここ数年にわたり医療給付費の増加傾向は続いておりまして、国民健康保険や介護保険制度の運営は厳しい状況にあります。今後も、皆さんが安心して医療や介護を受けられるように、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めるとともに、国や県に対して制度の見直しや充実を要望していきます。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」です。

この項目に分類されるのは、農林業と商工業、観光地の魅力向上に関する施策です。

全国的な問題である農林業者の後継者不足と遊休農地の増加は、当町でも解決すべき問題となっておりますので、今後の国の政策動向を見据えながら、当町でも解決に向けた事業を展開していきます。

また、当町は埼玉県を代表する観光地ですが、観光客の需要の多様化や国際化などの進展から多彩な観光情報の配信を求められています。したがって、多言語に対応したパンフレットやマスメディアを使った広報活動を通して観光地としての魅力をリアルタイムに発信したり、イメージキャラクターを製作したりする事業に予算を措置しました。

さらに、「長瀨アルプス」を魅力的なハイキングコースとして整備するため、コース周辺の下刈作業と古損木を除去する予算を措置しました。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」です。

この項目に分類されるのは、幼児・学校教育の充実、生涯学習の推進と生涯スポーツの振興、歴史・文化の伝承などの施策です。

当町も少子化により児童生徒数が年々減少しておりまして、子供たちをめぐる教育環境も厳しくなっています。そのため、次世代を担う子供たちが意欲的に学習に取り組めるよう、学校施設・設備の充実を図る事業のほか、国際社会に対応できる子供を育てるため、外国人講師による語学指導や異文化と交流する事業に予算を措置しました。

また、保護者の経済的負担の軽減を目的とする小中学校入学祝金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与、さらに学校給食費の一部助成、これらの制度は引き続き行います。

さらに、町民が心豊かで充実した生活を送れますよう、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理に関する事業などに予算を配分しました。

最後に、「町民と行政との協働によるまちづくり」です。

この項目に分類されるのは、住民の行政への参画、地域コミュニティの実現、住民に開かれ、かつ計画的な行財政運営のできる行政の確立に関する施策などです。

地域の特性を生かすためには、これまでの行政主導の行政から、その地域に精通した人たちと協働してまちづくりを進める必要があると考えられます。それには、性別や年齢に隔たりなく、誰もが活躍できる

ようでなければなりません。そこで、これまで培ってきた地域コミュニティ活動の支援を通して地域力の再生を図る事業に予算を措置しました。

また、協働によるまちづくりを進めるためには、行財政情報の提供が必須と考えますので、広報紙の発行やウェブサイトの管理に関する事業に例年どおりの予算を配分しました。

以上、平成26年度当初予算編成に当たりましての施政方針を述べさせていただきました。

今後、国や県の政策判断や経済情勢の変化に影響を受け、当町を取り巻く情勢にも変化が生じる状況もあろうかと存じます。しかし、そうした時勢にあるときこそ、地方公共団体の長は行財政を堅実に運営する手腕を発揮しなければならないと思います。

それには、私を初め職員一人一人が、継続的に事務改善する気概を持って事に当たることが重要だと考えております。

町民には、町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



#### ◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、平成26年度予算について町長にお伺いをいたします。昨年の町長選挙で、大澤町長は町民の皆様によく多くの選挙公約を掲げ当選をされました。そのうちの一つに、「財政健全化の推進」がありますが、公約を果たすために、具体的にどのように平成26年度予算に反映されているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問にお答えさせていただきます。

選挙公約の一つでございます財政健全化の推進の平成26年度予算への反映についてのご質問でございます。当町の財政状況は、平成24年度決算において、実質公債費比率は前年度より比率が低下いたしました。経済収支比率や将来負担比率については悪化しており、財政の硬直化が進行している状況となっており、今後も厳しい対応が予想されております。このような状況から、平成26年度予算編成に当たっては、公約である無理、無駄を省き、財政健全化をさらに進めることといたしました。特に平成26年度の予算編成方式を、昨年度までの枠配分方式から、一件査定方式へ要求方式の変更を行いました。従来の枠配分方式は、担当課ごとに一定の財源を配分し、各課がその財源の枠内でみずからの裁量により予算を作成する手法であります。多くの課で配分枠を上回る要求がされていること、課別予算の配分が固定化される傾向となっていること、新たなニーズへの対応や横断的な調整が難しいなどの弊害が出ている状況であり、

財源不足の解消を図るとともに予算の硬直化に対応するため、予算要求方式の変更を行ったものでございます。

なお、少子高齢化の進展による扶助費などの社会保障制度に要する経費や、公共施設の維持管理経費などの経常経費が増加しており、災害への備えや、安全で安心なまちづくり、少子化対策や若者の定住促進、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など取り組むべき事業が山積しております。今回の予算編成は、就任後初めての取り組みであり、財政健全化の推進について大きな取り組みはできませんでしたが、厳しい財政状況の折、事業の執行に当たっては無理、無駄を減らすだけでなく、どのような努力を行うことで、仕事をより効率的に進められるか考え、町民のニーズを的確に反映し、効率的な事業を実施するとともに、健全で計画的な財政運営に努め、財政健全化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今回の答弁の中に、財政健全化を進めようとしたが、ちょっとできなかったという反省の弁も入っているようでした。そこで、私は今回の予算書をいただいてから、どの程度財政健全化に取り組むのだろうということで注目していました。その中で、町税が減る傾向にあるのにもかかわらず、町債あるいは繰入金、大分基金を取り崩して事業を行うのが非常に目立つのです。町長が選挙で、町民の皆様が財政健全化をさらに進めます、給料50%カットしますと言って当選をしてきて、では予算を、初めての予算組みやってみたら、私から言わせれば、この魅力あるまちづくり総合整備計画以外は総花的に予算を配分しているのしか見えません、はっきり言って。どこが今回の予算で違ってきているかということ、これが、この計画を実行するために、随分予算書の中で財政が厳しく大変な方向に進んでいくようにしか見えないのです。今町長が言うように、町民の皆様のニーズあるものを優先的に云々ということがありましたけれども、本当に町民の皆様方が希望しているのか。

ちょっと具体的に、では何を言うかということ、小さくなりますけれども、例えばゆるキャラ一つにしても、町長、今まで私が平成20年度にゆるキャラをつくったほうがいいと言ったときには、執行部側はつくったほうがいい、関口議員もすぐインターネットで公募するから応募してくださいというお願いをされて終わって、その後何もなかった。去年ですか、町長がかわる前に、こちら側の議員から一般質問でゆるキャラをつくったほうがいいのではないですかと言ったら、職員の方がしっかり考えて答弁をいただいた中に、ゆるキャラ効果があるのは全国でほんの数例だと。作製するには相当なお金がかかる。町のブランド確立はゆるキャラではなくて、この町の魅力、あるいは地域の自然だとか、そういう魅力を発信するので、ゆるキャラに注目が集まってしまえば、自然の魅力だとか、そういうのが壊れてしまうと。必要ないという答弁があったにもかかわらず、ここでゆるキャラを作製してくる。もう出している予算にのせてある。ゆるキャラだって、ランニングコストが随分かかっていくという、これは小さなことだけれども、小さなことの積み重ねが、この予算全体に来るのだと思うのです。

本当に町長が財政健全化を進めていこうと思ったら、私はそういう小さなことを一つ一つ、今言うように予算どりの方向を変えたというのであれば、もうちょっと何とか考えられなかったのかどうか。財政健全化を進めていく上で、町長はその気持ちが本当にあるのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

いつも申し上げておりますけれども、私の基本理念は「入るを量りて出ざるを制す」ということでござ



います。常に無理、無駄を省くということを頭の隅に置いて仕事をさせていただいております。しかし、そのような考え方の中でも、未来に希望の持てる行政を進めていかなければこの町は沈んでしまうのではないか、そのように考えております。一步一步進むために、これから町にとってどのようなことが必要か、どのような事業を行っていったらよいか、そういうことに対しては、やはり財政投入をしていきたいと考えております。

ゆるキャラにつきましては、昨年度の私の第1回議会にも、たしか関口議員からそのような質問があったと思います。前町長は、ゆるキャラは必要ないと最終的にお考えになったのだと思います。しかし、新体制になりまして、私としてはやはりゆるキャラ効果、これは十分にあるのではないかと今考えております。ご承知のとおり、昨年羽生市でゆるキャラさみっがございました。あのときの効果はすごいものがあったというお話も、多分関口議員もご承知だと思います。そのような中で、やはり女性の観点と男性の観点は違うのかなというような思いがいたしております。子育てをいたしました私たち母親の立場になってみますと、やはりいつの世も子供たちはああいったマスコットが大好きでございます。そういった中で、前町長はちょっとそういうところが、男として必要ないなと考えたことではないかなと私は思っております。私といたしましては、やはり長瀬町にとってゆるキャラは必要ではないかと考え、今回入れさせていただきました。そのような状況でございますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は質問していません、ゆるキャラについては。

〔「あったと思いますけど」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） いえ、私ではありません。

〔「そうですか。わかりました」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） 今回のこの答弁は、私は会議録から抜いて発言させてもらっています。はっきり言えば、ゆるキャラについての質問は6番議員がやって、執行部側からこういう答弁が返ってきたから、ああ、言っていることが随分そのときそのときで変わってしまうのだなという感じをしたので、この予算を組む、財政健全化をさらに進めていくのだと町民に訴えて、町民の皆様があれだけ新町長、選挙戦大分暑い中、大変な中、町民の皆様が給料も50%カットして身を切ってくれる、財政健全化を進めてくれるのだということを感じて1票を入れたのだと思うのです。ふたをあけてみれば、この26年度予算を見れば、とつても財政健全化を進めていく予算編成になっていないと。私は、だから選挙公約を果たしていくために、財政健全化だけではなくていろんな公約を打ちましたね。いろんな公約が出ているのだけれども、そういう公約をこの予算編成の中で、町民に手形を切ったのと同じですから、しっかり約束を果たしていくために、町長がどんな予算編成大変な思いしたのだろうかということ聞いて、今後26年度やっていくのにも、来年度にも再来年度にもつながっていく。この予算編成でいくと、ことしはいいですよ。町長もこれで伸びていいでしょう。だけれども、どこにしわ寄せがいくかといったら、先の若い人、あるいは私たちの子供、孫の代に、このツケが回るだけなのですよ、今はいいけれども。だから、町長が財政健全化でこの町をよくしていくのだったら、前町長が言って、小さな町ではだめなのではないかという話でいけば、そんなに肩を張らなくていいのではないですか。

それで、今ゆるキャラの話も女性だから、男性だからなんて、町長、そういうことを言わないでくださいよ。もしそういうことを町長が、男性の立場から、女性の立場からと言ったら、私たちはもう発言できませんよ。この町をよくするために、私は一つの例で取り上げているだけだから、ゆるキャラも。今回、

余り興奮しないで小さな声でやろうと思って、余り小さな声だと声が届かないと困るので、ちょっと大きくしているだけで、決して興奮しているわけでも何でもありません。よく聞こえるように言っているだけなので、執行部は、もう職員の人は、町長、本当プロなのですよ。町長はまだ新人で入りたてだから、方向を長期振興計画、あるいはそういう計画書に基づいてこの方向に進んでいくのだということをハンドル切ればいいだけで、あとは各課の課長がもう、そういう行政に関してはスペシャリストなのです。だから、財政健全化を進めるなら財政健全化を進めるように、そういう方向でやればいいのを、ゆるキャラだって執行部のほうはコストがかかるし、お金がかかってしまうから、長瀬町はそういう宣伝方法ではなくて自然の魅力を発信します、地域力の魅力を発信しますと言っているのだから、それで羽生のゆるキャラ大会が経済効果がありますよなんて、あれは羽生で一番最初やって、もう羽生から動きませんよ。長瀬へ持ってくるわけにはいかないのだから。

では、秩父郡市の、よく笑点で林家たい平さんが、「横瀬のブコーさんというのは、私が考えてアイデアやってやりました」と、あれだけ日本テレビで言っていたって、ブコーさん取り上げていないではないですか。私が知っているのは、ふなっしーに、たい平さんがやるからね。もしわからなかったら、私はここでまねしてもいいのだけれども、ふなっしー、くまモン、そういう本当に執行部の方が答弁してくれたとおり、数例しかマスコットなんてならないのですよ。だから、財政健全化を進めていくなら、町長、本当に真剣になって、小さなことからこつこつ、こつこつ減らしてもらえば、私は無理にどかっと減らせとか言いません。そういうところが目に見えているから、町長の公約を果たすために、私は大澤町長はうそつきだと言われないように公約を一つでも実現させて、皆さんが今おっしゃるとおり安心、安全な町とか、いいことを言っていますよ、施政方針でも。それに沿っていけるように、私はちょうちん持ちをするだけの話ですから。財政健全化、いま一度眉毛湿してやってみてください。

この後予算審議やりますから、私は私なりの考えの、いろいろ執行部の方の意見聞いたり、ほかの方のご意見も聞きながら、最後に判断したいと思います。町長、もう一度財政健全化お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問に対してお答えさせていただきます。

女性だ、男性だなどと言わないでくださいというお話ございましたけれども、いつも関口議員に言われておりますのは、女性のきめ細やかな視点ということをおっしゃられております。

〔「自分で言うから」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そういった中で、やはり私はきめ細やかな視点ということでお答えをさせていただきました。

それから、平成26年度予算についてでございますけれども、当初のヒアリングでは35億円程度の要求が出されました。その後、熟慮に熟慮を重ねた結果、今回の32億6,169万3,000円ということで決定をさせていただきました。

また、平成26年度は職員の退職予定者が4名ございます。新入職員予定者が4名でございます。また、水道広域化に向けて準備室に1名出向いたします。それからまた、病欠が2名、産休が2名、実質4名の減になりますが、職員をふやさないで、この人数で職員には頑張っていたきたいということでお願いをさせていただきます。

また、選挙公約でございますけれども、先ほど関口議員から新人だというお話をいただきましたけれども、まだ本当に新人でございます。この私の任期中に、この選挙公約はしっかりとやらせていただきたい

と思っております。

それから、私の選挙公約の中にも、今回の魅力あるまちづくり計画の一部が入っております。そういったものが、非常に今回の予算を膨らませているということでございまして、関口議員、私の公約を実行しろというのでございましたらば、ぜひ今回の予算は可決していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今言うように、ぜひ賛同してくれということなのですが、私はいいいことならいい、悪いことはここで、私も町民の皆さんの負託を得てここに来ているので、町民の皆さんの意見をしっかりとここでぶつけるために来ているのだから、賛成のお願いなどしないで、しっかりと議論重ねて臨んでいただきたいと思っております。

会議規則にのっとって3回やったから、私はしっかりルールを守りながら王道を行きたいと思っておりますので、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目、区長会役員の決め方について町長に伺います。区長会役員を長年続けられている方がいますが、どのように役員を決めているのか伺います。

また、いろんな方に役を受けていただくほうが、民意を酌み上げやすくなると思っております。そこで、長瀨町を4つの地区に分け、役員が順番に回れば公平であり、地域の意見を聞くことができると思っておりますが、現在の役員の決め方を変えていく考えがあるのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の区長会役員の決め方についてのご質問にお答えいたします。

区長会の役員は2年ごとに改選しており、そのときに区長会の会長、副会長とあわせて社会福祉協議会、コミュニティ協議会、消防後援会の各役員を決めさせていただいております。区長会役員については、慣例により町内を4地区に分け、長瀨地区、本・中野上地区、野上下郷・矢那瀬地区、岩田・井戸・風布地区から役員の選考委員を1名ずつ選んでいただいております。次に、選考委員が中心となって、各地区から会長候補者を1名ずつ選んでいただきます。そして、会長候補者と選考委員の話し合いにより、会長と副会長3名を選んでいます。このような慣例により、区長会の役員を決めていただいておりますが、この方法であれば、町内の全地域から役員を選出できるものと思っております。

また、現在の役員の決め方を変えていく考えがあるかということでございますが、関口議員のご提案は賜り、役員改選のときの会議等の際にお話をさせていただきたいとは思いますが、私はあくまでも区長会の意見を尊重したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、再質問をさせていただきます。

区長会の役員人事、今言ったとおり私もそれは理解をしております。私が区長をやったのは、今から23年前、私が40歳のときに、井戸上郷区で、こんな若いのが区長になってしまっ上郷は大丈夫かいなんて心配されましたけれども、私は区長にならせていただいて、井戸上郷区のために一生懸命やった思い出があります。そのときの区長会の決め方が、長瀨まつりをやるから、長瀨六区会から区長会長を何とか選んでほしいというお話がありまして、私は井戸、岩田からの副の中に入れさせてもらって、違う役を受けました。私がこの長瀨町に転入してきてから、区長会長というものは、この長瀨地区から全然動いていないのです。いろんな、例えばまたこれを出しますけれども、魅力あるまちづくり総合整備計画などやった場合、

あるいは私がよく前から言っている100人委員会、みんなの意見をどうやって吸い上げたらいいかということに、私はそこがあるので、この区長会の役員人事の質問をさせてもらっているのですけれども、区長会長というものは4地区を順番で回るのでよという、どこかでこれ何かの力を加えないと、もう長瀬六区会というのですか、その地域から区長会長がずっと出て長年、長年やっているから、例えば町のいろいろな会議に出ていっても、同じ人がいつでも出てきてやっていて、本当に民意を酌み上げられないのではないか。

私は、あるいろんな地域の区長さん経験者に、この話を以前からしています。いい案だと。うちの地域からも本当は出してやりたいのだよね。だけれども、改選時にたまたまそういう強い意見が言える方がいいけれども、もう決まってしまうと2年任期でやっていると、どうもうまくかみ合わない役員改選になっているのだと私は思ったのです。だから、町長主導で、例えば4地区に分かれて選考委員会があるのだとしたら、1回矢那瀬のほうにも、どういう地区分けになってやっているかわかりませんが、その地区に順番で回っていただいて、そういういろんなところの区長会の役員になれば、いろんな審議会に出てやる役員を受ければ、区長会長をやれば、そういう意見が吸い上げられないところも吸い上がると。

今、私も井戸、風布の4区長といろいろ話しますが、区長会では何を言ったって聞いてもらえないということを使う区長もいます。意見出しているのだよと。今回の大雪でもそうなのだけれども、「俺区長だけ、何も無いけど、副議長さんが自分のうちの庭の雪かきしているんじゃ、俺なんかの出番もないんだよね」と言いに来る方もいました。区長さんでね。風布の区長さんは、それどころではなく大騒ぎでやっていたから、ああやって働く区長さんも頑張るって大変だなと私は思ったのです。だから、この役員の方の民意の酌み入れ方、この町長施政方針にも民意を酌み上げるのだという言葉が随所に数多く入っているので、民意の酌み上げ方、1人の方に長年やっていただくのではなく、回り回って4地区からそういう代表者を出して、民意を酌んで酌み上げる、そういう方法も町長は、町長がとろうとすれば簡単にできるのですよ、これは。それを区長会のご意見、区長会に任せておきましょうという、もう手を離れてしまったのだなと私は感じるのです。

だから、私が言う100人委員会というのは100人集めるではなく、ふだん意見言わないような人も出してやればいいのですよ。だから、そこをお願いするために、この役員の方の改選の仕方を私は取り上げました。民意を酌み上げる方法ということで、町長、区長会だけではなくていろんな役どころの人、役員かわらなくたって、町の会議に違う人が出てきてそれなりの意見を言える方向をとればまた別ですけども、考えをお聞かせください。女性の立場からでもいいですよ。私は男性ですから。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

女性の立場でもよいということですので、1回目は女性だ、男性だと言わないでくれというお話でした。

〔「そうだよ、俺は変わるんだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 今度は女性の立場ということですので、よろしく願いいたします。

役員の方の選出方法や任期ですが、特別に定められているわけではございませんが、町の規定では区長の任期は2年と定めさせていただいております。以前、前町長からもそういうお話がたしかあったことがあると思いますけれども、町としては2年やっていただきたいというのが本当の気持ちでございますけれども、なかなかその区によりまして、実際役員が1年で交代してしまっているというのが半数ぐらいあるようで

ございます。関口議員が、私も同じ区でございますので、区長になられた、その経緯も伺っておりますし、ご尽力いただいたことに対しまして、この場で御礼を申し上げるところでございますけれども、私たちの区も1年交代ということでやっております。そういうことも踏まえて、やはり多分会長さん、副会長さんも決めていただいているものと私は思っております。

民意を酌むというお話でございますけれども、やはり区長会の皆さんには区長会のやり方があると思います。そういった中で、26区長さんお集まりいただいてご審議いただくわけでございますので、ぜひその中で役員は決めていただきたいというのが私の思いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、私が言っていることがわかっているかどうかのだけれども、理解されていないのではないかと思うのだけれども、1年、2年にこだわらなくたって、1年交代だって、私は別にトップになったから、1年でかわるのではまずいではなくて、その1年間、町のいろんな審議会あるいは所管するところにいろんな役員を配置できるような体制がとればいいのだと思うのです。だけれども、観光の会議に行けばその方がいる、福祉の会議に出ればその方がいる、全部同じ人がやっているから、どうもこの町は民意の酌み入れ方が違って、地域もさっきも言うように1カ所からずっとその役員が出て、そっちの1カ所の意見だから、町の弱いところって、本当に私もそうなのですよ。

私は、井戸上郷区に引っ越しをさせてもらって今生活しているので、よその地域のことをわからないこともあるのです。だから、議員がいろんなところへ出て行って、ああではない、こうではないと言うとコミュニティを崩すことになるから、私はそういう代表者の方を、区長さんなりそういう方がその地域ごとにおいて、その地域をまとめているから、議員はそうではない、言われてきたらバトンタッチするのだろうなどということをやっているのです、いろんな地域の区長さんからも言われます。区長会長って、どうして長瀨のところばかりで選ばれるのだいというのを聞かれるので、私も区長を経験したときに、「関口君、悪いけど、長瀨まつりをやるために区長会長は長瀨六区会から選んでほしいんだ」ということを言われたので、今ここを出しているのです、区長会長さんはいいですよ、長瀨からずっと出ていたって。だけれども、町のいろんな審議会なりそういう会議は、所管する場面を変えていろんな区長さんが出て行って意見を言ったほうが、1人で全部まとめられればいいですよ。毎回区長会開いて、いろんな地域の区長さんの意見聞いて次の会議に反映するならいいけれども、それだと区長会長さんだって負担が大きくなるから、では逆に町から呼ぶときに、招待というのではなく案内文を、参加は違う方をお願いしますとか、区長会で所管する、例えば総務課を所管する区長会の役員、地域整備観光課がこれからまた課が大きくなるから、観光に関する役員、福祉に関する役員ということで分けていただくように考え方を改めて、そちら側から案内状を出すときにそういう呼び方はいかがですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

関口議員の言われることも、私も理解はできます。ただ、先ほど申し上げましたとおり1年で交代してしまうということ。長くやっていただけの方たちをお願いを多分しているのだと思うのですけれども、1年ということになりますと、1年間本当に私たちもそうですけれども、議員の1年間というのは本当にただ勉強させていただくと。2年目になってから、やっとその流れがしっかりと把握できるという、そういう状況の中で1年で交代してしまう区長さんに役をしていただくというのは、非常に難しいのではないかなと思っております。

これは区長会で決めることですので、区長の皆さん、きょうは長瀨地区の皆さんたくさんおいでになっていらっしゃるようですので、関口議員の質問、考え方に関しましてはしっかりご理解いただけたいものと思っておりますので、26日の区長会の際にまたそのお話も出ると思えますし、私のほうからもそのようなお話が出たということも申し上げさせていただきながら、より関口議員のご意見に沿うような方向に向けられたらよいかと思っております。いずれにいたしましても、これから今までやってきたことをそのまま進めていくか、またがらっと変えさせていただくかはこれからの課題になると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 先ほども言ったように、会議規則は3回なので、不十分でありますけれども、次に移る前に一言だけ、変えられるのは町長がかわったこのチャンスに、やればできるのですから、町長、頑張ってくださいね。またこれ行ってしまうと今までどおりだということになるから、変えるなら今がチャンスなのです。

では、続いて3番目に移ります。3番目、道路整備と踏切改良について町長に伺います。魅力あるまちづくり総合整備計画に南桜通りの道路整備が盛り込まれておりますが、非常に危険な上長瀨駅、長瀨駅の改良ができない限り、安全性、利便性が改善されないと思えますが、考えを伺います。

また、町道幹線9号線が開通しましたが、県道上長瀨停車場線の踏切拡幅との関係で県とどのように連携を図り進めているのか、現在の状況について伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

南桜通りの整備計画についてでございますが、確かに長瀨、上長瀨の踏切は広がっていない状況で、通行にはご不便をおかけしているところでございますが、現在の南桜通りはそれ以上に道幅が狭く、すれ違いに苦慮するなど多くの課題がございます。議員もご承知のとおり、南桜通りはほとんどが秩父鉄道の所有でございます。今回秩父鉄道に用地提供の協力をいただくご了解も得ましたので、長年の懸案でございました町道化を図るため、事業を実施していく計画で進めさせていただいております。

現在、南桜通りの改良工事については、基本幅員車道4メートル、歩道2メートルで計画をさせていただいております。また、長瀨駅前踏切につきましても狭いことは承知しておりますが、大型バスが普通に進入できる広さを確保するためには、家屋の移転や鉄道敷内の大規模な工事が必要になり、前大澤町長も以前の議会で答弁させていただいておりますが、改修には莫大な金額がかかるため、町の財政状況では無理であると判断させていただいております。現在、大型バスの通行が容易にできるような代替路線の計画ができないか、検討するよう指示しているところでございます。

次に、県道上長瀨停車場線の踏切拡幅について、県との連携でございますが、現在も事あるごとに町から秩父県土整備事務所には早期に着工できるよう要望しているところでございますが、現在用地交渉等は進んでいないのが現状でございます。過日も地元上長瀨区と一部地権者から、早期着工に向け要望書が提出されましたので、県土整備事務所にも再度要望を行うところでございます。上長瀨停車場線につきましても、早々に解決できるか未定でございますが、町としましても早期解決ができるよう県へ強く要望し、協力しながら進めてまいり所存でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） この踏切の話は、私ももう思い出せば副町長が建設課長時代から、私もある旧荒川

村の地権者の方に直接会いに行き、いいお話も承ってきたけれども、踏切が広がらない。これは、もう絶対無理なのだと、もう完全あの踏切は広がらないのだよということを発表してしまったほうがすっきりすると思うのです。前から私、前大澤町長時代からも、県道は県がやる、町道は町がやるのだという話でいけば、旧の県道の横に秩父鉄道の用地を買って新しい道路をつくったということで、県ともここでボタンのかけ違いができていないのではないのかなと私は心配しているのです。鉄道は踏切が広がらない状況で、今言うバスも行かない。だったら乗用車の小さな車、乗用車程度しか行かないのだから、あそこは安全なのです。私が秩父警察署に、長瀨駅の踏切を渡ったときにどっちが一旦停止なのですかと秩父警察に聞きに行ったところ、秩父警察署は以前この会議でもやったとおり、警察からいえば上長瀨から行く道は一応道路形態にはなっているけれども、あれは秩父鉄道の個人の所有だから、あそこに一旦停止という標識は立てられないけれども、向こうがとまるのが当然だと。だから、あそこは道が狭いし安全なのですと。あれが道路形態になってしまったら非常に危険になるというご指導を、私は秩父警察署から承ってまいりました。その後、公安委員会でいろいろ配慮していただいて、今あそこは一旦停止というところまで進んでいるのだと思うのです。

町長、この南桜通りを、あそこを秩父鉄道の用地を買って、今言う4メートルの道路、2メートルの歩道をやって、すれ違いができないから危ないのだというのだったら、さっきの1番の質問に戻りますけれども、財政健全化をさらに進めると町民に、町長だってあのとき一生懸命マイク握って訴えたわけですよ。だったら、この南桜通り全線やらないで、あいている用地を待避所にするとか、三峯神社に行くにはトンネル一方通行だから、トンネルの手前で結構長い時間観光客も待ちます。そういういろんな考え方をすれば、お金こんなにどかんと使わなくて、あの上長瀨の桜通りはまだまだいろんな考え方ができる。

私は、南桜通りやるのだという話聞いて、ちょっと本当にあの道路をつくってしまって両方の出入口が狭くて、観光客の方に、あるいは町民の方に利益があるのかなという考えをしたのです。確かそれは、歩道ができれば歩く人はいいでしょう。車の方も、あの中をすいすい走るのはいいでしょう。そうすると、今と違って事故が起きますよ。知らない方は、あそこで真っすぐな道路になってしまえば、横断する方だって何だっていて、必ず事故になってくると私は思うのです。だから、財政健全化を進めていこうという、町長がここでかわったから、ここがやっぱりチャンスなのです。ここが節目なのです。ここで町長が締めれば、前町長の企画で来たかもしれないけれども、財政健全化を進めるために、この南桜通りはもうちょっと後に引き延ばす、そういう手法をなぜとらないのかなと私は思うのです。ただこれでは、本当に用地買って上長瀨は広がらない。上長瀨の踏切が広がらないのは地権者のせいではないですよ、はっきり申し上げますが。地権者は出していいと。代替地ももらえる話まで行っているのでは、代替地もらえばいいよと。快くやってくれているのにもかかわらず、どこかがボタンをすんなりかけないのですよ。今これ声を大きく上げているのは、興奮して言っていないからね。聞こえるように言っているのに、済みませんが。

町長、本気で考えてください。財政健全化を進めるなら、とめるのなら今ですよ。これ可決してしまつたら、このお金どんと使わなくてはなのだから。あそこにあの道をつくって、踏切がもうどうにもならない。県道を広げるのは県がやるといったって、県がやらないから町が新しい道をつくってしまったではないですか。もう県とのボタンのかけ違いを、ここでもう一個またボタンのかけ違いやったら、1個だったらまだいいです。2つもボタンがかけ違っているのでは、誰が見たってちょっとおかしいと感じますよ。いかがですか。笑い事ではないよ、真剣なのだから。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

ただいま質問の中でも答えさせていただきましたけれども、南桜通りにつきましては、議員もご承知のとおり秩父鉄道の所有でございます。それを長年長瀨町で使わせていただいていたわけでございますけれども、いつまでもそのまんまに置くわけにはいかないということで、これは長年の懸案でございました。ぜひこれはつくりたいなと思っております。

また、前町長が魅力あるまちづくり総合整備計画の中で、これも検討委員にご審議いただき、やってくださいということで、私は答申をいただいたものと考えております。これは、長瀨町の観光にとりましてもやるべき案件ではないかなと思っております。

それから、バスのお話がただいまございました。これにつきましては、私も長瀨駅前踏切につきまして、非常に心を痛めている一人でございます。その中で、ことしになりまして1月に、関口総務副大臣のところ、ぜひつり橋をつくってほしいという陳情に行っていました。なぜかと申しますと、関口議員のすぐそばでございます秩父鉄道の所有地、あそこのところが非常に広い敷地でございます。あそこにバスをとめて、観光客にはそこからつり橋を渡ってこちらに来ていただく。そのようなことができれば、あの踏切の解消にもなるのではないかとお願いに行っていました。関口議員もいい話だというお話でございますけれども、これは国指定の自然公園ということでなかなか難しい問題でございますけれども、何とか私も努力をさせていただき、そのようなことができたならと今考えているところでございます。

また、県道上長瀨停車場線につきましては、この陳情は昭和55年に出されております。今までいろいろな皆様方にご尽力を賜ったわけでございますけれども、どういうボタンのかけ違いがあったのか私はよくわかりませんが、なかなか話が進展しないということで、今度町長もかわったことでございますので、私としても地権者にぜひお願いに上がりたいと考えているところでございますので、これからどうなるかわかりませんが、私は私なりに努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この経緯につきましては、副町長のほうから細かいお話をさせていただきます。よろしくお願い致します。

〔「俺の持ち時間はあと30分ぐらいあるかい」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） あと6分ですね。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私の時間がなくなってしまったのは、私の一般質問なので、副町長の答弁は後でまた、私が個人的に伺います。

最後の質問で、今町長がつり橋をという話したけれども、私は一切賛成をしますという話、一回もしたことはありませんからね。私は秩父鉄道の、船玉用に持って広場を、もうかなり前に前町長のときに、当時の観光課長に私が言ったのは、町長、よく聞いてくださいね。あの広いスペースがあるのなら、秩父鉄道であそこを駐車場にして、つり橋なんかつくらなくて、私が言った話は、あそこの広場を駐車場にして駐車料金を取って、川向こうに船で渡る券つきの駐車場券を発行して、遊んできてまた帰り船で対岸に送れば秩父鉄道だっていいし、そういうお話を私、もうかなり前ですけども、議会でそのお話ししています。ここで町長、また橋なんていう、そんなばかげた考え持たないで。



「おかしいよ」と言う人あり

○5番（関口雅敬君） あれは自然公園だの、そういういろんな法則があるのだから、そんな無理な考えはもうよして、大変だから。秩父鉄道に、駐車場料金にライン下りの、ライン下りというか船渡し券つけて、駐車料金ちょっと向こうより高目で、そんなぐらい秩父鉄道だと言って考えますよ、商売なのだから。先日、先ほども議長が言っていたとおり、川越に議長会で研修に行くと。私も参加しました。電車へ乗って行けですよ、西武。西武が困っているから、議長会の川越まで行く方法は電車に乗って川越集合です。それやったからといたって、西武で、ああ、議長会がわざわざ電車で来てくれたのですか、ありがとうございます一つないですよ。そんなものです。

だから町長、矢那瀬に橋かけるとか、長瀬へ橋かけるとか、そういうもう無駄な余計な考えを捨てて、あの駐車場をやるのだったら、逆に秩父鉄道にもう一回町長から教えてやればいいではないですか。もうかるよと。そうすれば、あそこに長瀬でシルバーに仕事を与えられると思うのですよ、多分駐車場係。そういう雇用も生みます。そういうふうにやったほうがいいです。橋はもう絶対無理ですから、本当に。

話がちょっと、町長が急に橋の話なんか出すから、俺も原稿にないことをしゃべってしまったから、自分で何を言ったかわからないのだけれども、財政健全化を進めるのだったら進められる方法をやってください。地権者にどうこうなんて言うけれども、もうさっきも言って理解してもらっているのだと思うのだけれども、旧荒川村の地権者の方は私に使っていいよとご夫婦で言ってくれました。奥さんの兄弟が長瀬に住んでいるので、余りうちで、何か悪者になってしまっているようだから、あの土地使っていいですよといったって、使ったって秩父鉄道のあの踏切が広げられないのがネックなのだから。この南桜通り、そういうこと。これを私は、この次の予算審議のときにもこれが出てくるから、一般質問でまず前座でこれを行っている。それで、この一般質問を聞いて議員各位が、この南桜通りをもう一度真剣に検討して、いいか悪いか、大事な予算を、大きな予算を使うわけですから審議をして、いいことは賛成をし、ちょっとこれはと思ったら反対をしていただくように、私は一般質問にこれを出しました。

ある方から、何でおまえは災害やめたのだと言われたのだけれども、災害はやめたわけではございません。私は、ずっとライフワークにこの災害考えていますので、ぜひ災害担当者は次の議会に、私もう今から準備してありますので、議論をしたいと思います。

私の一般質問これにて終わりますので、よろしく願います。

「回答はよろしいんですか」と言う人あり

○5番（関口雅敬君） 俺の一般質問は終わったので、だから答弁はやるのだよ。

○議長（野原武夫君） 副町長。

「あとはもう、俺のは終わったから、ゆっくり答弁でいいですからね」

と言う人あり

○副町長（平 健司君） 関口議員の質問の中で誤解があるといけないので、ここで私のほうからも一言だけ話をさせていただきます。

ボタンのかけ違いだとか、いろいろ出ているわけですがけれども、町の町道をつくるについては県土整備事務所とは何度も協議を重ねて、県土整備事務所においてはまだ期間がかかると。とりあえず町がつくっていただけるなら先につくってくれというのが平成14年の話で、15年に完成して、町道のほうを今使わせてもらっているところがございます。そのときから、もう話が出ているのですけれども、県道はあくまでも県が整備するから、町の町道を当てにしているわけではないと、こういう話は当時から聞いていますの

で。

もう一点、地権者が原因ではないよというお話をいただいているのですけれども、関口議員にもご協力  
いただいて、いいよと。私も、6年間で2回握手したことがあるのです。土地譲りますよということで。  
ただ、そこに条件が出てくるのです。関口議員のときもそうだったと思うのですけれども、町がのめる条  
件だとか、そういう問題でしたらいいのですけれども、第三者にかかわる条件が出てきますと、なかなか  
それを町のほうとしてのめないと。そういうことで地権者とは、握手を今のところできていないというの  
が現状です。踏切ができれば協力するよではなくて、土地がないと踏切改良ができないという順序があり  
ますので、その辺だけご理解をいただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 暫時……町長が。

〔「まだ、ゆっくり答弁長く、きちんとやってもらうんだから」と言う人  
あり〕

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のほうから、再々質問に対しての回答は要らないようなお話でございま  
したけれども。

〔「要らないんじゃないんだよ。俺の一般質問が終わったって言ったんだ  
よ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 私も、橋ではなくて船でということも当然考えてございます。その中で検討もさ  
せて現在いるわけですが、両方の考え方でいきたいという思いの中で、橋がだめであれば当然、秩  
父鉄道さんともそのようなお話もしております。そのようなこともご理解賜りたいと思います。よろしく  
お願いします。

〔「大変よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 4番、野口です。町道の歩道と河川の整備について、地域整備観光課長にお伺い  
いたします。

平成23年6月の定例会で一般質問しました町道幹線5号線と町道65号線の合流箇所の付近の歩道整備工  
事について、地権者との交渉が難航している。また、馬内沢本流の砂防工事については、県では事業化さ  
れているとの答弁でしたが、いずれの工事もまだ着手されておりません。

現時点での進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、野口議員のご質問にお答えいたします。

幹線5号線、北桜通りの歩道の未整備箇所の進捗状況でございますが、平成23年6月議会で答弁させていただきましたが、その後もなかなか地権者との交渉が進まず、進展していないのが現状でございます。しかし、歩道が途中で切れているのは大変危険でございますので、これからも粘り強く交渉し、少しでも早期に整備ができるよう対応してまいりたいと考えております。

もう一点、馬内沢本流の砂防工事でございますが、本来であれば平成25年、今年度中に秩父県土整備事務所着手する予定でしたが、諸事情により着手できないということで連絡があり、平成26年度に繰り越すということになりました。馬内沢本流との交差する長瀬町道63号線との関係もございまして、町としましては平成25年度に着手できるものと考え、町道の影響部分については既に用地の購入を完了しているところでございます。県土整備事務所では、平成26年度に着手する予定であると聞いております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） では、再質問でお伺いします。

幹線5号線については、職員が粘り強く交渉していることはわかりましたが、歩道が途中で切れているのは大変危険でございます。早期の整備をお願いいたします。

また、馬内沢の砂防工事についても県とよく協議をして、26年度に着手できるようお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、野口議員の再質問にお答えいたします。

歩道につきましては、大変危険だということは町としても十分承知しておりますので、少しでも早く着工できるように、地権者との交渉をこれからも粘り強く要望してまいりたいと思います。

また、馬内沢につきましては、県土とも連絡を密にしながら、26年度には必ず工事ができるように町としても要望してまいりたいと考えております。町としましては、その道路の影響部分については、もう既に購入済みでありますので、その辺は県土整備事務所も承諾しておりますので、早期の着工ができるものと思っております。

以上でございます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

産業観光課の今後の取り組みについて、町長に伺います。長瀬町行政組織条例の一部改正により、4月から地域整備観光課が産業観光課と建設課に分課されることになりました。

そこで、産業観光課の観光の分野で、新たな取り組みや事業があるのか、また観光協会との連携、役割分担について、方向性も含め考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

今回の組織改正は、大き過ぎる課を分課するために行ったもので、特に新たな事業を行うために分課するものではございませんが、課が小さくなったことにより、地域整備観光課のときに比べ、いろいろな取り組みができるものと考えております。

ご質問の観光分野での新たな取り組みということでございますが、新年度の当初予算ではイメージキャラクターを決め、ゆるキャラを作製する事業を計画しております。また、魅力あるまちづくり総合整備計画の一つの事業でございます 葉島公園整備を観光担当で行う予定でございます。このたびの大雪では、南北桜並木を初め、宝登山参道などの桜が多大な被害を受けております。そのため、2次災害を防ぐため、緊急的に折れた枝の片づけや保全作業を行いました。長瀬駅から高砂橋に至る北桜通りや宝登山参道の並木も既に植栽後50年余りが経過し、大分傷んでおりますので、今後の植栽や維持管理をどのようにすべきか、桜の植栽管理計画について検討してまいりたいと考えております。また、観光魅力アップ計画の再検討や、観光トイレ設置計画の見直しなどをあわせ、観光行政全般にわたる検討を考えております。

もう一つの観光協会との連携、役割分担及び方向性につきましては、町と観光協会は長瀬観光の両輪であり、今まで以上に連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。また、役割分担につきましては、現在でも町と観光協会は得意分野で業務を分担しております。基本的に施設整備や看板設置などのハード面は町で、観光情報の発信やロケーションサービスなどのソフト面は観光協会が行っております。現状でもある程度バランスはとれていると感じておりますが、観光協会も法人化後、既に5年がたっておりますので、役割分担の見直しについては両者でよく検討し、改善するところは改善していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきまして、特に新たな事業を考えているわけではないということもおっしゃっていましたが、せっかく課を分けたわけですから、今後の観光化について再度検討したり、今までとは違った取り組みなども考えているものかと思ひまして質問させていただきました。

まず、長瀬町観光協会の業務内容は、観光振興を進めるための各種事業、イベントの企画、立案、運営、地方自治体、交通事業者、観光事業者などとの連絡調整、複数の観光協会による連携、ホームページやソーシャルネットワークサービスを使った情報発信などがあります。主な活動としては、地域内の清掃活動、公衆トイレの運用、観光イベントの開催、観光客の誘致活動、マスメディアへのプレゼンテーション、フィルムコミッション、レンタサイクル、各種メディア、旅行会社への情報提供、宿泊施設の案内、観光名所や交通機関の案内など多岐にわたっています。こういったことを、地域整備観光課と観光協会ですらどのように分担していたのか詳細は把握していませんが、これだけの事業内容、業務内容があるわけですので、今後は今まではこうだったからという概念を外して、新たな考えや運営方針で進めていただきたいと思ひます。

観光協会、観光課それぞれの役割は、運営の方向性として今のところ分担もできているとおっしゃっていましたが、これは長瀬町というわけではなく、一般的に観光協会は観光振興の実動部隊として観光案内所での案内業務であるとか、観光誘致活動として首都圏や海外の旅行会社へのセールス活動などを行っているようです。また、市町村の観光課では、観光の長期的な戦略を定めたり、観光統計など集計し、計画のモニタリングをすることなどを業務としているようです。収入源や組織の特徴、スタッフの得手不得手

から、観光協会と行政は今お話ししたような役割分担が適当なようですが、スタッフの能力として、やはり数年で異動を繰り返してしまう行政の職員が観光の最前線の仕事を手がけるのは、余り効率的ではないようです。また、観光協会などで長期的に実動部隊となっていると、いつの間にか新しい視点が失われ、現状では特に問題を感じなくなってしまうようです。そういったさまざまなメリット、デメリットも考慮して、企画、実行、業務の内容、運営上の役割分担も考えなければなりません。

再質問になりますが、今までの観光施策や観光協会に関する問題、課題などいろいろと考えられると思いますが、今後特に解決しなければならないとお考えの課題などがあればお聞かせください。町長でも整備観光課長でも、どちらでも結構です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

観光協会との連携、役割分担、方向性ということでございますが、現在内容については観光協会と協議をしながら分担をさせていただいております。確かにいろいろな、もう際限がないと思うのですね、観光事業というのは。やろうと思えば幾らでも仕事があるという中で、ぜひ町のほうと観光協会で役割分担をさせていただいて、しっかりやらせていただきたいと思っております。また、観光キャンペーンやイベントなどでも、町も観光協会のほうに協力させていただいております。キャンペーンに行くときには、職員も一緒に行かせていただいたりしておりますので、今後長滞の観光が推進されるように協力しながら進めさせていただきたいと思っております。

問題や課題ということでございますが、問題といえば問題だし、課題だといえば課題だというようなものたくさんあるわけですが、それを一つ一つ今後クリアをしながら、長滞町観光振興のために進めさせていただきたいと思っております。

また、職員を異動させてしまっただけというふうなお話もございました。それも真摯に受けとめさせていただきながら、今回の人事異動にも生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 観光振興のためには、課題や問題をしっかりと知っていただくということも必要なことかと思っております。やはり観光業の方々には話を聞きますと、12月、1月の閑散期や、雨や雪など悪天候のときの観光客の減少といった問題もあります。1年を通して、また天候に大幅に左右されることのない観光地づくりも期待されます。私が考える課題としては、まず指定管理者制度は地方自治体が直営するよりも経費を削減させることが目的で、掲示される指定管理料では収益を上げることはなかなか難しく、観光協会の負担が大きくなるおそれがあります。そもそも観光案内所は、もともと収益が上がらない運営体制であるので、今後は産業観光課と観光協会がよく話し合い、こういった課題を解決するためにはどうしたらよいのか、さらに検討していただくことが必要だと考えます。

また、これは想定ですが、観光課が今後観光協会の事業や内部に大きく関与することで町の意向が強く反映され、指導を受けて事業を請け負うといった下請的な存在になることは懸念しなければなりません。一般社団法人長滞町観光協会がしっかりと自立できるような仕組みづくりをするのも、行政の役割ではないかと考えます。実際に北海道富良野市では、行政が観光協会設立に携わり、協会に収入が入る仕組みづくりをつくり上げたそうです。そのほか国の補助金やモデル事業を獲得し、新たな収入源の確保にも取り組んでいるようです。また、観光振興計画を策定し、中期的な観光の方向性も定めているようです。いろ

いろいろご意見もあると思いますが、行政と観光協会がしっかりとコミュニケーションをとり、役割分担、意思の疎通を図ることで、長瀨町の観光もさらに発展していくのではないのでしょうか。

また、新たな取り組みとしましては、単純にまずは多くの観光客に訪れていただくことだと思います。そのためにはどうするか。アンケートの実施や、入り込み観光客の適正な把握をして長瀨の現状を知り、悪いところは直し、よいところは伸ばすことが必要だと思います。その次に、遊びに来ていただいた方に満足して帰っていただき、リピーターになってもらうためにはどうすればいいか。接客や商品の見直し、新たな観光資源の開発、施設の整備などを考えるには、おもてなしなどの講習会、講演会、勉強会などを開催することも必要だと思います。外国の観光地では、学校教育の中におもてなしのような授業を入れて、観光客に対して町全体でもてなすといったところもあるようです。

また、観光客がふえるときというのは、時期的なものはもちろんですが、テレビなどメディアの効果もかなり大きいということは皆さんご承知かと思います。そういった中で、ホームページはもちろん、今では多くの観光地で観光課や観光協会がフェイスブック等を利用して情報を発信しております。先ほど町長の施政方針にもありましたが、観光情報や地域の情報を発信するには、リアルタイムで正確な情報を伝えるいいツールです。先月の大雪で佐久市長のツイッターの活用に称賛の声があったということですが、今はお金をかけずとも、家から出なくても多くの方と意見を交換し、情報を共有し、伝えることができるツールがあります。現在は、長瀨町観光協会でも発信しておりますが、これに産業観光課も連携して、より多くの情報をより多くの方々に発信するのでもいいと思います。観光立町として、地域の方々からも愛され、住んでいてよかったと思われるような町にするためにも、観光振興策で新たな観光資源を開発し、観光客の満足度を高め、新規リピーター客をふやし、さまざまな経済効果に波及していける構図を考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

最後に、本当はちちぶ定住自立圏の報告会でいろいろと確認したかったのですが、大雪のために延期されてしまったのでお聞きします。秩父地域おもてなし観光公社について、もちろん最終目的は地域経済の活性化ということで同じ方向を向いていると思いますが、その方法についてはいかがなものかと疑問もあります。

最後の質問になりますが、おもてなし観光公社の事業で、行政区を横断した観光商品「秩父百選」の開発運営、「LOVE CHICHIBU」という地域ブランド、秩父地域旅のパッケージツアーなどもあるようですが、多分ほとんどの議員の方も詳細は知らないのではないかなと思っております。こういったことは、町としてはどの程度把握していて、これらについて意見をしてきたのでしょうか。また、どのように決められているのか。おもてなし観光公社に対するご意見、感想なども含めてお聞かせください。

また、今までの意見を聞いていただいて、観光立町を目指す長瀨町として、観光の今後を見据えた指針づくり、観光振興政策などを策定する考えはあるのかお聞かせいただきまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

いろいろとお話をいただきましたので、うまくまとめられるかちょっとわかりませんが、細かな点につきましては地域整備観光課長にお願いしたいと思います。観光協会について、町の下請になってしまうとまた困るというようなお話でございましたけれども、そのためにやはり指定管理者制度というものを利用させていただいているわけがございます。

それからまた、冬場の観光についてのお話がありました。ことしは特に2月の大雪で、観光は非常な打撃をこうむったわけですが、一昨日ですか、3月10日の日に内閣府以下国のほうから視察団が訪れましたときに、農業につきましての補助、援助、救済、これはしっかりとやっていたようですが、長瀨町にとりましては観光が大打撃をこうむりましたというお話をさせていただきました。特に桜の枝がたくさん折れてしまって、この春、桜がどのような状態になるのか非常に不安ですというお話をさせていただく中で、またロウバイがちょうどよいシーズンであったという、そこに大雪が降ったためにお客さんが来なかった。そのために、観光業者が毎日日銭が入ってこなくて非常に困っていますというお話もさせていただきました。内閣府の副大臣がしっかりとこれを受けとめていただいて、わかりましたというお話ですが、ぜひこちらのほうも国のほうで何とかしていただきたいなと思っ

ているところでございます。また、例年冬場の観光はなかなか、ロウバイはお客さん来てくれるけれども、そのほかに関しては駅から下にはなかなかお客さんが行かないという中で、ことしはこたつ船が非常な好評だったというお話だったので、これもちょうどいいスタートを切ったと思えば大雪になってしまって、キャンセルをしたり、また乗りたいというお客さんが来たけれども、無理だということでお断りしたというお話も聞いております。いろいろ観光業者も努力をさせていただく中で、これから冬場の観光についても考えさせていただきたいと思っております。

それからまた、定住自立圏のおもてなし観光公社の件でございますが、やはり定住自立圏は秩父市が主ということでやっているものですから、長瀨はなかなかその端っこになってしまうというような状況の中で、長瀨町としては新たな広域観光の推進ということで、寄居や皆野町、東秩父とも連携をしていかなければならないのではないかとということで、今課とも相談をさせていただいているところでございます。おもてなし観光公社が秩父郡市一帯に波及して、よい結果が出ればいいのですが、まだなかなかそこまではいかない。また、ことしはうま年のご開帳ということで、長瀨町には札所もないということで、この効果もちょっと無理かなという思いがしておりますけれども、それでもわずかではあっても、札所においでいただいた方が長瀨に寄っていただけたらありがたいなと思っ

ているところでございます。細かいおもてなし観光公社の話ですとかにつきましては、課長のほうから答弁させていただきます。よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、おもてなし観光公社の事業内容でございますが、現在おもてなし観光公社、公社から一般社団法人へ移行を進めているところで、現在事務局等の募集も行っている模様でございます。内容につきましては、今うちのほうの資料によりますと、例えば自転車を活用した事業とか、案内マップの作成とか、外国人の誘客に向けた会議とか、そういうふうな1市4町で広域でやっていく事業ということで進んでいるようでございますが、先ほど町長も述べましたが、秩父市が中心ということで、なかなか観光面、長瀨の思うようにならないというのが現状でございます。その辺で、また担当者も会議があるごとに、そういうこともよく言っておりますが、なかなかうまくいっていないのかなというのが現状だと思います。

それと、あと町の施策として何か計画があるのかということでございますが、先ほど町長も答弁の中で答えさせていただきましたが、観光魅力アップ計画というのがもうかなり前に策定されたのですが、ちょっとその内容も古くなっておりますので、見直しを今考えております。これが、この魅力アップ計画が観

光の基本となる計画でございますので、また課が小さくなって動きがスムーズになると思いますので、そういうものも一緒に計画を見直して、今に合った、現状に合った観光施策をまたつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。最初に、将来を見据えたまちづくり計画について町長にお伺いします。

自治体のまちづくり計画では、将来の推移人口や土地利用構想などを軸として、基本目標や将来ビジョンなどの将来像が掲げられると思います。長瀨町では、「はつらつ長瀨プラン」で将来像を掲げています。しかし、10年、30年先を推定した人口や税収などが見越されていないようです。さらに、魅力あるまちづくり総合整備計画では、町全体の将来的な整備計画の青写真ができていないようです。

そこで、まちづくりの基礎となる将来像を示すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の将来を見据えたまちづくり計画についてのご質問にお答えをいたします。

当町のまちづくりの将来像を示す総合振興計画の基本構想は、計画期間を10年と定めております。これは、変化の激しい社会経済情勢を10年以上先にわたって見通すことが難しく、国や県等の影響を多分に受ける町の将来像を見通すこともまた難しいからです。特に人口動態や税収は社会経済の影響を受けやすく、長期的にわたって、その動向を見通すことは難しいものでございます。たとえ30年先の見通しを立てたとしても、将来像が抽象的になり、実像から大きく離れたものとなることが考えられます。そのため、当町の総合振興計画は10年を計画期間とする基本構想、5年を計画期間とする基本計画、3年を計画期間として毎年見直しを行う実施計画から成る3段構成としておりまして、実情に沿いながら事業が実施されるようになっております。現在の基本構想は28年度までの計画であり、平成28年度には第5次総合振興計画の策定を行う予定でありますが、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、町民参加により将来を見据えたビジョンを定めた計画の策定を行い、総合振興計画に基づいて計画的な行財政運営に努めてまいります。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町の総合計画は5年、10年で立てられているということは私も承知ですが、地方の時代が叫ばれて15年、しかし地方の税収はふえず、4月からの消費税増税でも地方に移譲するお金は多く望めないというようなニュースが伝わっております。国のほうで見ますと、よろしいですか、例えば今2013年、人口は1億2,000万人、早口で言いますね、2043年は8,913万人、2063年には8,000万人を下回ると。そのうちの高齢者率は、2013年25.1%、2035年33.4%、2060年には39.9%が高齢化するというふうな統計が出ているわけです。国は、この指針に基づいて、要するに日本の将来設計を出しているわけです。長瀨町で、簡単なことだと思うのですよね。例えば10年、20年、30年、50年先に人口がどういうふうになると。そうなったらば、生産年齢は何人ぐらいということで、税収はどのくらいと。それに従って予算立



てをするのが一般的ではないかと。

特に、よろしいですか、長瀨町でこういう公債費適正化計画というのを出しています。この中に町債は、各年の元金償還額を下回るものとしますというふうに書いてあるわけです。今年度の予算見ると3億2,600万ぐらいですか、が町債費ですよ。償還が3億1,300万ですよ。ということになると、この文章と違っているということですよ。要するに、各年度の元金償還を下回ると、借り入れのほうはね、町債発行はと書いてあるのだけれども、予算で違っているのではないかと私は思います。

さて、それから税金がふえれば行政サービスを高めると、税金が減ればサービスを切ると、不足する財源は借金すると、こういう形で多くの地方自治体が、今政策を行っているということだと思いますが、これ要するに先を見越した百年の計というのがないと、とにかく国からの依存というのが大きいと思うのです。やはり5年、10年というお話だったのですが、少なくとも将来の人口推計、推定増収、土地利用構想というのは出して、町の将来像を出していくべきと。言葉で言うと、多分「はつらつ長瀨」というのが将来像といいますか、いう言葉だと思います。これは最初の、私議員になって初めて言ったのですが、はつらつという言葉は鴨長明の方丈記の中に出てくる言葉なのです。確かに言葉としては、はつらつというのは何となくわかるのですけれども、町民が具体的にイメージできないのではないかなと思います。例えば、その下に、その「はつらつ長瀨」が長瀨町の将来像のビジョンの言葉だということであれば、私は簡単に言うと、「自然、住民、交流人口の心を大切にしたい安らぎのある長瀨町」とか、そんなふうな文言が入ってくれば、ああ、長瀨町はそういうのを目指すのかというふうなことがあると思うのですが、それなしに町が5年、10年のサイクルで、ただ一番上の目標なしにやっていくというふうなことはいかなものかなと思います。

町長が町政を行うのに、まずお聞きしたいのですけれども、私は何かをやるとき、とにかく情報収集すると、それを分析すると、戦略を立てて決定をします。これが、そんなに言葉で言うほどしっかりできていませんが、情報収集、それを分析すると、戦略を立てると、決定をしていくということが大切なのかなと思います。町長としてそういう町政をやっていく上にどういふことを根本に持っておられるのか、それを質問したいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

村田議員は非常にお勉強されておられるものですから、私ははつらつというと、はつらつは元気はつらつというような発想しかないのですけれども、安らぎのあるとか、いろいろ難しいお言葉をいただきました。深く掘り下げるといいますか、やはり学校の教員であったということで、そういうあれなのかなと思いますけれども、少し私も勉強させていただかなくてはならないなという思いが非常にございます。そういった中で、情報収集ですとか分析、戦略というお話をいただきました。情報収集、当然これはそうですけれども、基本的に長瀨町をどのような町に持っていくかということが、私の一番の使命だと私は思っております。そういった中で、長瀨町は前町長もそうでしたけれども、観光で潤えるまちづくりにしたいという思いがございます。そういった中で、どう戦略を立てていくか、情報収集をどういふふうにしていくかということが私に課せられた使命だと私は思っております。そういった中で、先ほども岩田議員のほうからも質問がございましたけれども、今後長瀨町をこのような観光地に持っていきたいというようないろいろな構想を練ってございます。ただ、まだそれを発表できないというような状況で、まだ構想を練

ている段階でございますので、発表できないという段階でございます、非常に残念なところでございます。

また、町の全体将来整備計画の青写真というお話でございますけれども、多分村田議員もご承知かと思っておりますけれども、以前長瀨町には将来観光トイレがどのくらい必要かということで、設置計画というものをつくった時代がございます。その計画によりますと、まだまだ観光トイレは足りないというような状況がございます。また、道路マスタープランというものが、これは平成7年ですか、できております。これにつきましても、そのマスタープランからいきますと、長瀨町も既に橋が、現在ある橋のほかに2つできているわけなのですが、なかなか19年たってもその橋が実行に移されないという状況になっております。言うは易く行うは難しという言葉がございますけれども、いろいろ長瀨町の将来を見据えて事業を進めていきたいという中で、財政も伴うわけでございますから、その中で少しずつ少しずつ進めていくというのが、これは私に与えられた責務だと思っております。

情報収集というお話、その情報収集を分析、戦略というお話でございますけれども、私の思いの中には観光立町という中で情報収集をさせていただき、何が長瀨町の観光にとって必要かということを分析させていただき、その中でいろいろと戦略を立てさせていただいているというのが実情でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 1番の質問だけで時間がかかってしまうので、簡単にもう少しやりたいと思いますが、長瀨町の人口が今現在、国勢調査で前回調べたのより5年先行して人口が減少しているのです。それから、高齢化も進んでいるのです。10年で約955人、約ではないです、ぴったりです、2月1日現在で人口減少しているのです。これから、だから町はどんどん、どんどん人口が減っていくということなのですが、自治の基本というのは財政の自立ということだと思っております。埼玉県ホームページ見ると、長瀨町は予算規模が24億幾らぐらいということで出ているのです。ホームページ見ていただければわかると思うのです。それで32億ぐらいだから、かなり上回ってはいるのです。以前も私質問しましたが、役場職員のやる気と能力発揮のために、先ほど町長は2人欠になっているが、そのままやると言われましたけれども、職員数削減、これはありきではないかなと思います。少なくしたら仕事ができないということでなくて、少ない人数で知恵を出し合って町政をやっていくと、これ実際にやっているところもあるわけですからね。要するに、町民の血税を有効活用するということで、やはり民主党政権が頓挫しましたが、ある程度の仕分けというのは必要だと思います。本年度予算は、今までの、ちょっとここ十何年ぐらいの私予算規模を見たのだけれども、一番多いのです。だから、仕分けという言葉と違う逆行しているのではないかなという気がします。

それから、第2に若者定住ということを町長はおっしゃいましたが、確かに箱物とかを整備すれば来るのではないかなということはどうかなと。なぜかといいますと、寄居、小川間、ホンダさんがたくさんできましたよね。夕方あそこを通ると、もう車が出てきてどんどん、どんどん川越方面に行くのです。全部渋滞しているのです。駅のところへおける、中学校があるのですが、あの中学校のところからずっと男衾あたりのところまで車がつながってしまうのです。大渋滞するのです。結局ホンダへ勤めている人も、こちらへ定住ではなくて、向こうから通っている人が非常に多いのです。長瀨が、どこか企業誘致も難しいかもしれないけれども、そういうものがあって箱物ができるというのが、私は当たり前ではないのかなと。

ここからちょっと数字言いますね。これはご存じだと思うのですが、年度によって大分違うのです。長瀨町は、財政力指数0.438、将来負担比率127.6、経常収支比率79.6、実質公債費比率が24年度に15.9になると。これは単年度と3年の2つで見ていると思うのですが、長瀨町のさっきの公債費適正計画では15.9となっているのです。今、私がちょっと調べたのだと19.0ぐらいかなと思うのですが、ここのところちょっとどのくらいになっているのかなと。もしここに、前にお座りの方々、日本で一番豊かな村、愛知県の飛島村ですよね。これが、多分飛島村だと思ったのだけれども、財政力指数が2.0なのです。ただ、これは住民の努力ではなくて、一番豊かな村ということになっているのですが、様子をもし、多分町政を預かる方々だから、知っている人が中にはいるのではないかなと。それについて、もし知っていたら、知らなかったら結構です。

以上、再質問を終わります。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

平成26年度の予算の膨れている原因は、皆さん議員ご承知のとおりだと思います。そのほかは25年度と比べてみまして、それほど変わっていない、そのような実情でございます。先ほども述べさせていただきましたけれども、財政健全化を進めるから何もやらないですよというのでは、今後の町の将来が危ぶまれる。そういうような状況の中で、大変だけれども、何かをやっていかなければ町の進展はないというのが私の考えでございます。

先ほど職員2名というお話でしたけれども、実質4名の減になります。

それから、あとは実質公債費比率のお話は、また総務課長のほうから申し上げますけれども、人口減少につきまして、私も非常にこれは危惧しております。ことしになりまして、今現在27名の方がお亡くなりになっております。その中で、多分お生まれになった方は5人か6人ではないかと今思っているところで、五、六人だと思います。2月の半ばまでで4名でしたから、その後1名か2名生まれたとしても、そんなものですね。そのような状況でございまして、ただ高齢者が多いということで、お亡くなりになるのは高齢者なのです。ですので、子供さんを産み育てる場として、長瀨町をどういうふうにしていったら若い人たちに入っていだけるかということで、若者定住促進を考えているわけでございます。手をこまねいているわけにはいかないという中で、いろいろと私たちも努力をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

細かい数字につきましては、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問の中で数字の関係等ございましたので、議員と若干違う数字等を答えさせていただくかもしれませんが、私のほうで把握している数字のほうをちょっと申し述べさせていただきます。

まず、最初に県のホームページで財政規模24億ぐらいという話があったかと思うのですが、これは標準財政規模の項目、指標ではないかと思います。これにつきましては、単純に予算規模ではなく、通常水準の行政活動を行う上での必要な一般財源の総量ということで、簡単に申しますと標準税の収入額と交付税と、あと臨時財政対策債、大体合わせたものという形でございます。

それから、実質公債費比率ですか、15.幾つとかというお話いただいたと思うのですが、こういう数字は全て決算上の話になってまいります、平成24年度決算で実質公債費比率は11.8、これ少ないほうがい

いわけですが、前年よりは下がっております。ただ、一部事務組合の事業とかございますので、これで下がったから健全化が進んでいるということではないということで認識しております。また、経常収支比率については、使える一般財源が義務的経費等で公債費等を充てる財源でございますけれども、これにつきましても決算ベースですが、24年度は91.5だったかと思います。上がっておりますので、こういうのも含めますと、決して財政でいいということは認識はしておりませんが、一つ一つ無理、無駄等を省きながら健全化を図っていかなくてはいけないということかと思えます。

数字の面については以上でございますが、ちょっと健全団体と申しますか、愛知県の飛島村ですか、私もそちらへ行ったこともないのでわかりませんので、答えは控えさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 時間に追われて、では先ほどの件につきましては、将来展望に立った財政運営というのをぜひお願いしたいと思います。

続いて、防災対策について、総務課長にお伺いします。町では「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」を進めていると思います。しかし、起こり得る災害を想定し、住民に周知が必要な防災マニュアルは作成されていないのではないのでしょうか。また、その災害発生を想定した全町的な防災訓練が実施されておられません。そこで、「安心して暮らせる町の実現」には、全町一斉の防災訓練が必要と考えますが、いかがか伺います。

また、今般の降雪災害では災害救助法が適用されるほどの甚大な被害が発生しました。しかし、町では災害対策本部を設置せず、策定された「長瀬町防災計画」による災害応急対策が機能しなかった面も多いと思われまます。そこで、今般の被災状況の把握をどのように行い、さらに実効性のある防災計画にするため、内容を見直す考えがあるかお伺いします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

防災対策についてのご質問でございます。起こり得る災害を想定し、住民に周知が必要な個別の防災マニュアルにつきましては、地震ハザードマップにつきましては作成し、大地震が発生したときの対応や、日ごろから備えておいてほしい備蓄品などを記載しておりますが、新たな課題として土砂災害用のものを現在検討しているところでございます。しかしながら、県の土砂災害指定の見直しも、まだ全町済んでおりませんので、マップ、マニュアルにつきましてはまだ作成できておりません。なお、災害に備えての特集記事につきましては、定期的に町の広報に掲載をさせていただいております。

防災訓練につきましては、地域における個々の役割を理解すること、避難場所の確認や避難経路を確認すること、災害の基礎知識を得ること、防災資機材の技術を習得すること、そして特に重要であることといたしまして、その地域のことや、どんな人が住んでいるかなどを知ることであると考えております。また、災害時に早期に実効性のある対策をとることが難しい場合や、役場自体も被害を受けていることが考えられますので、住民お一人お一人が自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと、共助が必要と考えます。これら自助、共助、公助が有機的につながるようにするには、地域のつながりが大変重要であり、防災訓練の実施につきましては行政区あるいは自主防災組織などの単位で行うことが、より効果的ではないかと考えております。

次に、このたびの大雪の被災状況の把握につきましては、15日土曜日午前7時30分、緊急体制をしき、

町長以下総務課、地域整備観光課の職員が参集し、情報収集やその対応に当たり、また警察、消防、土木建設業者、東京電力、NTTなど関係機関と連絡をとりながら対応に当たりました。また、町民の生活に重要な情報については、防災行政無線や町のホームページ、また、ちちぶ安心・安全メールにより呼びかけを行いました。15日の晩は職員が当直し、情報収集や町民の関係機関からの電話対応をいたしました。なお、24日までは夜間は代表電話を転送し、夜間の電話にも対応してまいりました。翌16日以降は、幹部職員による対策会議を定期的に開催し、町内の被災状況や各課の対応状況などを共有していたところでございます。

続いて、防災計画の見直しについての考えでございますが、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正内容や、埼玉県地震被害想定調査の結果公表、今回の大雪に対する被害状況等を踏まえ、長瀨町の地域特性や実情を考慮し、長瀨町の防災体制のさらなる充実を図るため、計画の見直しは進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 長瀨町の防災総合計画というのですか、ページ数に及ぶと相当なページになるのです。私も、もったいないのだけれども、プリントアウトして、自分でこれを一生懸命見えない字を読んだのです。雪害のほう、雪の害は再々質問でやりたいと思うのですけれども、まず長瀨町は昼間人口と夜間人口どうなっているかという調査統計はできているか。というのは、埼玉県は88.3%で、日本で一番昼間人口が少ないのです。災害というのは、いつ起こるかかわからないわけですよね、夜起こるか昼間起こるか。多分見守りが必要な人の名簿というのは、できていると思います。しかし、やはり昼間人口、夜間人口も統計はとる必要があるのではないかなと思います。

まず、全町の防災訓練は、実施予定があるという総務課長のお話ではなかったわけです。これほどの雪の災害があったということと、あとは災害は全町的に広範囲にわたるもの、それから火災とか一定地域、水害もそうですよね。土砂崩落も、ある程度一定地域です。そういう災害予知マップというのですか、そういうものは長瀨町ではできているのでしょうか。この辺は、こんなものが危ないと。できていても、それが住民に周知されていなければ意味がないわけです。例えば避難所の話なのですが、今回の雪かきで、「何かどこかへ避難するときは、どこへ避難したらいいんだい」という区民の方が多かったのです。これは、いよいよの場合には集会所、または最大限は、うちの地区は小学校だと思つと。地震なんかは、空き地がうんとあるから、まずそこへ逃げるといふうなことだと思つのですが、先ほど総務課長は自助、共助、公助と。これは当たり前のことなのですが、リーダーはやっぱり公ですよね。役場からのリーダーシップがないとできないと。

なぜ全町的な避難訓練ができないのでしょうか。これぜひやったほうがいいのではないかと思うのです。一部地域、一定地域、うちの地区はやったやったというところもあります。では、やらないところが、まるでちょっと何か怠けているような、ただ区の状況によって随分違ふと思つのです。うちのほうは区長さんがお勤めをしているというふうなことで、年1回しか区の会議がないのですよ、情報は入ってこないのですよ、そういう区もあるわけです。ぜひそれ検討していただけたらと思います。

あと、もう一点なのですが、多分昭和11年、私も生まれていなかったのですが、長瀨町で大火災があったのです。うちの近くです。うちの近くでは、災害というと火災なのです。多分昭和40年代後半に、地域住民の初期消火手段として消火栓が設置されたのです。ホースもあるのです。そのときに使用説明があつ

たのですが、それ以外一回も使用説明もないのですよ、消火栓の。それどういうふうに、いざ火災で初期消火というときに使えないのではないかなと思うのですが、点検とか住民への説明会とか、そんなふうなもの。安心して暮らせるまちづくりのために、簡単に答弁お願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 何点かご質問をいただきましたので、漏れておりましたら、またご指摘いただきたいと思うのですが、まず昼間人口、夜間人口の割合でございますが、こちらは国勢調査で出ております。ちょっと手元に数字持ってきていませんので、後ほどまたお話しさせていただければと思います。

あとは防災予知マップということですが、1回目の答弁のときにもお答えさせていただきましたが、地震ハザードマップは平成21年つくらせていただいています。長瀬町で大きく考えられるのは土砂災害、県のほうで調査、説明会、地域住民等へ行っております。また、一部地域は告示等もされまして、警戒区域等指定もされておりますが、まだ全町的に調査、説明会等も済んでおりません。それらを受けて作成、そんな悠長でいいのかというようなお話もございますが、まだちょっとその辺ができておりませんので、今後も県等に働きかけて、その辺の調査、告示等で、できるだけ早い段階でマップ等をつくっていきたいと思っております。

それから、全町的な訓練ということでございます。ここ四、五年で自主防災組織という形で、各地域では避難訓練とか炊き出し訓練等を中心に行っていた区がふえてきております。ある程度統一日を決めてできるというのは、一つ方法としてあろうかと思えます。いずれにいたしましても、区長会、自主防災組織のほうにその辺の話というのは伝えさせていただきたいと思えますが、町が全然構わないのかということではなく、町のほうのそういうある一定の日程でも決まれば、昨年も行いましたが、双方向の訓練、電話の伝達、どこどこで何々が起きているという、そういう情報伝達訓練というのは、つい先日もある地区とは実施させていただきました。

それから、消火栓ホースにつきましては、基本的に各行政区というか、地区の持ち物かと思えます。一昨年だったでしょうか、いわゆる管槍という先の部分が、しんちゅうですか、価値があるということで、大分盗難等もありまして、それで買いかえをされた地区等もございまして、それを機会に訓練とかされた地域もありました。具体的な、今年度も長瀬の地区等でも消火栓を活用した訓練等、消防団の協力等をいただきながら実施しているところもございまして、確かに全町的に温度差等があるかと思えますので、その辺はまた町のほうもできるだけ地域でお願いしたいという話は伝えていきたいと思っております。ただ、いずれにしても行政だけでは限界がございますので、その辺地域でも、主導的にはその辺のできることはお願いしたいというのが考えてございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 何としても町主導で、町一斉でやりたくないという答弁と考えてよろしいわけですか。そうとられますよね。区によって、長瀬ではやっている。では、ほかでやっていないところがあるのだから、長瀬だけで災害が起こるのではないのです。そうでしょう。長瀬地区だけで起こるのですか。うちの地区は、さっきも言ったけれども、区長さんは勤めで、もうどんどん、どんどん低年齢化しているのです。勤めに行っているのです。1年に1回しか区の会議がないのです。だから、そういう状況のところもあるのだというのを加味して、先ほど発言したわけです。

次、大雪に際してですけれども、もう時間が無いので、ここに寄居町の広報があるのです。私、寄居の

役場へ行って調べてきました。総務課の方とお話をして、資料もいただいてきました。秩父だけではなくて、違う地域も調べたほうがいいのではないかなということで。秩父の各市や町には、電話で災害対策本部を設置したかどうかは確認しました。東秩父村は、災害対策本部は設置しませんでした。寄居町の場合、3月号の広報に大雪災害の対応についてということで、被害状況も載っています。町内の主な被害状況、何が何件、全壊が何件とか、見込みの推計額も出ています。これどういうふう調べたのかというと、町の職員が各地区に出回って調べたということなのです。ここに総務課長が区長さん宛てに出した文書があります。途中読みますよ。「個別の聞き取り調査をお願いするものではなく、現在お持ちの情報で結構です。お忙しいこととは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします」という言葉なのです。これは、あっていい言葉ですか。個別の聞き取り調査をお願いするものでなくと、ということは区長さんが、うちのほうも回ってこないですよ、当然。聞き取り調査要らないのだから。これには、こういう何がどれだけ壊れたというふうなことが出ているのです。自動車、バイク、作業用機械等が、全壊か半壊か一部損壊かというような調査なのです。うちの区長さんが、これ出しますか。出すと思いますけれども、これ聞き取りもお願いするのではなくてという、それを町の情報とするのですか。これでいいのですか。

だから、今回の災害についてどのくらいの被害があったかということは、これ補償しろとか、そういう問題ではないと思うのです。していただければ、うちも車と車庫が壊れたからうれしいけれども、とてもそんな町に予算はないと思います。だけれども、実際どのくらいの被害があったのだろうと。では、命に支障があった人は、けがをした人は、そんなふうなことを区長さんが聞き取りしなくてわかるのですか。こういう調査の方法でいいのですか。余りにも、寄居町は全部が全部ということではないと思いますが、違い過ぎるのではないですか、その情報収集の仕方が、と私は考えるのですが、今後も異常気象ということで起こり得る災害と。スコールであるとか、だから大雨ですね、これは全町的なものになります。今回みたいな大雪もあるかもしれないということなのですが、それを教訓にした要するに対応というのですか、そういうものが必要だろうと。その教訓にするためには、情報収集がしっかりしていなければいけないのではないかと。私が区長ならば、これ怒りますよね。

〔「怒ってるよ。怒っている人いっぱいいるよ」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） ええ、それでいいのかということで、被災した方は、ええ、何だそれということで考えると思うのです。そんなふうなちょっと、済んでしまったことをどうこう言ってもしょうがないのだけれども、これからでもある程度の状況把握をして、次回の災害にぜひ備えるように要望します。答弁はお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、広報等で寄居町が被害状況等をお見舞い申し上げるとともに出されたということで、私も中身見えていないのですが、町のほうも広報のほうは被害状況まで載せられなかったというのは、紙面の都合というよりは期限の発行日との、校正との段階で最低限もう、15、16日でしたから、2月は28日までしかございませんので、その辺で雪のことに関しての広報については、あそこまでが実際限界でございました。

あと被害状況の個別の聞き取り調査、内部でも話し合いは出ました。個人情報なので、またどこまで聞き取れるかどうかという問題もありました。一応町の職員等が出向いたりすればいいのかもしれませんが、ほかの対応等もありましたし、また日常業務に戻ってもなかなか出向くこともできないケースもありましたので、区長さんにも負担にならない範囲ということで、ちょっとそういう文書を出させていただきますし

た。地域によっては、個々にかなり詳しく出していただけるような情報も聞いております。その辺もまた今月末ぐらいまでということをお願いしていますので、まだ上がってきていませんので、細かい被害状況についてはわかっておりません。しかし、農業被害等につきましては、これは農林担当のほうで出向いたり、逆に報告等もいただいている中で被害額とかは把握してございます。今後の教訓ということで、確かに異常気象で何が起こるかわかりませんので、その辺はまた情報収集というのは、非常にその後の対応にとりまして大事なことは思いますので、検討等をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） まだ時間のほうはありますか。

○議長（野原武夫君） あと15分。

○2番（村田徹也君） では、済みません。災害につきましては特に、もう終わったわけで質問ではありませんので、寄居町では新聞紙上でも出ていますが、用土のグラウンドに要するに分別して、無料で町で預かりますよと、そんなふうな、それからこれから住民の説明会も行いますよというふうなことです、長瀨町もまだ間に合いますので、次回の広報でも特別号でもいいですから、ぜひそんなふうなことをお願いしたいと思います。

3番目の高齢化対策について。2月1日現在、当町の高齢者数は2,477人で、高齢化率32.21%です。厚生労働省では、高齢者の認知症は15%、認知症になると見込まれる疑似者率は13%としております。認知症有病者率は、一般的に20%程度と推定されているようです。そこで、当町に当てはめると、500人程度は認知症の可能性があると見込まれます。今後、町ではどのように実態を把握し、対応していくのか伺います。

また、高齢者にとって、近隣に商店がなく、多くの地域で「買い物難民」といえる状況もあります。このようなことから、高齢者の医療介護、衣食の確保等の実態をどのように把握し、援助・支援等の対策を講じていくのかお伺いしたいと思います。

簡単で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、認知症の実態把握とその対応ですが、議員ご指摘のとおり、町の高齢化率は住民基本台帳法による65歳以上の総人口から算出しますと32.21%で、今後の予測は日本市町村将来推計人口によりますと、平成32年が35.6%、平成37年が38%と上昇傾向にあります。このような状況から、在宅で生活をしている65歳以上の方の生活や心身の状況を把握するため、平成23年度から平成25年度の3年間にわたり、2,462人を対象としまして高齢者日常生活圏域ニーズ調査を実施してまいりました。この調査の中に、認知症に関する項目が盛り込まれており、物忘れがあるなど認知症の心配な方は520人で37.3%を占め、議員がご提示された500人に近い数値が得られております。また、認知症症状の重篤な方や困難ケースについては、介護保険サービス認定者の方は主に担当ケアマネジャーさんが支援を行い、そのほかの高齢者の方は、民生委員さんが行っている日常の見守り支援活動からの情報をもとに包括支援センターが情報把握をし、個々に対応をしているところです。

対応につきましては、要援護高齢者ネットワークに参加をいただいている水道、電気、金融機関などの各事業者との協力連携や、認知症サポーター養成講座の受講者をふやし、認知症の高齢者が地域で暮らし



やすい環境整備を図るとともに、認知症に効果があると考えられている脳トレや運動教室などの介護予防事業を積極的に実施し、予防に努めてまいりたいと思います。医療介護、衣食の確保等の実態把握や対策については、特に個別の把握については行っておりません。しかし、26年度で高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定を予定しておりますので、アンケート調査などにより実態把握を行いたいと考えております。

また、対策については、介護保険などの公的サービスによらないサービスや、これらにかかわるマンパワーを充実させることが重要と考えておりますので、福祉有償運送や人材提供事業を行っているシルバー人材センターや、ボランティア協議会を担当している社会福祉協議会への運営支援、平成26年度からは長瀨町商工会が行っている地域支え合い事業の「元気と安心お助け隊」の支援を予定し、その充実を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 認知症、私ももうそろそろ65になるのですが、自分自身でも非常に物忘れが激しくなってきた、認知症傾向にあるのかなというふうに思っておりますが、どこに行けばそういうテストができるのかなという思いでおります。個人でお金を出して認知症テストというのは、MRIに入ったりとか脳を調べてもらったりとかいうことではできると思うのですが、特に長瀨町ではながとろ苑に入所されている方々も、多分長瀨町の住民票があるのだと思うのです。ですから、それも認知症とか、そういうのには入ってくると思うのですが、2005年に厚生労働省が策定した認知症にかかわるもので、今現在認知症を理解し、支援するサポーターが地域に数多く存在し、全ての町で認知症になっても安心して暮らせる地域になっているとあります。健康福祉課長、もう一回言いますよ。認知症を理解し、支援するサポーターが地域に数多く存在し、全ての町で、全てということは長瀨町も入るわけですよ、認知症になっても安心して暮らせる地域になっていると、これ厚生労働省の公式文書なのです。

では、サポーター等支援ということで行くと、やはり幾らかおくらせているのではないかなという気がします。特にいろいろな実例あるのですけれども、時間がないから出しませんけれども、自分が認知症かどうかをテストすると、いろんな方法あると思います。まず、問診とか心理検査とか血液検査、あとは医師の診断、先ほど言った頭部MRI、これ全員の65歳以上を対象にということではできないと思うのですが、このパーセントを出すのは、少なくとも今日本で3つの都市で抽出してやっているのです。これが大体、もう日本の全体のと変わりが無いということになっていると思うのですが、長瀨町でそれをやれということとは難しいと思うのですが、ある程度その認知症というのも進んでいると。

町として、地域包括に私行って資料を見たのですが、認知症テストもう古いですよ。かなり以前から、従前から使われたものなのです。もう少し新しいのを使ったらどうですかと言ったら、予算がと言ったのです。予算とらなくても、パソコン画面からもとれるのです。パソコンの中で答えていくと。自分も一応それでやってみました。そうしたら点数が低かったの、ああ、まだ認知症大丈夫だなという状況なのですが、そんなふうな努力というのですか、やっていただきたいと思うのですが、先ほど言った厚生労働省で言っていることについてお答え願いたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、認知症のテストができるようなものがあるかどうかのご質問です。パソコン等を使いまして、

質問に答える形でテストを行うというシステムがあるということは私どもでも承っております。ただ、そのシステム導入するには、やはり費用がかかりますので、認知症を認定した際に効果はどの程度あるか、その辺を検討させていただきたいというふうに考えています。町では、このほかに基本チェックリストというようなのをかけさせていただいて、2項目が認知症の関係の項目になりますけれども、この項目にチェックがある方は、一応認知症に問題があるというようなことで、講座等に積極的に参加をいただいているところですよ。

また、認知症のサポーターの養成の関係ですけれども、長瀨町では養成講座を実施しております。平成24年度の事業実績ですけれども、認知症に対する正しい知識ですとか対応方法の研修を行っております。一般の方を対象にしましては3回実施しまして、参加者が27名です。小学校5年生、これは第一小学校、第二小学校ともに1回ずつ行いまして、2回実施しております。認知症サポーターの参加者は88名です。合計しますと、24年度では115名の方が講座を受講されております。ちなみに、受講されますとオレンジの輪をお渡ししております。こういう輪を持っている方は、このサポーターの養成講座を受講したということになります。また、今年度も引き続いてこの養成講座を行っておりますので、年々講座を受講される方は増加しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。あと6分ですから。

○2番（村田徹也君） 大丈夫です。手短にやります。

今、課長が講座をやっているというふうなお話なのですが、これは先ほど私が言いましたようなことで、もう少しそれを広く住民に周知するということが必要なのではないでしょうか。私が勉強不足で知らないで出なかったということはあるかもしれませんが、ああ、そうか、そういうのがあんなら出てみようというふうなことがありますので、そういう周知活動はしっかりやっていただきたいと思います。

なお、長瀨町は現在、私が計算したところだと1.61人で1人の高齢者を養っていると言っただけであらぬ、担っているのです。ところが、日本の平均だと2.6人に1人なのです。1.61人というと、もう日本の30年後ぐらいになっているのです。50年後は1.2人で1人の高齢者を担うというふうな形、これだけ30年ぐらい先行しているわけですよ、高齢化ということが。これがどうこうという、役場の責任でも何でもありませんが、それで元気で暮らせるまちづくりというふうなことで、集会所で元気モリモリ体操などを行って楽しみにしている人がいます。うちの地区でも、元気モリモリ体操へ一生懸命行っています。これ非常に、一部好評なのですが、これに出られない人もいます。要するに対人関係とか、余り外交的でないとか、そういう方々がどうするかということに輪を広げていく施策というのが必要ではないかなと思います。今度は高齢者と障害者の共生施設もありますが、多分あそこでもそんなふうなことをやるというふうなことなのですが、そういうところに出られない人もいるのだよということで、出られる人は多分氷山の一角になってしまうのです。その掘り起こしというのですか、町はこういう行事をやっているというだけではなくて、そういう掘り起こしというのですか、そういう方法も考えていただきたい。

なお、先ほどパソコンのシステムということなので、すぐお金がかかると。これ無料であるのです。だから、確かに有料でということになると、また予算がかかりますが、ただ高齢化が進んでいるということを見ると、そういうことも必要ではないのかなと。認知症予防がですよ。

最後に、長瀨町総合振興計画で全ての住民が安らぎのある生活を送るまちづくりというふうなことをうたっているわけですよ。全ての住民がということですので、非常に大変な仕事だと思います。健康福祉課長、

高齢化と高齢者を支えるというふうな施策について、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、認知症サポーターの養成講座を広く周知していただきたいというような質問だったと思います。ぜひ私どもでも、広く周知して実施していければというふうに考えています。25年度は特に周知はしなかったのですけれども、町内の美容室の方を対象にして講座を実施したり、金融機関、郵便局、農協さんの職員を対象にした講座等を実施している状況です。お店とか事業所に高齢者の方が出向いて行って、認知症症状の確認ができれば地域包括支援センターに連絡してほしいというようなことで案内をしているところです。

あと元気モリモリ体操とか、そういう事業に出づらい人をどうするかというようなご質問だったと思います。大変難しい質問なのですけれども、認知が進んで困難事例に該当するような方につきましては、地域包括支援センターの保健師や主任ケアマネが対応することになっておりますので、民生委員さん等ともやりとりをしまして、地域包括で個別に対応していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時10分

再開 午後1時10分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、7番、齊藤実君の質問を許します。

7番、齊藤実君。

○7番（齊藤 実君） 初めに、3月11日の大震災から3年が経過しました。そのときにお亡くなりになりました方々、大変お困りの方々に対しましてお見舞いを申し上げます。また、このたびの大雪について被災されました長瀨町の皆さん方、深くお見舞いを申し上げるわけでございます。

そこで、これから質問に入りたいと思います。町営住宅の維持管理と住宅跡地について、地域整備観光課長、お願いいたします。長瀨町の人口減少に歯止めをかけるため、若者定住促進住宅の整備等について検討していく場合、現在ある4つの町営住宅に係る収入、支出と入居状況を踏まえて検討していく必要があるかと思っております。

そこで、1年間の町営住宅の使用料と建物・土地の維持管理費及び各団地の入居状況について、またどのような収入支出があるのか。

また、町営住宅の跡地の売り払いがどのように進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

1年間の町営住宅使用料と建物・土地の維持管理費についてでございますが、平成24年度決算では、町営住宅関係の歳入は家賃、県営白鳥団地土地代等を含め2,020万7,121円、歳出につきましては4団地合計で1,087万4,614円の決算でございます。933万2,507円収入が支出を上回っております。平成25年度につきましては、全てが出ておりませんので、予算額として歳入2,506万円、歳出2,092万7,000円を予定しております。予算でも413万3,000円収入が支出を上回る予定でございます。

また、町営住宅の入居状況でございますが、袋団地が30戸中30戸の入居、塚越団地が50戸中41戸、蔵宮団地が2戸中2戸、根岸団地が5戸中4戸、全体では87戸中77戸の入居で、88.9%の入居率でございます。

2点目の跡地の売り払い状況でございますが、町営住宅跡地は現在蔵宮団地1区画と根岸団地がございます。蔵宮団地1区画につきましては、まだ買い手がついていない状況でございます。また、根岸団地跡地につきましては、当初20戸ありましたが、15戸解体し、現在5戸が残り、うち4戸は入居しておりますが、3月末までに2戸が退去する予定でございます。空き家となる3戸取り壊しの予定で予算を計上させていただいております。根岸団地跡地につきましては、売却するか、その他の目的で利用するか、現在検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） そうすると、要するに全体的に見ますと、これは赤字になっているわけですね。そこで、個々に……

〔「赤字じゃなくて、少し黒字」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） わかったわかった、済みません。申しわけないです。少し黒字ですが、いずれにしてもこの跡地の問題、これが一番の問題だと思うのです。跡地をどう有効利用するのか。そういうことが、まず知りたいのですけれども、4カ所ある中で一番跡地があるというのは、どこの団地とどこの団地でしょうか。それで、もし売れないとすれば、何の理由で売れないのか。それを売ることによって収入もあるわけでございますので、その辺についてどうしてもその前に、次の段階に入る前に、どうしても私は現状を知りたいのです。町営住宅をこれから進めていく上に、若者促進住宅をつくる、つくらない。その場合の、これを基礎となる、要するに経営というのはそこから見直していくための現状を把握する、その上で次の段階に行くというのが筋論かと思うので、私はあえてこういう質問をしているわけです。

そこで、だから今度跡地は、まだ有効する利用地がどのくらいの面積あるのか。面積は、それでどのくらいで売れるのか、売れないのか。その上で次の段階に入るのが筋だと思っておりますので、その辺について空き地がどのくらいあるのかないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、齊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、個々の団地の収入支出状況でございますが、塚越団地が収入が924万9,600円、支出が721万9,827円、200万ちょっとの黒字になっております。袋団地につきましては、888万8,200円の収入で、支出が145万1,156円、ここは740万円ぐらいの黒字となっております。根岸団地が、収入24万3,600円、支出が2万8,085円、ここも21万円ぐらいの黒字になっております。蔵宮団地が、収入4万3,200円、支出が7,766円、ここも3万5,000円ぐらいの黒字になっております。全体的には、先ほど申しました933万ですか、の黒字、全体的には黒字になっております。

塚越団地が、かなり出費が多いのですが、ここは理由としましては、まず土地代が、借りているという

ことで、土地代が389万円ほどかかっています。それと、下水道が引かれていませんので、浄化槽とか、それに付随する保守点検とかありまして、かなりの金額になっています。あとは、ちょっと施設が古いので、修繕費がちょっと多目にかかっているかなということでございます。袋団地につきましては、かなりの黒字にはなっていますが、ここは土地は町のもので下水道も入っておりますので、そういう経費がかからないというのが現状でございます。

それと、まず跡地があるところは、先ほど申し上げましたように根岸団地と蔵宮団地でございます。広いのは、根岸団地が今20戸のところは15戸取り壊してありますので、一番広い空き地になっておりますが、ちょっと面積のほうは資料がございませんので、また後ほど提示したいと思っております。跡地の利用につきましては、まだ根岸団地のほうも先ほどご説明しましたが、決まっております。これから検討を始めるところでございます。売買をするか、また違う目的で使うか、その辺を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、もう空き地ということになりますと根岸団地ぐらいかな、あいてるのは。あと塚越団地はもういっぱい、野上のほうもいっぱい。あと蔵宮のほうは、あいていますよね。だから、その跡地をどうするかということをもっと考えなくてはいけない。それは、その次の段階に入るわけなんですけれども、そうした利用をしっかりと、次の段階に行く。あそこだっただけあいているというのは、根岸団地非常にもったいない土地なんですけれども、あそこに、だったら何戸かできるはずじゃない、町営住宅か何かつくれば。若者促進でつくればいいではないですか、というような感じもする。そこで、そういうことを踏まえた中で、現状をよく見た中で次の段階に行く。

そういうことを考えますと、実はびっくりしているのが、関連するので申し上げますけれども、この予算書に物すごく載っかってしまっている。これから審議するのですけれども、若者促進住宅整備事業というので6,620万載っているのですよ。これから審議するのだけれども、いずれにしてもそういうだけの金額をかけてやる。私は、初めからあの土地については、安い買い物はしてもらって結構ですと。買ってくださいとお願ひしました。だがしかし、あの建物については、要するに使えるものがあれば使って、それで次の段階として直していけばいいではないですかと、有効利用すれば安いものですよと。壊したのでは何のメリットもございませんよ。金がかかってしまうのだから。とりあえずここについたのが、6,000万もついているわけです。これ財源はどうするのですか。

こんな大変な財政のときにやっぴいのでしょうかということと、これ関連しているのですけれども、町長はこう説明もしているのですよ、1番議員が質問したときに。議事録に載っているのですけれども、3月21日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により土地を、それから町有財産としたところでございますと、あの面積のことを言っているのです。その中で、2棟で1,349万3,554円で購入はしたのです。確かに安い財産でございますと言っているのです。そこで、前の大澤町長は答弁で、「町にとって重要な案件でございますので、検討委員会を設置し、いろいろな方よりご意見をいただきながら活用方法を検討していただくための方針で、現在魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会を設置し、雇用促進住宅の活用を初め、南桜通りの整備や 萊島公園などの整備に計画を合わせて検討していただいております」と言うのです。

検討委員会では、それではどういう結論を出したのかというのは私には見えないのですが、次の段階と

して委員の皆さんが現在4人いると、議員で出ているのが。でも、その議員の方が全部賛成かどうかわからないでしょう。それは議員の、その検討委員会で検討したものだって我々は知らないのですよ、ほかの人たちは。それでいいのかどうかということで、ここに書いてある。「委員の皆さんにご審議をいただいているところでございますけれども、来月10月に最終案が出ると思います。その中で平成26年度に申請をし、早速進めさせていただきたい、そのように思っております。その中で4つの活用方法が考えられるわけでございます。現在の建物を改修して町営住宅として整備をするか。既存の建物を壊して新たに住宅を建設するか、雇用促進住宅とするか。壊してまで建設をし、若者定住住宅とするか。既存の建物を壊して分譲販売するか。既存の建物を壊して公共施設や公園等、住宅以外のものに整備するののか。この4つの方法を掲示し、現在検討委員の皆様に進めていただいている」と。恐らく3月の議会には出ると思いますというのですけれども、それに向かって進んでおりますというのがこの議事録に載っているのですが、これ我々は知らないところで進んでいるのですよ、これが。検討委員会は、あくまでも検討委員会だと思うのです。我々も含めた中で、検討委員会では案がこう出ました、それについて審議はどこですのですかといったら、議員ではないですか、その後。議員が審議して決議して、初めてこういうものをつくる予算が立てられると思うのです。そうでなければおかしいでしょう、筋論からして。それで、これが決まってきました。予算書に載りました。それでは独裁政治ですよ、これは。我々は無視されているのですよ、議会が。思いませんか。皆さんはどう思いますか。

いずれにしても、この予算書を立てるについて6,000万も借りる。壊す、壊さない、検討委員会では検討するのはいいと思います。だけれども、その中で今度は肝心なところの予算になったら皆さんに連絡するのが筋でしょう。それで、全員協議会なり開いて、こういうわけで壊します、検討委員会の答申がこう出ました、出たらこうしましょう、どういうふうにしますかと何で話がないのですか。自然センターつくるときもそうなの。知らなかった、みんな。だから我々は反対してしまったら、選挙で反対したと言われた。そんなばかな話はないでしょう。それつくる過程を反対した。わざわざ我々は全然知らないところでできてしまって、その後予算もでき、業者まで決まっていたやってしまった。我々は知らなかった。そういうことがあるから、今回は慎重にやってほしいと思っていたら、またこれはもう予算が載ってしまっているのですよ。これ反対しなくてはですよ、我々は。知らないのだから。そういう意味のことを、実際それがいいのかどうか。よくないですよ。それだったら議員なんか要らないですよ。検討委員会でやればいいのですよ。そういうふうになってしまうのです。やっぱり正当性あるものについては議会を通し、ちゃんとした中でルールにのっとってやるのが町政ではないですか。我々知らないのだから。

それで、ここを見たらいろんなところに載っていますよ。公営住宅建設事業費、事業債、いろんなところにこれもう載ってしまって、3,390万円、いろいろ数字が載っているのですよ、もう。いろんなところで。そういう中で、私は今後この問題について、住宅政策について、若者促進住宅、だから私は現状を知り、現状の中の知った中で、そして次の段階に行くにはどうするのかということで、あえてこの質問をする。今後、町の若者促進住宅の雇用促進住宅、壊してどういうふうにするのか。それについて町長に質問します。お願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の再質問に対しましてお答えさせていただきます。

質問内容なのですが、これは本当は通告外になると私は思うのです。今度の雇用促進住宅につきましての質問内容は入っておりませんので、通告外になってくると思うのですけれども。

「いや、通告外じゃない。若者促進住宅の整備っていつ入っているんだから」と言う人あり]

○町長（大澤タキ江君） 雇用促進とはまた違う。

「入っているんだから」と言う人あり]

○町長（大澤タキ江君） それですけれども、なぜ壊させていただくかにつきまして、ただいま地域整備観光課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、齊藤議員の質問にお答えします。

まず、なぜ建物を壊すかということでございますが、開発機構のほうで一度コンクリートの中性化ということで調べております。その記録が出てまいりましたので、ちょっとそれを説明させていただきます。まず、コンクリートの中性化ということでございますが、本来というか、普通ですと柱のコンクリートは大体3センチの内側に鉄筋が入っております。そこまで中性化が進むと、コンクリートの強度がなくなるということで危険であるということで、それがコンクリートの中性化ということになります。

今回、数字的に出てきましたのが、1号棟が中性化68ミリということで6センチ8ミリ、ですから3センチを大幅に超えております。2号棟につきましても59ミリということで、5センチ9ミリはもう完全に中性化ということで記録が出てきました。これで申しますと、本来30ミリで鉄筋に届く距離ですので、それ倍以上にもう中性化が進んでいると。この中性化が進みますと、鉄骨がさびて爆裂というものをだんだん起こしてきて、壁がどんどん崩れていくということで、もう今の数字ですと建物がそう長くはもたないということで、今回解体をさせていただく方向で進めさせていただいております。

それと、この魅力あるまちづくりにつきましては、ちょっと日にちは忘れたのですけれども、1度全協で報告はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の再質問に対しましてお答えさせていただきます。

なぜ壊させていただくかにつきましては、ただいま課長のほうから申し上げましたとおりでございます。

それから、壊させていただいて、その後につきましては、これから議員の皆様にお集まりをいただいでご検討していただくという段取りになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

「予算がついちゃっている」と言う人あり]

○町長（大澤タキ江君） 予算が通った場合に。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今、町長が予算が通った場合は、また議員の皆さんにお話しするということでございますが、これ違うのではないですか。先に話がなくてはおかしいのではないかい。

「全協で、ですので」と言う人あり]

○7番（齊藤 實君） まあいいのだけれども、全協といたって、そんなに真剣にあのとき聞いてはいないよ、みんな。

「そんな、それはない」と言う人あり]

○7番（齊藤 實君） それはそうって、議会というのはちゃんと議会のときに言わなければだめだよ。い

ずれにしたってちゃんとした中で、そういうものについては言ってほしい。そうでないと、おかしい議会になってしまいます。

だから、私は古いからって、今だめだと言うのだけれども、それではどの辺までだめなのかというのがよくわからないのだけれども、いずれにしても課長の言う説明だけでは。かなり、それではこの前に耐震をしたときに、だめという結論が出ていたのですか。あれ現状住んでいいということだったでしょう。あのまんま住んでも大丈夫ですというのでやっていたのではないですか。それで耐震もし、それで今になって調べたらだめ、それおかしいのではないですか。何か一貫していないよ。だから、あのときに耐震工事をしましたから、もう住んでも大丈夫ですよ。それだけれども、都合により売るから、皆さん出ていってくださいと言って出ただけで、その耐震工事をしたから安心ですよというのは、私は向こうからも聞きましたよ。その辺が何か、それでいて、ではこの予算書だって見ると、これからやるについても6,600万というのが出ているけれども、これはどのような人がどのようなところで、どのような業者がこういう選定をしたのか。それも関連しているものだから、関連しているのですよ、私が言っているのは。若者促進住宅に関連して、とんでもない質問をしているわけではないので、その中の若者促進住宅はいかが、どうしたらよろしいかということから私は言っているの、それで町営住宅の全体の流れの中で言っているわけなのです。

だから、それが6,620万はどこ誰がどういうふうな計算してこれを算出して、この数字が出てきたのか。また、壊す業者がもう決まっているのですか。この前決まっていたのではないですか、知らない間に。そういうのではないのですよ。きちっと我々を、目をつぶらせるようなことをしないで、検討委員会に4人出ていますというのがよく、これ全部出ている。だって4人いるからって、ほかの6人はいるのですよ。いて、その4人の中で全部が賛成だったのですかと聞けば、反対の人もいるわけですよ。それでは、その4人の中で出ているから、検討委員会の言ったことが全部正しい、そういう受け取り方はよくないと思うのです。いろいろそういうことがあって、今回私はあえてこの質問をし、それであえてここに出てきたから、あれ、何だこれ、誰が6,620万も決めたのだと。そういうものについては、我々は全然知りませんので、この値段を策定した理由。どんな方法でこの数字が出てきたのか、これもちょっとお聞きします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 何点かあったと思いますが、まず耐震工事をやったので大丈夫ではないかということなのですが、この耐震工事につきましては、そのとき入居している方の安全のために耐震工事を、もう強度がないということで耐震工事をしていただいたものでございます。それは、やらなくてはいけないということでやったものでございます。

そのときに住めると言って町で買ったのではないかということなのですが、支援機構のほうでも10年間は保証しますということなのですが、それは、先ほど説明しました中性化が進んでいても、すぐすぐに爆裂が起きるわけではないので、10年間は大丈夫ですよということなのですが、ただ、その先についてはわかりません。ですから、契約のときも10年間は住宅として使ってくださいと。その後、例えば取り壊しをして、若者定住に新たに例えばアパートとか建てる場合は違約金を払うのですかということ、質問したところ、住宅を建てるのであれば、特にそういうものは発生しないので、壊してもらっても大丈夫ですということ聞いております。

また、6,000万円の積算でございますが、当初は機構側の示したのが、大体壊すとこのぐらいかかりますというものが出ております。それと、あとは県の標準単価を使って積算をさせていただいております。



以上でございます。

〔「業者は決まっているのか」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） あと、業者は決まっているのかということでございますが、一切決まっております。

〔「これからやるんね」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） これからです。もちろんです。

〔「だから、ちょっと待って。その積算はどういうふうにしたん」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 町の職員が積算をしました。それは県の建築基準単価ですから、それをもとに出したものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 済みません。一言だけ。

いずれにしても、これは大変な重要な問題なのです。若者促進住宅って、住んでもらうことには私は大賛成。少子高齢化に伴っての住宅政策、これは大歓迎なのですが、ちゃんとした筋を通した中でやるべきだと思うのですね、全て。そうした中で若者促進住宅にしてもらう。

それで、今調べた中でちょっと漏れたのだけれども、1人の人が随分住んでいるのですね、今。それ住むとは言わない。塚越団地も多いのです。だけれども、そういうものがもっと、規制はできないにしても、そういう人たちもまだ若者促進に入っただけの場所もあるよ。また、今ある有効に、根岸団地だっってその土地を利用してそこに建てる、これだっってできるはずですよ。そういうような土地を有効利用する。町営の土地がある。滝の上にも、まだ遊んでいる土地があるのです。昔、避病院というところがあって、そこにも町営地があるのです。そういうものに使ったっていいのです。そういうふうに町有財産を有効に使いながらやれば、まだほかにも策があるということを申し上げ、慎重にやってほしいということを上申上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3番、板谷です。2月8日、2月15日と秩父地域でも歴史的な大雪に見舞われ、自衛隊派遣を要請するほどの大きな被害をもたらしました。長瀨町では、今回の大雪に対してどういった対応をしたのか。

また、今回の経験を踏まえて、今後どういった対策を考えるのかお伺いいたします。

なお、この質問は瀨政会での共通質問でもあります。よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大雪時の対応についてのご質問にお答えいたします。時系列でお話しさせていただきたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思います。

最初に、今回の記録的な大雪により被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げるところでござ

ざいます。また、除雪作業に携わっていただきました業者の方、地域の皆様には大変感謝を申し上げているところでございます。

さて、2月8日は秩父で48センチメートルの積雪を観測いたしました。9日の日曜日にある程度の町道の主要幹線道路は除雪が完了し、大きな障害等もなかったものと記憶してございます。しかし、翌週の14日の金曜日は朝から雪が降り始め、午後3時9分、大雪警報が秩父地方に発令されました。これを受けて、同日4時30分から町長以下幹部職員による大雪対策会議を開催し、この時点での大雪情報を共有いたしました。しかしながら、予想をはるかに上回る大雪で、秩父では98センチメートルの積雪となりました。この14日から降り出した雪は、過去120年間の記録に残っている中では記録したことのない大雪ということで、道路の除雪を初め、対応が大幅におくれてしまいました。町といたしましては、除雪につきましては除雪契約を結んでいる町内の建設土木業者の皆さんに作業をお願いし、業者の皆さんにおかれましては不眠不休で作業を行っていただいたところですが、今まで記録したことのない大雪で、作業に大幅な時間を要したところです。

15日の土曜日、午前7時30分に災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する緊急体制として、町長以下総務課と地域整備観光課の関係職員が参集し、同日早朝より町が除雪を委託している土木建設業者の方々に除雪作業に当たっていただき、また水道工事店や工務店などで所有している建設機械等にも出動していただきました。また、各地域やPTAでも生活道路や通学路などの除雪をしていただきました。町では、無理な外出を控え、垂れ下がっている電線には触れないよう防災行政無線や町ホームページ、またちちぶ安心・安全メールにより呼びかけを行いました。15日夜は職員が当直し、情報収集や、町民や関係機関からの電話対応をいたしました。なお、24日までは夜間は代表電話を転送し、夜間の電話対応をしてまいりました。また、被害状況などを確認する中で、長瀨地区約700世帯と、風布阿弥陀ヶ谷集落が停電しているとの情報が東京電力や地域の住民の方などから入り、東京電力と復旧状況などについて連絡をとり始めたところです。長瀨地区につきましては、夜の9時ごろまでには停電が復旧したとの連絡が入りましたが、依然として風布阿弥陀ヶ谷集落、長瀨本山根地区が停電であることが確認されました。

16日日曜日は、町長、総務課、地域整備観光課の関係職員のほか、朝から町幹部職員が参集し、大雪対策会議を開催し、職員は被害状況の把握と除雪依頼などの対応のほか、各課ではそれぞれの業務に関連した対応に当たりました。また、高齢者、ひとり暮らしの方や支援を必要としている世帯などの方への安否確認につきましては、自主防災組織、区長さんや民生委員さんなどにもお願いしたところです。また、埼玉県や警察、消防に対しましても、除雪や今後起こり得る災害や人命救助などに対する支援の要請を行ったところです。さらに、風布地区、井戸の葉原地区、長瀨本山根地区で計26世帯が孤立している状況にあることがわかり、区長さん等と連絡を密にさせていただいたり、個々に電話をさせていただき安否確認などをいたしました。停電の復旧につきましては、何度も東京電力に要請をし、また電線への倒木等の情報は随時写真等も送りながら処理をお願いしましたが、秩父郡市内で数百件の処理をする場所があり、緊急度、優先度を確認しながら、現在でも作業を行っているとのことでございます。また、電話につきましても、断線などにより不通となっているお宅が多かったため、NTTに問い合わせるとともに、町に問い合わせがあった場合には修理の連絡先などをお知らせしたところです。

17日月曜日、午前9時30分から大雪対策会議を開催し、被害状況の報告とその対策について協議をいたしました。この対策会議は20日の午前中まで、午前9時と午後4時、1日2回、そのほか随時的にも開催

しました。同じ日の午後6時30分、今回の大雪の被害により多数の人命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたため、埼玉県は秩父市ほか1市5町に対し災害救助法の適用を決定し、自衛隊に大雪に伴う孤立者等の救援救助等の災害派遣を要請しました。18日火曜日から20日木曜日までの3日間、埼玉県より市町村連絡員1名が町に駐在し、災害情報の迅速な収集、市町村と防災機関との情報の共有化を図っていただきました。風布地区の阿弥陀ヶ谷集落と長瀨本山根地区は、依然として停電状態が続いておりましたので、連絡先として長瀨げんきプラザにお願いし、避難所として使用させていただくことのご了解をいただきました。結果といたしましては、避難所に避難された方はおりませんでした。

18日昼、長瀨本山根地区の住民の方が自力で役場のほうに来庁され、水や食料などをお渡しいたしました。停電状態は続いておりましたが、長瀨本山根地区の孤立は解消されたところです。同日午後2時48分、風布阿弥陀ヶ谷集落の停電が復旧いたしました。民家までの除雪は完了していない状況でした。同日の夕方、葉原の岩根神社までの除雪が終わり、井戸葉原地区の孤立が解消されました。

19日水曜日、午前8時30分、陸上自衛隊第1師団の隊員16名が陸路による住民の安否確認や除雪などの活動を行うため来町し、孤立地域となっております風布地区に入っていただき、住民1名の方からの救助要請を受け搬送し、役場で家族の方に引き渡していただきました。また、夕方から衛生隊員の方々が風布地区を回っていただき、健康状態の確認を行っていただきました。幸いにして、皆さん健康上の問題はなかったという報告をいただいております。

なお、自衛隊には翌20日も長瀨本山根地区の状況調査等に入っていただきました。同日夕方までに風布地区の民家への除雪が終わり、孤立が解消され、これにより全ての孤立状態が解消されました。また、平地の除雪につきましても、おおむね終了したところです。

20日以降は、狭い生活道路の除雪や、道路の通行に影響を及ぼしている桜や松の枝折れなどの処分のほか、被災した農業施設等の支援の方法、罹災証明書の発行事務、ごみ収集の再開のお知らせや損壊したカーポートやビニールハウスなどの処分の免除手続などについて対応いたしました。これらの情報につきましては、広報では間に合いませんでしたので、回覧等で住民の皆様にお知らせしたところでございます。

また、さらに県や国、関係機関などに今後の支援につきましても要望を始めたところです。町長から町民の皆様に対し、お見舞いのメッセージをホームページに掲載するとともに、広報3月号にも同様の内容を掲載いたしました。また、町ホームページでは、道路の交通状況や大雪の関連情報を掲載し、順次更新しております。

21日金曜日、午後3時44分、長瀨本山根地区の停電が解消されました。これにより、緊急体制を午後4時に解除いたしました。なお、小中学校は17日月曜日から19日水曜日まで休校とし、放課後児童クラブは17、18日を休みにしたところでございます。

今回の経験を踏まえて、警察、消防、土木建設業者、東京電力、NTTなど関係機関と改めて連携を深めていく必要性を深く感じました。しかし、行政での限界も感じました。まず、自分の身は自分で守る。隣近所同士で協力し合って難局を乗り越える。農村部でも希薄になりつつあるコミュニティ、隣近所とのおつき合いですが、こういうときにこそ共助の精神が大切と感じましたので、今後予定されております区長会議などを通じて、自助、共助の重要性、お願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 想定外のことで、大変苦慮されたと思います。その中で、町民の意見を何点か聞い

ております。例えば、食料が少なくなってきた。どこかあいている店舗があるか、そういう情報が欲しかった。それと、町内放送が聞こえなかった。何を言っているか聞きづらかった。それと、町道の雪かき、いつ来てくれるのか予定が知りたかった。電話をしても、業者へ連絡してありますの一点張りで、ちょっと不安になった。各区への指示、報告の対応はどうであったか、ちょっと疑問に思います。それと、これからのことなのですけれども、損壊した廃材の処理、処分の心配をしている方もいらっしゃいました。あとは、交通状態、鉄道、道路がどうなっているのか不安でしょうがなかったというような意見が聞かれています。それと、ながとろ苑の職員は、その職責の重大さを感じて、雪の中を長時間かけ職場に向かったと聞いております。そのことを鑑み、雪国の人たちが履くかんじき等を用意しておいたほうがよろしいのではないかと思います。

あと、今回の災害において、情報発信にはフェイスブックがすごく有効に利用されておると聞いております。各地域での現状、それと現況、例えば積雪状況、凍結状況、道路渋滞、鉄道などが画像つきでリアルタイムに発信できれば、たとえフェイスブックを利用されていない方でも、利用されている方から教えてもらおうとか、そういうようなもので町民の不安を一つでも払拭することは可能だと思います。

もう一つ、あと行政におけるBCPの策定は急務だと思います。行政機関における事業計画とは、災害などの非常時において、通常の業務を最低限必要なものだけ絞り込み、限られた業務の中災害対応が必要な業務に確実に着手できるよう、平常時から戦略的に準備しておく危機管理計画です。災害は、地震だけではないです。今回みたいな大雪、そして疫病、大雨、土砂等いろいろな災害が考えられます。町の問題点を抽出して、問題点を解消するための対策を検討し、その対策を実施し、設定した目標を達成していく。今回のことを踏まえて、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 質問はないですか。ほかにいいですか。

○3番（板谷定美君） いいです。

---

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

新年度予算と選挙公約の実現性について、町長にお伺いいたします。町長に就任して、はや7カ月が経過し、平成26年度予算は継続する事業と新たに加わる事業が盛り込まれたかと存じますが、町長選挙における公約の実現性、いわゆる盛り込み性についてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の質問に対してお答えさせていただきます。

平成26年度予算への選挙公約の実現性についてのご質問でございしますが、財政健全化につきましては関口議員への答弁と重複しておりますので、その他の公約についてお答えいたします。

公約に掲げました事業のうち、南桜通り問題の解決では測量設計及び用地買収を、旧雇用促進住宅の活用については敷地の測量及び解体を、子供の声が聞こえるにぎわいのまちづくりでは公園整備に伴う設計業務を、高齢者、障害者共生施設では中身の充実など、平成26年度予算案に反映することができたのではないかと考えております。今後も厳しい財政状況が見込まれておりますが、公約の実現に当たっては町民

のニーズを的確に反映し、効率的な事業を実施するとともに、健全で計画的な財政運営に努めてまいります。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、大きな事業につきまして盛り込みされたことが発表になって、改めて厳しい予算の中、いろんな事業を組み込んでいただいたなというふうな思いと同時に、小さいけれども、割と町民が望んでいたようなこともありますので、その辺のところについてちょっとお聞きいたします。

長瀬町には、今現在町営プールのものはありませんけれども、今皆野町では温水プールを非常に多くの町民が、町民以外の方も含めて利用しているわけでありまして。結局町長が出してくれた取り組みは、私は取り組みますという中に、町民が郡市内のスポーツ施設（プール含む）を利用する場合の使用料の格差をなくしますというふうなことであり、非常に期待をされたところもあります。こういうふうなことの解消にどれだけ早く取り組んでもらえるかというふうなことで、今回も26年度に入るかなという期待を持たれて、町の内外の人から期待をされた声を聞きました。

それと、あとは女性議会とか子供議会を開催しますというふうなこともあります。これはやり方によって、すぐにもというか、半年あると大体、学校行事等もありますので、できれば年度初めぐらい、前に、行く学校の中に、いつごろ子供議会を開きますのでご協力いただきたいとかいうふうなことも、教育委員会等との話し合いの中で進めてもらうといいかなと思うのです。私は、たしか平成13年度にはあったように記憶している……11年度か、あったように記憶しているのですが、その後子供議会というのも開かれないまま来ていますので、あれは非常に子供が将来の長瀬町を思って建設的な意見をいっぱい述べてくれたという記憶があります。そのようなことなので、ぜひ子供の立場から将来の長瀬町像、期待する長瀬町を発言してもらおう。また、新たに非常に今女性があっちこっちで活躍してくれていますが、この女性議会というものも長瀬町では開かれておりませんが、ぜひこのようなものも早い時期に開催をしていただけたらよろしいのではないかなというふうなことです。

そのプールの利用者につきましては、本当に長瀬町の子供なり大人なりが皆野へ行って、非常に楽しみになっている。その料金格差がなくなればもう少しふえるのではないかと、それが健康増進にもつながるのではないかとこのことではお伺いしております。そんなことから、改めてその取り組みについてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

郡市内の施設を利用できるような方法を考えていきたいという私の公約でございましたけれども、今も当然これは何とかやっていきたいなという思いがしております。そういった中で、郡の町村会の際に各首長さんともいろいろなお話をするのですが、なかなかいい方向に向かっていかないと申しますか、そのような現在状況でございます。これから一生懸命これには力を注いでいきたいと思っております。

それからまた、女性議会、子供議会でございますけれども、これは可能であると私も考えております。ただ、今のところ非常に忙しいというお言葉は適当ではないかもしれませんが、日々忙しい生活をしております中で、いつやりますということが明言できないのが非常に残念ですが、いろいろ選挙公約を述べさせていただいておりますけれども、それを即1年間で実行するというのは非常に無理だなという思いがしております中で、私の任期中には私の選挙公約はぜひ実行させていただきたいと思っております。これから一生懸命努力をしながら、自分でやりたいと思っておりましたことに対して取り組ませ

ていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力もぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。
  - 9番（新井利朗君） いいです。
  - 議長（野原武夫君） いいの。
  - 9番（新井利朗君） はい。
- 

- 議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

- 6番（大島瑠美子君） 町税の税収見込みについて、税務課長にお伺いします。

新町長の指導による平成26年度予算案が提出されました。重要な課題である財政健全化を推進しながらの予算編成であったと思われます。

アベノミクス効果により、景気回復基調にあると新聞、ニュース等で報じられておりますが、町の収入の根幹である町税は、前年度に対してどの程度増収を見込んでいるのか伺います。

- 議長（野原武夫君） 税務課長。

- 税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

財政健全化の推進を図りつつ、平成26年度予算案が提出されましたが、アベノミクス効果により景気回復基調と報じられる中、町税の収入は前年度に対してどの程度増収を見込んでいるのかのご質問でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税を合わせました町税の平成26年度当初予算額は8億3,911万7,000円でございます。これに対します平成25年度当初予算額は8億4,061万円で、前年度と比較いたしまして149万4,000円の減額、0.2%の減と見込ませていただきました。

税目別の収入の内容でございますが、個人の町民税につきましては、アベノミクス効果と思われる雇用の拡大により個人の給与所得が増加したことや、東日本大震災からの復興に関し、地方税の臨時特例に関する法律の施行によりまして、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、個人町民税の均等割額に500円を加算することに伴い、約178万円均等割が増額となりまして、平成26年度当初予算額は3億2,783万5,000円に対しまして、平成25年度は3億1,543万円で、前年度と比較いたしまして1,240万5,000円の増額、3.9%の増と見込ませていただきました。

法人町民税につきましては、一部の大企業では景気が回復しているようでございますが、自動車関連企業を中心といたしました町内の平成25年度の企業実績が厳しい状況を踏まえ、平成26年度当初予算額は3,031万8,000円に対しまして、平成25年度は4,119万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,087万9,000円の減額、26.4%の減と見込ませていただきました。

固定資産税は、土地につきましては地価が依然として下落傾向でございます。家屋につきましては、新築家屋が増加しておりますが、償却資産につきましては設備投資が見込めず、減価償却分を考慮して総合的に把握いたしました。平成26年度当初予算額は4億2,033万1,000円に対しまして、平成25年度は4億2,406万4,000円で373万3,000円の減額、0.9%の減と見込ませていただきました。

軽自動車税につきましては、軽4輪自動車の増加が見込まれますことから、平成26年度当初予算額は

1,863万2,000円に對しまして、平成25年度は1,791万9,000円で71万3,000円の増額、4.0%の増と見込ませていただきました。

たばこ税につきましては、地方税法の改正により平成25年4月1日から県と町のたばこ税の税率が変わりましたので大きな変動はないものと考え、平成26年度当初予算は平成25年度と同額の4,200万円を見込ませていただきました。

鉱産税につきましては、昨年度と同様に1,000円の予算措置でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、再質問させていただきます。

町税をどうしていつでも質問するのかといいますと、やっぱりここに書いてありますように、各町村でも自分のうちでも根幹になるべきものは、税の収入がふえなければ豊かにはならない。いろんなことが、幸せになるような事業ができないということがちゃんとあります。そうですので、これをお聞きしているわけなのですけれども、ここで見ますと法人税が随分下がっています。法人税が下がるということは、去年までの分でこのあれは、翌年度課税ですので、これでなっていると思うのですけれども、法人税が下がるということは、今度は法人税が下がるイコール働いている人たちの給料も、余りうんと期待ができないということになるかと思えます。それは、当然法人税が多いときには給料を上げてもいいよと社長はにこにこ顔で言いますが、法人税が下がるぐらいなのだから、しょうがないから勘弁してくんないねという問答がすごくあるかと思えますので、ここに法人税が下がるということは給料が下がるということなのですけれども、何しろ前年度に対してどの程度増収を見込んでいるのか伺いますということですが、全部でここに書いてある町税、総合的にありまして、149万4,000円の減になっております。随分単価が少しかなと思えますけれども、均等割での500円が、どなた様にも全部均等割が500円増額になりますので、その分は皆さん個人個人に全部お金がかかってきて、あれ、税金がふえたねという言葉は、きっとこれから納付書が行けばそういう話になってくると考えられます。

そうですので、この予算案なのですけれども、予算案をつくるにつきまして、財政健全化を推進しながらと言っていますけれども、財政健全化はすごく結構なのですけれども、よくこの予算を見ますと、観光客、観光客だけ言うのですよ。観光客というのがすごく多くて、では町民はないがしろなのかなというような感じも受ける町長の答で、いろいろ 菜島を何かするといっても観光客の増収、増員を見込みながら、町民の憩いの場とか何とかというので、これは反対なのではないか。町民に憩いの場をつくって、そしてそれに基づいて観光客なのではないかなと。どうしてかといいますと、観光業者からの増収は、そんなには見込めないかとも思うのです。そんなことないというのだったら、観光業者の方がいっぱい納めていただければもっともっと豊かになるのですけれども、普通徴収現年課税分がすごくうんとふえますと、そうすれば観光業者さんがうんと納めてくれたかなということもわかるわけなのですけれども、何にしましても根本となる予算案が、増収見込みがそんなには見込めないということは、言いかえれば、話は違うのですけれども、福祉だとか何かというほうに響いているのではないかと思うわけです。

税務課長に質問しても、我々はわかりませんという答えが返ってくるかとも思いますが、増収の見込みについて余り期待をできないというふうに理解してよろしいわけですか。お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

予算案をつくるのに、財政健全化を図りつつ予算案をつくった結果、町税が約150万円の減額ではないかというお話でございます。税務課といたしましては、数字に基づいてこの予算を立てさせていただきました。議員おっしゃいますとおり、法人町民税が大分低くなってございます。これは平成25年度3月で、もう締まるわけでございます、平成25年度が。その実数をもとにいたしまして、平成26年度の予算を立てさせていただきました。町内の企業の法人町民税に関しましては、昨年度よりもかなり減額となっております。反対に、先ほど申し上げましたように、給与所得の方が増額といえますか、増収になってございますが、町外へ働いている方が多数ございます。町外の企業に対しては、若干の回復は見られているようにございますけれども、町内の大企業と申しまして、町内のレベルの企業でございます。言い方が済みません、ちょっと、町内に関しては大企業でございます。そして、日本的、全国的に見まして、世界的に見まして、大企業というのは一部上場とかというお話になるかと思うのですけれども、そういった一部上場、大きな企業に関しましてはプラスの回復傾向にございますが、しかし町内の法人の会社につきましては、申しわけございません。25年度で1社当たり200万以上、100万円以上という還付をさせていただいておるところでございます。実数を見ましての、平成26年度予算を立てさせていただきました。よろしくお願いたします。

〔「じゃ、次に行かせていただきます」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 町内の空き家対策について、総務課長にお伺いします。

ちちぶ定住自立圏を形成している秩父1市4町と民間団体が協力して、ちちぶ空き家バンク事業に取り組んでおります。当町では、年々高齢化が進んでおり、高齢者世帯やひとり暮らしのお年寄りの中には、広い家や土地をもてあまし、通院や買い物さえできなくなりますと転居したり、亡くなられる場合もあるかと思えます。その結果、次に住む方がいなければ空き家となってしまいます。

少子化により住宅需要は減少し、空き家がふえる構造的な状況が続くと思われます。町では、空き家対策についてどのように考えているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 町内の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

高齢化の進行などにより、長年住んでいた家が無人の状態、いわゆる空き家がふえる傾向は全国各地で起きております。不動産屋や空き家バンクを介しての売買、賃貸が成立したり、ほかの方法での利活用が図られたり、所有者、管理者によって良好に管理されていれば問題はありますが、家の周りの整理整頓ができていなかったり、敷地内の草木が繁茂してまいりますと、不特定者の侵入や野生生物のすみか、不法投棄場所など犯罪や火災、あるいは衛生害虫等の発生により有害であると認められる事案となるおそれがあり、ひいては近隣住民の生命、身体、財産等に被害を及ぼすおそれが出てまいります。しかしながら、たとえ空き家であっても特定の人の所有、管理物、財産になりますので、町が直接かかわっていくというのは難しい面があるかと思えます。このような状態にならないよう、所有者の方に定期的な管理、あるいは解体をお願いすることになろうかと思えます。

また、町民の皆様には地域の防犯パトロールや、近所の日ごろの状況を見て、このような事案が見受けられたときには所有者への連絡や警察、消防への通報、町への相談などをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。



○6番(大島瑠美子君) 今、総務課長から聞きました。防犯だとかパトロールしていただくと。空き家ができるということは、安全上の問題がすごくあります。それを今聞きましたら、防犯パトロールと通報とかということ言うのですけれども、もう一つ提案があるのです。これにつきましては、そのためにこれ出したわけなのですけれども、一軒家を持つことは、昔はすごく夢だったのです。働く者たちの憧れの存在から、今はもう考えてみれば、ごみになってしまうのではないかなとか何とかという存在になっているのですけれども、そこでその空き家の、もう古くなって、見たところもうどうしようもないなという空き家はそのままに置くなり壊すなり何かしてもらおうということと言うのだけれども、おじいさんが1人で住んでいたのだけれども、亡くなってまだまだうんといいやなというようなうちというのも何軒か見受けられます。そこを若者の定住にいかがですかという方策というのもあると思います。

そして、何回も何回もこのところで議事をにぎわしております雇用住宅の壊すということにつきましては、私の意見としましては、壊したらそのまんまで売り払うか何かして、それで建物はつukらないで、こちらのほうの町の空き家対策として、若者定住で広い庭がありますよ、広い駆けて回っても大丈夫のような廊下がありますよというのを、若者定住ということで手を少し加えて貸すなり何なりしたほうがよろしいかなと思いますので、そのところもお聞きしようと思います。どのようなことを考えているのか。町長に聞いたほうがいいかな、それは。

○議長(野原武夫君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 大島議員の再質問に、私にというお話でございますので、私のほうから回答させていただきます。

ただいまの空き家対策でございますけれども、当然町のほうでもそのようなことを考えており、またこれも実行に移させていただいております。現在、定住促進事業住宅取得奨励補助金でございますけれども、中古住宅に対しても50万補助をさせていただいております。そういうことで、何軒か空き家を買って住んでいただいている。ちょっと戸数がわかりませんが、何軒か住んでいただいているというような状況になっております。ですので、町といたしましては、ぜひそういうものも若い人たちに入っていただくような方策をとっておりますということをご報告させていただきます。

以上でございます。

〔「じゃ、もう一つだけ」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) 6番、大島瑠美子君。

○6番(大島瑠美子君) では、手っ取り早くお聞きします。何軒かというのは10軒以下ですか、20軒以下ですか、30軒以下ですか。そこだけお聞きしたいと思います。

〔「今の」と言う人あり〕

○6番(大島瑠美子君) 今の、はい。

〔「新築以外の」と言う人あり〕

○6番(大島瑠美子君) 新築以外ね。いなくなったうちのところを利用して、そしてやっているかというの。

○議長(野原武夫君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 多分5軒ぐらいだと思います、現在のところ。今後もそういった方が出てきていただくことを期待しているところでございます。

〔「はい、終わります」と言う人あり〕

- 議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。  
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。  
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

- 議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（野原武夫君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。  
今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第18号までの18件でございます。  
議案はお手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。  
各議案に対する提案理由、その他内容の説明などは、個々の議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。  
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野原武夫君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。  
町長。  
○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。  
平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,293万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億293万7,000円にしようとするものでございます。  
補正内容は、歳入では繰入金を増額、歳出は除雪関連費用を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきました。そして、これを同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めため、この案を提出するものです。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。  
○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。  
○総務課長（福島 勉君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、先月2月14日から15日にかけて降りました記録的な大雪に伴い、町道などの除雪作業等を行うため緊急に予算を調整する必要が生じたので、2月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,293万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を32億293万7,000円とさせていただいたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、財源を全て第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金から繰り入れさせていただきました。なお、大雪に関する除雪や施設の修繕に対する経費は特別交付税の交付対象となる予定で、現在除害施設対策及び雪害対策の経費として要望しているところでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費の借上料7万2,000円は、庁舎駐車場などの除雪を行うための機械の借上料でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費、修繕費20万円は、保健センターのエアコンの配管が壊れましたので、緊急に修繕したものでございます。

第7款第1項商工費、第2目観光費の桜の枝落とし、処分作業委託料は、大雪のため幹線5号線、いわゆる北桜通りなどの桜の枝折れの処理に対しての委託料でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費の第13節委託料は4,584万7,000円で、町道等の除排雪の委託料で、当初予算では200万円を措置させていただきましたが、今回の記録的な大雪のため10日間の除雪委託料を見込ませていただき、大幅に増額させていただきました。

第16節原材料費は89万3,000円で、凍結防止剤を購入するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第15節の工事請負費は488万1,000円で、大雪により修理が必要となりました第一小学校の物置修繕と中学校の駐輪場の修繕費用でございます。

以上が、今回専決処分をさせていただきました補正予算の内容でございます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 先日、大雪で本当に職員の皆さんが一生懸命やっている姿を、私も電話でのやりとりでわかっていました。今回この補正で、ちょっと私の勉強不足で知りたい箇所があるので、それを教えてもらいたい。

それは、私の井戸上郷区の集会で、区民の方から上郷区を除雪を同じ耕地の業者がやってくれたのだから、区費からお金を出してやったほうがいい、やらないほうがいいという、そういう議論が出てきたので、ちょっとお聞きをします。この除雪に対する作業、業務委託料というのは、これどういう例えば距離数だとか、多分範囲なのだと思うのだけれども、もし大まかにやるのではなくても、例えば今私と町長が井戸の上郷区だから、その上郷区を例に出してやってもらってもいいのだけれども、どんな業者にどの程度の金額をやるのか、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、どういふふうな積算で支払っているのかということですが、まず単価につきましては埼玉県の単価を使用させていただいております。それは1時間当たりでございます。2万9,904円が1時間の単価でございます。それに、町で指定しております路線をやっていただいております。ここは優先的にやっていただいております。そこが、まず初めに幹線をやっていただいて、その後主要道路、それから通学路、それとあとは最後のほうになってごみの収集ボックスですか、そういう近辺のところを主にやっていただいております。あとは要請のあったところにつきましては、本来は町では契約しておりませんので、業者の方の厚意でやっていただいているというのが実情でございます。ですから、関口議員の言われた路線がどこか、ちょっと今わからないのですけれども、それが町のほうの指定に入っていれば、町で支払っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） よくわかりました。単価も、私もこれ参考に、今後区の集会等で聞かれた場合に、はっきり答えが出てくる。そして、今言う中で指定された路線というのと、指定されていない路線というのが、区長にはっきり例えば雪が降ったときに委託する道路はこの道路ですよというのを区長会で発表しておいてもらわないと、区費から1万、2万、例えば〇〇建材さんに区費で、やってやるよ、うちの周りがきれいになったのだからという人と、おらがうちのところは区長に頼んで言ってもらったのだけれども、そこは対象外だからやらないからということで、区長も全然どこがどういう対象道路になっているかわからないので、これは総務課長に区長会等ではっきり行政区ごとに、この路線という色をつけて教えてほしい。そうでないと、例えば隣近所で、あの年寄りのうちにあそこへ行けないから、今回もそうなのだけれども、うちのほうもスコップを持って、あそこの年寄りのうちが物置が壊れたから、そこへ行くまで行ってやろうか。あの物置が斜めになっているから、車を出すためにちょっとやってやろうかという、本当にさっき言った最初の自助、そして共助までスムーズに井戸上郷区、私がこう見ていて、みんな自分のうちを掃いていて、あそこのうちの物置が崩れそうで車が下敷きになりそうだから、ちょっと車出すまで掃いてよと言うとみんなで掃いてやってやったのですよ。

あの大雪ですから、雪の捨て場も困るのだけれども、みんなで処分したりした中で、終わってから区の集会で、うちのところは来ない、いや、うちの周りは全部きれいにしてもらった。それは多分私、その建材屋さんが道路へ出るまでの間、掃かないで出ていくわけにいかないから、その建材屋さんの周りはきれいにしてくれるのではないかという話で終わっているの、区費からお金を出す、出さない。菓子折りを持っていったほうがいいかねとか、そういう話になってきているので、もうちょっとコミュニティがしっかり区長を中心にできるように、はっきり色分けをしておいてもらえば、お年寄りがあそこ1人だから、では手伝いに行くかということがのできるの、総務課長、今度区長会で次の区長にでも、これ総務課長ではなくてそっちなのかな。では、地域整備観光課長のほうから、区長にはっきり行政区ごとに色分けをした路線を発表しておいてもらえますか。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

今回、これだけの大雪というのは初めてでしたので、今回うちのほうで指定している路線以外でも、かなり困っている方がいましたので、あとは区長さんからの要望とかもありまして、指定路線以外でも、かなりの路線を除雪をしていただいております。今回の大雪を教訓に、確かに区長さんにはこの路線図出て

おりませんので、これから新しい区長さんになりましたら、今度は逆に区のほうで、ここを優先に掃いていただきたいというような要望をとって順番をつけていただいて、区長さんに言うと全てついてきてしまうので、順番を決めていただいて優先順位を決めていただいて、ここからここまでは町でやります、そこから後は行政区でお願いしますというようなことを、新区長さんになりましたら、そういう計画もさせていただきたいと思います。また、土木建設業者の方もいらっしゃいますので、その方たちとも相談しながら路線を決定していきたいと思います。

以上でございます。

〔「よくわかりました。次の人どうぞ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、関口さんが言いましたので、私は1つだけお願いします。

この業者なのですけれども、業者は7業者とお聞きしたのですけれども、これはあれですか、入札指名業者のみですか。それとも今回みたいに機械を持っている、電話しましたら、うちなんか指名業者ではない、役場のほうには登録されていないのだよというような方も、持っている人はやってもらったのですけれども、この4,584万7,000円も出してやってもらったので、それ以外の人というのが、7業者といっても、そうしますと聞いてもらうと役場が通じなかつたりとかというときには、直接一応肩書言うわけではないのですけれども、町会議員のこれなのですけれども、これやっていただけますかということが言えると思うのですよね。だから、そういうときがあるので、この業者名、これは業者が指名業者のみなのか、入札だとか何かの、それともほかの違う方たちも入っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 大島議員の質問にお答えします。

まず、業者数ですが、8業者でございます。それは入札業者かということなのですが、入札に入っている業者がほとんどでございますが、これは各業者と契約をしておりますので、その契約相手が8社でございます。そこに頼んでおります。よろしいでしょうか。

〔「はい、じゃいいです」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これは専決処分であるから、これだけお金かかったということで、これもうしようがないことだと思いますけれども、除雪には4,584万7,000円かかるというようなことで、8業者が入ったというふうなことで、単純計算できないのですけれども、1業者当たり573万円ぐらいのお金がかかったということですよ。考えてみると、1週間ぐらいで570万ぐらいということは、相当の金額のお金になるわけです。これ県に準じてということですよ、単価が。私は、これ見直す必要もあるのではないかなと。わからないですよ。高過ぎるか安過ぎるかというのは、機械とかそういう問題の維持管理とか、そういうものにお金がかかるだろうということがあると思うのですが、1時間当たり2万9,904円というような仕事というのは余りないような気がします。これが高過ぎるとかいう、私素人考えにおいて、ええ、高いなと思います。

これだったら業者を、例えば業者さんね、もう少し、これ希望制ですか。そこのところが、さっきの指名入札かどうかというお話があったのですけれども、もう少しふやせるような気がしますので、業者数をふやして、また地区割をやっていくということなので、今回の被災を反省してそういうことをやってい

っていただけるのかどうか。今までどおり、来年度も同じようなことでやるのかどうか。ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

四千何百万円という予算、今回専決させていただきましたが、大体数字が挙がってまいりました。それで、総額が今のところ2,580万ちょっとぐらいで、ぐらいと言ったらおかしいかもしれないけれども、その金額になっております。単価の見直しでございますが、これもただ人件費だけではなくて、1回出ますと壊れてしまうという、その修繕もかなり、今回もある業者は壊れてしまっていて、なかなか動けなかったということもありますので、そういう維持修繕等も入っておりますので、また作業も夜、朝早くとかという、そういう時期もありますので、特に県のほうもそういう形で単価を設定していることだと思えます。

それと、あとこの8業者以外に違う業者もふやせないかということでございますが、まだこれから検証するところでございますが、例えば普通の除雪であれば、今の8社で多分大丈夫だと思うのです。毎回やっていることなので。大雪だった場合は、例えば第1出動がこの8業者、そのほかにもっと細かいところをやる場合は、例えば今回ボランティアとか、そういうところでいろいろ出てきていただいた人に第2配備というようなことで、何社あるかわからないですけども、これからいろいろ調査をして、協力していただける業者があれば、そういう2次配備用の業者をつくって、1次配備でもうだめだということであれば、今度は2次配備の業者も出ていただくような方策も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、総額は大体そんなにかからなかったということはわかりましたけれども、実際問題として、業者さんによっては維持費、整備費とかかかるだろうということなのですが、もう根っから来た車が、とても雪掃きができない状況の車を持ってきてもらって、もう置きっ放しで邪魔になって、かえって通行の邪魔になったり、もうエンストしてかからないと。実際問題として雪掃きになっていない状況というところもありましたので、そんなところも検証に含めていただきたいと。お答えは結構です。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第2号 長瀨町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀨町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について国の基準に基づいて実施していたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第2号 長瀨町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

条例制定の趣旨につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の改正によりまして、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準については町の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。条例制定に当たっては、地域の実情に応じ独自の基準を定めることができますが、長瀨町においては国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、厚生労働省令で定められていた基準と同様な内容で条例を制定することとしました。

それでは、議案第2号をごらんください。本条例の説明については、省令の基準を参考にしておりますので、主に章により説明をさせていただきます。1ページをごらんください。第1章は総則を定めたもので、第1条では条例の趣旨を定めます。ここでいう指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターを指し、指定介護予防支援は地域包括支援センターの保健師などが要支援者の介護予防サービス計画作成や、関係する事業所との連絡調整などの介護予防マネジメントを指します。このため、この章では地域包括支援センターの指定に関し必要な事項を定める。介護予防マネジメント事業、基準該当介護予防支援事業の人員、運営や支援方法に関する基準について定めるものとするものです。

第2章は、指定介護予防支援事業者の指定を定めたもので、第2条では指定介護予防支援事業者、ここでは地域包括支援センターを指します、地域包括支援センターの指定をしてはならない場合を示し、条例で定める者は法人とし、この場合法人でないときは指定してはならないとするものです。

2 ページをごらんください。第3章は、指定介護予防支援の事業の基本方針を定めたもので、第3条では指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業の基本方針を示しており、指定介護予防支援、介護予防マネジメントの事業。介護予防マネジメントは、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならないを基本方針とするものです。

第4章は、指定介護予防支援、介護予防マネジメントの事業の人員に関する基準を示したもので、第4条では従業員の員数を示し、第5条では管理者について定めたものとなっております。

3 ページをごらんください。第5章は、指定介護予防支援、介護予防マネジメントの事業の運営に関する基準を示したもので、第6条では指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、内容及び手続の説明及び同意を得なければならないこと。

5 ページをごらんください。第9条では、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、受給資格等の確認を行うこと。

第10条では、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、要支援認定申請に係る援助として必要な協力を行わなければならないこと。

第11条では、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、身分を証する書類を携行させること。

7 ページをごらんください。第19条は、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、運営規程を定めること。

8 ページをごらんください。第20条は、秘密保持に関すること。

9 ページをごらんください。第27条は、苦情処理について定めたものです。

続いて、11ページをごらんください。第6章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたもので、第31条では指定介護予防支援、介護予防マネジメントの基本取り扱い方針を、第32条では指定介護予防支援、介護予防マネジメントの具体的な取り扱い方針を、16ページをごらんください、第33条では介護予防支援、介護予防マネジメントの提供に当たっての留意点を定めたものとなっております。

第7章は、基準該当介護予防支援の事業に関する基準で、第34条は基準該当介護予防支援に係る準用規定となっております。

17ページをごらんください。施行日につきましては、附則のとおり平成26年4月1日から施行するものです。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果



的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第3号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の改正に伴い、包括的支援事業の実施に関する基準について国の基準に基づいて実施していたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第3号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について説明いたします。

条例制定の趣旨につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の改正によりまして、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準については町の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。条例制定に当たっては、地域の実情に応じて独自の基準を定めることができますが、長瀬町においては国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、厚生労働省令で定められていた基準と同様な内容で条例を制定することといたしました。

それでは、議案第3号をごらんください。第1条は趣旨を定めたもので、包括的支援事業、具体的には地域包括支援センターが実施することとなっている介護予防マネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業の4つの事業となりますが、この事業を実施するために必要な基準を定めるものとするものです。

第2条は、定義を定めたもので、1号から3号までそれぞれ包括的支援事業、包括支援センター、第1号被保険者の用語の意義を示したものです。

第3条は、基本方針を定めたもので、終わりから2行目、「可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない」を基本方針とするものです。

第4条は、包括的支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を1号被保険者の数に応じて定めよう

とするものです。1号では、おおむね1,000人未満の場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから1人または2人を、次のページをごらんください。2号では、おおむね1,000人以上2,000人未満の場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから2人を、このうち1人は専従する常勤の職員とするものです。第3号で、おおむね2,000人以上3,000人未満の場合、専従する常勤の保健師1人及び専従する常勤の社会福祉士または主任介護支援専門員のいずれか1人とするものです。なお、長瀨町では3号に該当するため、長瀨町地域包括支援センターに保健師1人、主任介護支援専門員1人を配置しております。

第5条は、地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえまして、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めたものです。

施行日につきましては、附則のとおり平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これ長瀨町の条例になるわけですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） そうですね。そうすると、今の4条の（1）と（2）は該当しないわけですね。

長瀨町は、おおむね2,000人以上3,000人未満ですね。だったら（1）、（2）は要らないのではないですか。済みません、どうして入れておくのか。もし変動する可能性があるから入れておくのか、それをお尋ねします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども説明いたしましたけれども、被保険者の数に応じて必要な人員を配置するということになっておりますので、場合によって長瀨町の第1号被保険者の数が減る場合も想定しておりますので、1,000人未満、2,000人未満の場合の要件も備えたということでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀨町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第4号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第4号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。初めに、参考資料（議案第4号）の1ページになります。長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。第1条は、趣旨を定める内容となっており、引用条文を追加し、「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に改めるものです。ちなみに、第78条の2は指定地域密着型サービス事業者、第115条の12は指定地域密着型介護予防サービスの事業者、第115条の22は指定介護予防支援事業者、これは地域包括支援センターを示し、これらの指定に関し基準を定めるものとするものでございます。

第3条は、申請者の資格を定めたもので、これも引用条文を追加し、「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改めるものです。

ページをめくっていただいて、参考資料（議案第4号）の2ページとなります。長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。第16条は、省令から条例での基準となるため、「。以下「指定介護予防支援等基準」という。」を削除し、第67条第2項では、厚生労働省令を引用していた箇所を、新たに町で条例を制定し、これを引用するため、

横線部分の内容に改めるものです。

議案に戻っていただき、改正附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第5号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第5号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

今回の改正は、地方公務員法第26条の3第1項が改正され、職員の高齢者部分休業を承認することができる期間について、条例で定めるべき事項が期間から年齢に改められたため、対象職員の範囲は変更いたしません。年齢として55歳と定めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条第2項でございますが、「期間は、5年」を「年齢は、55歳」と改めるものでございます。

次に、施行日でございますが、議案の附則をごらんいただきたいと思います。存じますが、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 長瀬町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第11、議案第6号 長瀬町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 長瀬町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第6号 長瀬町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

町長の提案理由の説明にもありましたように、いわゆる第3次地方分権一括法により社会教育法が改正

されまして、社会教育委員を置く地方公共団体にあっては、委員の委嘱の基準を条例で定める必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。第1条に「委嘱の基準、」の字句を加え、第2条の見出しを「(委員の構成)」から「(委嘱の基準)」に改めまして、「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加するものでございます。

なお、この一部改正条例につきましては、平成26年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 長瀬町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第12、議案第7号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消費税法改正による税率の引き上げに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第7号 長瀬町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりで、消費税率の改正などに伴い、所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条でございますが、引用している地方自治法の条項にずれが生じておりますので、改めさせていただくとともに、さらに100分の3の加算につきましては、別表の備考欄で適切な表現に改めさせていただきますので、削らせていただくものでございます。

次に、別表の備考欄に、4項として新たに1項を加えさせていただきますが、土地につきましては非課税扱いですが、短期の場合は課税となりますので、その表記と、建物の使用料に対して消費税額を加算することを明記したものでございます。

次に、施行日でございますが、議案の附則をごらんいただきたいと存じますが、平成26年4月1日から施行とするものでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） これ100分の3を加えた額というのですけれども、26年だからまだ、この分でいきますと100分の8になる。そうしますと、うちのほうで借りている、各公民館だとか借りているところありますよね。その金額とかというのが上がるというわけですか。そこを聞きたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

この条例につきましては、行政財産の使用料ということで、具体的には役場庁舎の自動販売機ですとかキャッシュコーナー、そちらが行政財産の一部使用許可で出している案件です。議員がお話しされているのは公民館ですとか、あと社会体育施設、グラウンド等の使用料の関係かと思いますが、今回見直しを検討、教育委員会のほうでもいたしました。3%上がるということで、今回改正は見送るということで、提案はしてございません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 長湍町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第13、議案第8号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第8号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、共同生活介護の共同生活援助への一元化が平成26年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正が生じたので、文言の修正等を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料（議案第8号）新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、第2条第1項第2号でございしますが、引用根拠を明確にするための改正でございます。

次に、第3条第1項第1号イ、1枚めくって2ページのエにつきましては、障害者の共同生活を行う住居のケアが柔軟にできるよう、共同生活介護ケアホームを共同生活援助グループホームに一元化するための改正でございます。この改正は、その下の第1項第2号、第3号、第5号についても同様の改正でございます。また、第1項第2号の改正でございますが、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の定義を明確にするための改正でございます。

次に、3ページをごらんください。第2項第2号、第4条、第8条第2項の改正につきましては、字句の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、議案第8号をごらんください。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） わからないところが多いので、申しわけないのですが、この条例が改正されたことによって不利益をこうむるとか、そういうことがあるのかどうかというのがちょっとわからないのです。そこのところをちょっと説明していただければ。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

この条文の改正によって不利益になる人は一人もございません。ただ、文言の改正と、明確にするだけの改正なので、この条例ができたことによって受けられなくなるとか、そういうことはございませんので、よろしく申し上げます。



○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第14、議案第9号 平成25年度長瀨町一般会計補正予算（第6号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 平成25年度長瀨町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,969万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を31億5,324万3,000円にしようとするものです。

また、繰越明許費や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、議案第9号 平成25年度長瀨町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

最初に、予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,969万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億5,324万3,000円とするものでございます。

第2条、第3条、繰越明許費と地方債の補正は6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、第3款民生費の社会福祉総務事業につきましては、県補助金を活用して子ども・子育て支援新制度電子システム改修事業を進めるものでございますが、年度内に改修することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

下の第3表、地方債の補正でございますが、事業が確定いたしました道路改良事業、河川改修事業、学校教育施設等整備事業、体育施設整備事業の入札契約差金などにより、それぞれ減額の補正をするもので

ございます。

その結果、補正前の限度額 2 億6,522万4,000円が 2 億1,982万4,000円となるものでございます。

補正予算の主な内容につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。最初に、歳入でありますが、第 1 款町税、第 1 項町民税は340万円の減額で、第 1 目個人町民税につきましては、現年課税分と滞納繰越分におきまして、普通徴収分、特別徴収分、年金特徴分、合わせて当初見込みに比べ増額となる見込みになっておりますが、第 2 目法人町民税につきましては、当初見込みに比べ、現年課税分が大幅に減額となっております。

第 2 項固定資産税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせ、50万円の増額となっております。

また、第 4 項たばこ税につきましては、100万円の増額となっております。

第10款の地方交付税は、普通交付税121万2,000円が、国の補正予算成立に伴い追加交付されるものです。

第12款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金につきましては150万2,000円の減額で、保育園や放課後児童クラブの利用者の減少などによる保護者負担金の減額でございます。

第14款の国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金は967万5,000円の減額で、それぞれの節とも負担金決定に伴うものでございます。

14、15ページをお開きください。第 2 項国庫補助金、第 2 目衛生費国庫補助金は22万2,000円の減額で、がん検診推進事業費の交付決定によるものです。

第 4 目教育費国庫補助金は286万6,000円の減額で、事業確定、交付決定によるものでございます。

第15款県支出金、第 1 項県負担金、第 2 目民生費県負担金は150万6,000円の減額で、国庫負担金と同様、それぞれの節とも負担金決定に伴うものでございます。

第 2 項県補助金、第 1 目民生費県補助金は241万3,000円の増額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第 4 目農林水産業費県補助金は60万円の減額で、交付決定によるものでございます。

第17款第 1 項寄附金、第 2 目総務費寄附金のふるさと長瀬応援寄附金36万9,000円は、ふるさと納税に係るふるさと長瀬応援寄附金で、町外にお住まいの12名の方から寄附をいただいたものでございます。

次に、第20款第 1 項町債は、16、17ページにかけてでございますが、4,540万円の減額で、第 2 目土木債の道路新設改良事業債と河川改良事業債、第 3 目社会体育施設整備事業債と学校施設整備事業債とも事業確定によるものでございます。

第21款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金998万3,000円は、歳出額との不足額を繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

続いて、歳出の内容についてご説明いたします。18、19ページをお開きください。第 1 款第 1 項第 1 目の議会費は190万円の減額で、年度途中で欠員となりました議会議員の報酬や議事録の印刷費用の減によるものでございます。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費は948万円の減額で、町長の給料の減額や職員の人事異動等に伴うものでございます。

第 6 目財産管理費は40万円の増額で、庁舎の電気料が、電気料金の値上げや、この冬の寒さによる使用量の増加などにより不足するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費36万9,000円でございますが、ふるさと納税に係る寄附金を基金に積み

立てさせていただくものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費は105万4,000円の増額で、基幹業務、住民税務等の業務で使用しているパソコン等で基本ソフトのサポートが切れるパソコン等の購入費用でございます。

第5項選挙費、第3目町長選挙費は、20、21ページにかけてでございますが、233万5,000円の減額で、昨年6月30日に執行いたしました町長選挙執行経費のうち未執行のものを、今回減額させていただくものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費515万9,000円の増額で、子ども・子育て支援新制度施行に伴う電算システムの改修と、制度改正に伴う障害者総合支援システムの改修費の増額と、子ども・子育て支援計画策定調査委託料と生活ホーム事業の利用者がいなかったことによる補助金の減額を合わせ、増額させていただくものでございます。

第3目社会保険費365万6,000円は、重度心身障害者医療費支給費の増加や国民健康保険特別会計への繰出金の額の決定に伴うものでございます。

第4目老人保健費は771万3,000円の減額で、後期高齢者医療制度の負担金の決定に伴うものでございます。

第5目介護保険費138万5,000円は、介護保険特別会計への繰出金の額の決定に伴うものでございます。

第2項第1目児童福祉費1,867万2,000円の減額で、放課後児童クラブの指導員賃金の減、当初の見込みより保育所の入所者数が少なかったことによる保育所運営委託料などや児童手当の減などによる減額となっております。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費は、22、23ページにかけてでございますが、690万4,000円の減額で、予防接種の接種者や、がん検診の受診者が当初の見込みより少なかったことなどに伴う減額でございます。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は60万円の減額で、農地制度実施円滑化事業補助金の交付決定に伴うものでございます。

第8款土木費、第2項河川費、第1目河川総務費は142万5,000円の増額で、埼玉県が井戸上郷区地内で実施しております急傾斜崩落対策事業の平成25年度分の長瀨町の負担金でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は998万円の減額で、職員の人事異動等に伴う給料等の減額や、第一小学校大規模改造事業の入札差金による減額でございます。

第3目育英費は60万円の減額で、当初の見込みより新規貸付者が少なかったため減額させていただくものでございます。

第5項第1目幼稚園費215万8,000円の減額で、次のページにわたりますが、私立幼稚園の入園者の減少及び補助金適用対象者が当初の見込みより少なかったため減額するものでございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費は60万円の減額で、臨時職員の賃金の減額でございます。

第12款公債費、第1項公債費、第2目の利子は220万円の減額で、平成24年度借入れの利率が当初の見込みより低利で借入れすることができたことや、一時借入金に係る利子分を減額させていただくものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 15ページ、安心・元気！保育サービス支援事業費県補助金が200万円減額になっています。そして、21ページのまた安心・元気！保育サービス支援事業費補助金400万円減額になっています。この事業やらなかったのですか、それともやったのですか。それとも、それでうんと余ったので、申請があれだったので、少なくなって減額になっているのでしょうか。そこをお聞きます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

安心・元気補助金が減額されているからというふうな内容になります。これは、実績に伴いまして県に申請をするわけなのですけれども、交付決定に伴いまして、その額を調整させていただきました。

以上でございます。

〔「これを、だから実績にということ、どのくらいの金額をじゃ、400万という金額がすごく」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 事業費補助金で400万円減額ということなのですけれども、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金というので400万の減額というのは、本当少ない金額しかしなかったのでしょうか。支援事業費で、負担金補助及び交付金ということは、団体とか何かにお金をくれてやるわけですよね。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長、どうですか。まだわからない。

〔「事業がどのくらいの、縮小をうんとしたわけ。後でいいです」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 後でいいですというのはどういう意味。

〔「後で教えてくださいという意味です」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今度は保育園関係なので、ちょっと済みません、お聞きをします。

児童福祉費の委託料、保育所運営委託料が232万7,000円減額になっていますけれども、私たちが民教の委員会で、ある保育所から出た話が、保育の先生の数のことなのだけれども、障害児の認め方が町とちょっと違うのではないかというお話を聞いて、私も何かのときにこれ聞いてみるかなと思って、今質問なのですけれども、この保育士の運営委託料、これはそういう関係でしょうか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

保育所の運営費232万7,000円の減額の関係だと思えますけれども、これは民間の保育所に委託している額になります。障害児の加算につきましては、障害児保育事業ということがありまして、こちらについてはその他の補助事業として、委託料とは別に補助金として交付をしております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） よくわかりました。

そこで、ちょっとお聞きをしますけれども、保育園側からの、この子は対象者なのに、役場と数が一致しないという話を聞いたのです。多分役場のほうでは、しっかりそれが把握できていて、しっかりした、その他ということで障害児も見ているとは思うのですけれども、今後もう一度保育所の小さな子供が、こ

の子に1人保育士さんが見つからなくてという現場を私たちも見てきたので、この今質問をさせてもらったのですけれども、現場からはそういう声が出ているので、いま一度しっかり間違っていないかどうかを確認のほうをお願いしたいと思います。いかがですか。調べてもらって、違っていなければそれでいいのだけれども、もう一度調べて。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

正確な数字をもう一度調べてお答えしたいと思います。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第15、議案第10号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億325万2,000円にしたいため、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第10号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億325万2,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税及び第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、決算見込み額が出ましたので、それぞれの節につきまして増減するものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金及び第2目高額医療費共同事業負担金は、負担金決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、第6款第1項第1目療養給付費交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分の医療分として交付されるものですが、給付実績等がふえ、当初予算額に比べ交付額が増額となるものでございます。

次に、第7款第1項第1目前期高齢者交付金でございますが、交付金の決定により減額となるものでございます。

次に、第8款県支出金でございますが、1枚めくっていただき、10、11ページをごらんください。第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、1件80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業負担金に拠出しておりますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき減額とするものでございます。

次に、第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金は県から交付されるもので、普通調整交付金の決定に伴い減額するものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会から交付されるものでございますが、交付額の決定等に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、国、県の負担金の決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。12、13ページをごらんください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございますが、国保情報データベースの更新業務委託料及び高齢者医療制度改正等によるシステム改修が主なものでございますが、この改修はウィンドウズXPサポート終了に伴い、国保情報データベース2.0が使用できなくなるため、国保情報データベースを3.0に更新するものでございます。また、制度改正は70歳から74歳までの一部負担金の見直しに伴い、あわせて改修するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費及び第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費については、療養給付費及び高額医療費の増に伴い増額するものでございま

す。

次に、1枚めくっていただき、14、15ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、共同事業拠出金の決定に伴い減額するものでございます。

次に、第9款第1項第1目基金積立金でございますが、25年度の療養給付費の支払いのため、繰越金2,500万円を減額するものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第16、議案第11号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を6億8,396万9,000円にしたいため、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第11号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,396万9,000円とするもの

です。

内容については、補正予算書の8、9ページをごらんください。歳入についてですが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料は、補正後の額が1億2,999万2,000円となり、理由としましては特別徴収保険料では被保険者の異動が予定より少なかったため、また普通徴収保険料では65歳到達者などの流入により普通徴収者が予定より多かったため、増額を行うものです。

次に、第3款国庫支出金は、補正後の額が1億5,294万8,000円、第4款支払基金交付金は補正後の額が1億8,014万3,000円、第5款県支出金は補正後の額が9,835万5,000円となりますが、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金などの交付決定に伴い、それぞれの金額を調整するものです。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、認定調査事務に係る事務費や介護保険給付費に係る町負担分について、それぞれ繰り入れする額を調整するものです。

第2項基金繰入金は、補正前の額が1,320万8,000円、補正後の額が1,000円で、保険料そのほかの補助金等の費用で賄うことができることとなったため、基金からの繰り入れを減額するものです。

ページをめくっていただきまして、12、13ページをごらんください。続いて、歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正後の額が172万7,000円で、増額理由としましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る費用となっております。

第2款保険給付費については、補正後の額が6億3,809万2,000円となり、保険給付費の目欄に示されておりますそれぞれのサービスの見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それに合わせまして調整をするものです。

次に、14、15ページをごらんください。第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金でございますが、保険給付費がふえたことにより、当初予定していました積立額を減額し、対応するものです。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第17、議案第12号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2



号)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第12号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8,711万4,000円にしたいため、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野原武夫君) 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(野原寿彦君) それでは、議案第12号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,711万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料、第1節現年度分につきましては、普通徴収保険料の調定額を146万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては146万9,000円を、後期高齢者医療広域連合納付金として納付するものでございます。

以上で議案第12号の補正予算案の説明とさせていただきます。

○議長(野原武夫君) これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明

○議長（野原武夫君） 日程第18、議案第13号 平成26年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 平成26年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものです。

総額は、歳入歳出予算それぞれ32億6,169万3,000円となり、前年度予算と比較し2億5,009万5,000円、8.3%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第13号 平成26年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず、最初にこちらの平成26年度長瀬町一般会計、特別会計予算書1ページをごらんいただきたいと思います。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算といたしまして32億6,169万3,000円を計上いたしました。第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきますのでございます。

それでは、6、7ページをごらんください。6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左にありますように、農業近代化資金利子補助は平成26年度融資分を平成27年度から平成41年度まで限度額70万円で、中小企業経営対策資金利子補助は平成25年度融資分を平成27年度から平成35年度まで限度額410万4,000円について設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を起債するもので、道路新設改良事業5,330万円、社会資本整備総合事業7,200万円、公営住宅建設事業3,390万円、学校施設整備事業530万円、学校給食センター施設整備事業170万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億6,000万円の借り入れを合わせて、合計3億2,620万円を予定しております。地方債に関する調書は126ページに記載しておりますので、お聞きください。表の一番下の合計欄でございますが、平成24年度末現在高32億6,589万円で、平成25年度末現在高見込み額が32億5,275万3,000円となっております。平成26年度中の起債見込み額が3億2,620万円で、平成26年度中の元金償還見込み額が2億7,821万9,000円でございますので、その結果、平成26年度末現在高見込み額は33億73万4,000円となる見込みでございます。なお、この表の大きな3番目の減税補填債、4番目の臨時税収補填債、5番目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。また、大きな1番目の普通債の中の（7）辺地対策債や2番目の災害復旧債などの元利償還金につきましても、一部普通交付税の基準財政需要額に算入されます地方債となっております。

それでは、次に本日お配りしてございます資料を使ってご説明いたします。平成26年度当初予算の概要、資料というものをご用意いただきたいと思います。最初に、1ページをお開きいただきたいと思います。

1の予算規模でございますが、一般会計は平成25年度と比べ2億5,009万5,000円の増額、8.3%の増加となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせた4会計の合計は49億7,439万9,000円で、平成25年度と比べ2億8,734万2,000円の増額、6.1%の増加でございます。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、町税でございますが、平成26年度は8億3,911万7,000円で、個人町民税や軽自動車税は増額となるものの、法人町民税や固定資産税が減額となり、平成25年度に比べ149万4,000円の減額、0.2%の減少となっております。

次に、2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成25年度の実績見込みや平成26年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。なお、6番目の地方消費税交付金につきましては、消費税増税に伴い増額で見込ませていただきました。

次に、12番目の分担金及び負担金は、保育園保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金、学校給食費負担金などで、平成25年度に比べ2,465万2,000円の増額、73.4%と大幅な増加となっております。その理由でございますが、学校給食費につきましては、諸収入から負担金に科目変更したことによるものでございます。

次に、13番目の使用料及び手数料は、町営住宅使用料や社会教育施設の使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、町営住宅使用料の減額などにより平成25年度に比べ241万3,000円の減額、8.6%の減少となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金、児童手当事業国庫交付金、臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などで、新規事業に充当いたします臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金や社会資本整備総合交付金などにより平成25年度と比べ1億670万4,000円と大幅な増額で、56.8%の増加となっております。

次に、15番目の県支出金につきましては、障害者自立支援給付費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金、保育所運営費県負担金、児童手当事業県費交付金、重度心身障害者医療費県補助金、里山・平地林再生事業県補助金、個人町県民税徴収県委託金などで、里山・平地林再生事業県補助金の増額などにより平成25年度に比べ1,941万1,000円の増額、11.1%の増加となっております。

次に、少し飛びまして、19番目の諸収入でございますが、学校給食の保護者負担金を負担金に科目変更したことなどにより2,925万6,000円の減額、48.2%の減少となっております。

20番目の町債でございますが、道路新設改良事業や社会資本整備総合事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の借り入れを合わせ3億2,620万円で平成25年度に比べ5,630万円の増額、20.9%の増加となっております。

次に、21番目の繰入金でございますが、歳出額との不足額に充てるための財政調整基金繰入金の額を増額したことなどにより、平成25年度に比べ6,635万1,000円の増額、27.1%の増加となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきまして説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きください。まず、最初に4ページ、目的別の歳出でございますが、1番目の議会費でございますが、議会議員が1名欠員となっておりますので、その報酬等が490万1,000円の減額となり、平成25年度に比べ367万1,000円の減額、8.1%の減少となっております。

2番目の総務費につきましては、庁舎施設の修繕、社会保障・税の一体改革、いわゆるマイナンバー制度導入に当たっての基幹システムの更新業務、固定資産評価がえ事業などの増額はありますが、職員退職者手当負担金、戸籍情報システム改修事業、参議院議員通常選挙や町長選挙の選挙費の減額などにより7億3,042万6,000円で、平成25年度に比べ789万4,000円の減額、1.1%の減少となっております。

3番目の民生費につきましては、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、福祉関係の計画策定委託、元気と安心お助け隊補助、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の経費、重度心身障害者医療給付費などの増加などにより8億2,685万1,000円で、平成25年度に比べ4,307万円の増額、5.5%の増加となっております。

4番目の衛生費でございますが、小川赤十字病院建て替え整備計画促進協議会への負担はありますが、皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業やし尿処理事業、秩父広域市町村圏組合の清掃費の負担金の減額などにより4億8,165万4,000円で、平成25年度に比べ1,173万5,000円の減額、2.4%の減少となっております。

6番目の農林水産業費につきましては、農業振興対策事業や里山・平地林再生事業の増額などにより6,137万9,000円で、平成25年度に比べ2,039万4,000円の増額、49.8%の増加となっております。

7番目の商工費につきましては、イメージキャラクターの製作や、大木小路地内の公衆トイレに係る撤去工事の増額などにより3,297万4,000円で、平成25年度に比べ280万3,000円の増額、9.3%の増加となっております。

8番目の土木費につきましては、町道の新設改良や河川整備事業の減はありますが、国の交付金事業である都市再生整備計画事業を活用した魅力あるまちづくり総合整備計画に盛り込んでおります南桜通りの整備、菜島公園整備、旧雇用促進住宅野上宿舎の取り壊しなどの増額により3億3,852万円で、平成25年度に比べ1億9,828万5,000円の増額、141.4%と大幅な増加となっております。

9番目の消防費につきましては、常備消防の消防救急無線機のデジタル化に伴う受令機の整備や県消防協会、消防ポンプ操法大会などの増額などにより1億5,712万4,000円で、平成25年度と比べ503万9,000円の増額、3.3%の増加となっております。

10番目の教育費でございますが、小中学校の施設整備事業や学校給食施設維持管理事業などの増はありますが、職員給与費の減や私立幼稚園就園奨励費補助金の減、総合グラウンド改修工事の減額などにより2億7,155万5,000円で、平成25年度に比べ1,259万2,000円の減額、4.4%の減少となっております。

12番目の公債費は3億1,378万円で、平成25年度に比べ1,639万6,000円の増額、5.5%の増加となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思います。こちらも主なものにつきまして概要をご説明いたします。1番目の人件費につきましては、職員共済費の増額はありますが、議員報酬、職員給与費や退職手当負担金の減額などによりまして7億2,813万3,000円で、平成25年度に比べ1,284万1,000円の減額、1.7%の減少となっております。

次に、2番目の物件費につきましては、福祉関係計画策定事業、里山・平地林再生事業、常備消防の消防救急無線機のデジタル化に伴う受令機の整備などによりまして4億3,984万2,000円となり、平成25年度に比べ6,475万5,000円の増額、17.3%の増加となっております。

3番目の維持補修費につきましては、町道の補修工事、町営住宅、庁舎、消防施設、公民館などの施設修繕はほぼ25年度並みに計上させていただき2,144万6,000円となり、平成25年度に比べ39万8,000円の減額、1.8%の減少となっております。

4番目の扶助費につきましても、ほぼ25年度並みに計上させていただき4億1,032万2,000円で、平成25年度に比べ57万8,000円の増額、0.1%の増加となっております。

5番目の補助費につきましては、消費税率引き上げに伴う低所得者に対する適切な配慮としての臨時福

祉給付金や、子育て世帯への影響を緩和するための臨時特例給付金などの増はありますが、ちちぶ定住自立圏専門家招聘の負担金、一部事務組合皆野・長瀬上下水道組合、秩父広域市町村圏組合の負担金の減などにより5億5,367万8,000円となり、25年度と比べ36万3,000円の減額、0.1%の減少となっております。

次に、6番目の普通建設事業費につきましては、南桜通り整備、 菜島公園整備、旧雇用促進住宅野上宿舎の解体工事などの増額などにより3億701万3,000円で、平成25年度に比べ1億8,148万円と大幅な増額、144.6%の増加となっております。

次に、8番目の公債費につきましては3億1,377万9,000円で、1,639万6,000円の増額、5.5%の増加となっております。なお、目的別と1,000円ずれが生じておりますのは、手数料の差でございます。

11番目の貸付金は408万円で、平成25年度と比べ30万円の減額、6.8%の減少となっております。

13番目の繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金などの増額により4億7,789万4,000円で、平成25年度と比べ78万8,000円の増額、0.2%の増加となっております。

以上が平成26年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは、次に各担当課の主要事業の主なものにつきまして、平成26年度の予算書に基づきましてご説明いたします。

最初に、私からは総務課で所管している主なものにつきましてご説明いたします。予算書の34、35ページをお開きください。次のページにもわたりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、26年度予算額5億7,932万5,000円で、教育委員会、農業委員会、特別会計で支弁する職員を除く職員の給与関係として給料、職員手当、共済費や第19節の退職手当負担金、公用車の管理経費や購入経費として第11節の燃料費、第12節の車の点検、車検費用の手数料、第18節の自動車購入費として軽自動車1台分の費用、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などのほか、行政事務を執行する上でのもろもろの経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として法令に基づいた様式として、予算書の118ページから124ページにかけて記載してございます。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算説明書の後に記載してございます。

36、37ページの第2目広報広聴費251万6,000円につきましては、「広報ながとろ」の発行に係る費用で、広報紙発行事務委託料などでございます。

38、39ページをお開きください。第4目財政調整基金費50万円でございますが、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定による第25節の積立金でございます。

第6目財産管理費2,675万1,000円で、公有財産の管理や法令の管理基準に基づいた庁舎の維持管理、物品の管理などの経費で、25年度に比べ117万6,000円の増額となっております。そのうち第11節の需用費では、消費増税等に伴う電気料の増額分や庁舎の施設修繕、第13節は庁舎の施設維持管理のための委託料などで、法定点検が義務づけられているものや、専門資格者でないと業務ができない業務の費用でございます。

第15節の工事請負費は、役場敷地内の側溝に段差が生じておりますので、その補修工事を計上してございます。

40、41ページをお開きください。第8目交通安全対策費166万3,000円で、交通指導員の活動経費としての報酬や費用弁償、第11節と18節の被服費のほか、交通安全啓発活動に対する経費などがございます。

第9目自治振興対策費382万5,000円で、行政区の地域振興対策事業に対する補助金、防犯灯に係る電気

料や防犯灯新設要望に対応するために若干の基数の設置経費も計上してございます。

第10目諸費777万9,000円は、42、43ページにかけてでございますが、各行政区の正副区長への報酬や第12節の役務費の回覧配布手数料のほか、法律相談委託料や各種構成団体、協議会への負担金などの費用でございます。

次に、44、45ページにわたりますが、第2項企画費、第1目企画総務費4,638万9,000円で、住民・税務・財務の基幹系システムの管理を行う費用や、L G W A Nなどの内部情報系システムの管理費用のほか、企画・業務で行う上での事務経費を計上してございます。具体的には、第12節の役務費は、情報系システムのネットワークや基幹系システムのクラウド用ネットワークとしての通信料、第13節は基幹系・情報系それぞれのシステムの端末機器の保守委託料、平成28年1月施行予定の社会保障・税の一体改革、いわゆるマイナンバー制度のシステム改修費、第14節の使用料及び賃借料は、基幹系・情報系それぞれのシステムのソフトウェアの使用料や端末機器のリース料などで、第19節負担金、補助及び交付金では、ちちぶ定住自立圏の包括支援分としての負担金や秩父鉄道安全対策事業費の負担金などの経費でございます。

少し飛びますが、48、49ページをごらんください。第5項選挙費424万4,000円で、通常選挙管理委員会管理経費のほか、平成27年4月執行予定の埼玉県議会議員選挙の経費や、ことし7月に予定されております農業委員会委員選挙の経費でございます。

50、51ページをお開きください。第6目統計調査費163万5,000円で、26年度に予定されております経済センサスや農林業センサスに係る費用などでございます。

また、少し飛びまして、88、89ページをお開きください。第9款消防費、第1項消防費、第1日常備消防費、第19節負担金、補助及び交付金1億2,767万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金や秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

また、第2目非常備消防費2,111万7,000円でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための費用で、消防団員の報酬や費用弁償で、第18節の備品購入費は常備消防の消防救急無線機のデジタル化に伴う受令機の整備費用や消防団員の活動服の整備をするものがございます。また、平成26年度は埼玉県消防協会消防ポンプ操法大会の参加経費として選手等への費用弁償、消耗品、備品購入費、作業着代等を合わせ320万9,000円を計上しております。もろもろ合わせて320万9,000円でございます。

次のページにもわたりますが、第3目消防施設費264万2,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理を行う費用でございます。



### ◎会議時間の延長

○議長（野原武夫君） ここで会議時間を延長いたします。

---

○総務課長（福島 勉君） 第4目防災対策費568万6,000円は、災害時の備蓄品、町の防災行政無線や県防災情報システムの維持管理、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助制度などの経費でございます。

そのうち第11節の需用費では、主に災害時備蓄品として飲料水や食料、その他必要な備蓄品を購入するための費用でございます。なお、防災行政無線につきましては、平成24年度にデジタル化いたしました、保守の保証期間が切れましたので、防災行政無線設備保守点検委託料が、その分増額となっております。

また、少し飛びまして、114、115ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費3億1,378万円でございますが、町債の元金及び利子の償還の費用でございます。

以上が平成26年度予算の概要と、総務課の主な事業の予算の内容でございます。



#### ◎延会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



#### ◎次会日程の報告

○議長（野原武夫君） 次会の日程をご報告いたします。

明日13日、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程については開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。



#### ◎延会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後5時00分

## 平成26年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成26年3月13日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会



午前9時開議

出席議員（9名）

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | 2番 | 村  | 田 | 徹 | 也 | 君 |   |   |
| 3番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君  | 4番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |   |
| 5番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君  | 6番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 7番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 | 8番 | 野  | 原 | 武 | 夫 | 君 |   |   |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君  |    |   |   |   |   |   |   |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|              |   |   |   |   |      |               |     |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|------|---------------|-----|---|---|---|---|
| 町長           | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江    | 君             | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 |
| 教育長          | 宮 | 原 | 利 | 定 | 君    | 会計<br>管理<br>者 | 齊   | 藤 | 敏 | 行 | 君 |
| 総務課長         | 福 | 島 | 勉 | 君 | 税務課長 | 林             | 宜   | 子 | 君 |   |   |
| 町民課長         | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君    | 健康福祉<br>課長    | 中   | 畝 | 健 | 一 | 君 |
| 地域整備<br>観光課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君    | 教育次長          | 若   | 林 | 実 | 君 |   |

事務局職員出席者

|      |   |   |   |   |    |   |   |   |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 事務局長 | 青 | 木 | 正 | 剛 | 書記 | 野 | 原 | 徹 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(野原武夫君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野原武夫君) 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(野原武夫君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長(野原武夫君) 日程第1、議案第13号 平成26年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

前日に引き続き、各課長、教育次長より歳入歳出予算内容の説明を求めます。

最初に、税務課長をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(林 宜子君) 皆様、おはようございます。よろしくをお願いいたします。平成26年度長瀬町一般会計予算の税務課関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税につきましてご説明申し上げます。当初予算書の12、13ページをごらんいただきたいと存じます。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億2,783万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,240万5,000円、3.9%の増額となっております。個人町民税の平成25年度の給与所得の増加が見込まれますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、3,031万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,087万9,000円、26.4%の減額となっております。法人町民税につきましては、前年度の町内企業の実績が低下しておりますこと等を鑑み、法人税割ベースで41.6%の減額を見込ませていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億2,033万1,000円で、前年度と比較いたしまして373万3,000円、0.9%の減額となっております。平成26年度は評価替の第3年度でございますが、土地につきましては、依然として地価が下落傾向にありますことから、2.7%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新築家屋の建築棟数が多いことから、1.2%の増額を見込ませていただきました。償却資産につきましては、設備投資が見込めないことや減価償却分を考慮いたしまして1.3%の減額を見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、前年度と同額の106万4,000円を見込ませていただきました。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、1,863万2,000円で、前年度と比較いたしまして71万3,000円、4.0%の増額を見込ませていただきました。これは、当初予算時の登録台数をもとに軽乗用車の需要が伸びておりますことを考慮いたしまして、増額を見込ませていただきました。

次に、14、15ページをごらんいただきたいと存じます。第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、前年度と同額の4,200万円を見込ませていただきました。

第5項第1目鉱産税でございますが、1,000円の予算措置でございます。

恐縮でございますが、12、13ページにお戻りいただきまして、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億3,911万7,000円で、前年度と比較いたしまして149万4,000円、0.2%の減額を見込ませていただきました。

次に、歳出関係の主なものにつきましてご説明申し上げます。44、45ページをごらんいただきたいと存じます。第3項徴税費、第1目税務総務費326万円でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置のための報酬や社会保険料、固定資産評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金等の税務総務事業の経費でございます。

次に、第2目賦課徴収費4,012万7,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業の経費でございます。第11節需用費はバインダーなどの消耗品、第12節役務費は口座振替手数料とコンビニ収納取扱手数料、第13節委託料は電算処理業務委託料や自主納付の促進と未納を防止するための納税コールセンター設置事業委託料、3年に1度実施いたします固定資産評価替を平成27年度に行うための（新）航空写真撮影・土地家屋現況図等修正業務委託料でございます。

次に、46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実を図るためのコンビニ収納事業に係りますコンビニ収納ソフトレンタル料、国税連携の地方電子申告関係サービス料等でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、町民課長をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、平成26年度予算説明書に基づき説明申し上げます。

初めに、説明書の46、47ページをごらんください。住民担当の業務で、第2款総務費、第4項第1目の戸籍住民基本台帳費、予算額1,048万5,000円でございますが、戸籍住民基本台帳業務等を行うため必要な経費として、OA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用でございます。

なお、平成26年度から住基ネットに指紋認証機を設置し、職員の操作を指紋認証者に限定し適正化を図

るため、住民基本台帳ネットワーク生体認証装置及び生体認証装置保守委託料を第13節委託料と第18節の備品購入費に計上してございます。

次に、ページが飛びますが、56、57ページをごらんください。給付関係で、第3款民生費、第3目の社会保険費、予算額1億356万4,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療給付や、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するひとり親家庭等医療給付の助成、さらに国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。特別会計への繰り出しは、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金となっております。

次に、第4目の老人保健費で予算額1億127万1,000円でございますが、主なものは後期高齢者医療事業に対してのもので、被保険者証の郵送経費、1枚めくっていただき、58、59ページをごらんください。上段から、健康診査の経費、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金、そのほか後期高齢者医療特別会計に事務費分や保険料軽減分の繰り出しを行うものでございます。

次に、60、61ページをごらんください。第2目の児童扶助費で1,688万円でございますが、乳幼児及び児童生徒を対象として医療費の一部負担金分を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図ることも医療の給付でございます。また、福祉3医療については、秩父郡市医療機関等については現物給付となっておりますので、引き続き事業の継続を図ってまいります。

次に、1枚めくっていただき、62、63ページをごらんください。環境衛生関係でございますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目の衛生総務費で266万1,000円でございますが、衛生一般の事業のほか、ごみの減量化、資源の有効利用や環境への負担の軽減に資する廃棄物一般事業等でございます。主に有価物回収事業の報償金、岩畳周辺等の清掃作業、不法投棄廃棄物の撤去作業業務などの委託や処分費、生ごみ処理機の購入の助成でございます。

次に、第2目の環境衛生費765万5,000円でございますが、自然環境を保全するための事業で、首都圏自然歩道の管理委託や秩父広域市町村圏組合の火葬業務等の際の斎場費負担金や地球温暖化対策事業として住宅への太陽光発電システムや高効率給湯器を設置する場合に補助金を交付するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、64、65ページをごらんください。下段の第2項清掃費、第1目塵芥処理費4,196万6,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します清掃費負担金でございます。

次に、第2目し尿処理費3億2,848万9,000円でございますが、皆野・長瀬上下水道組合へ下水道処理事業及びし尿処理事業に要する事業費の負担をするものでございます。また、浄化槽設置整備事業補助金は、皆野・長瀬上下水道組合において公共下水道計画区域外の区域において、従来の個人設置型から組合が設置、維持管理をする浄化槽市町村整備型事業の応分の負担でございます。

次に、1枚めくっていただき、66、67ページをごらんください。第3項第1目上水道費4,388万5,000円でございますが、簡易水道事業債元利償還金に対する負担金、宮沢地区簡易水道統合に伴う整備事業に対する負担金、高料金対策補助金と、新たに負担金として26年度から水道広域化に向けた取り組みとして、水道広域化準備室負担金でございます。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） 次に、健康福祉課長にお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づき説明させていただきます。

説明書の52、53ページをごらんください。第3款民生費、第1目社会福祉総務費は、本年度予算額2億1,124万4,000円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、社会福祉全般に関する社会福祉事業、在宅や施設入所者の負担軽減や社会復帰を促進するための心身障害者等補助事業、障害者総合支援法に基づいて各種障害者サービスの提供を行う障害者自立支援給付事業、通称ひのくち館の維持管理や各種事業を実施する世代間交流支援センター施設運営事業、また、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員協議会への補助事業などと、新規事業としまして高齢者と障害者の自立した社会生活を推進する長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業、介護保険法、障害者基本法、子ども・子育て支援法の各法律に基づいて計画を策定する福祉関係計画策定事業、商工会が実施している地域支え合い事業を助成するための元気と安心お助け隊補助事業、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることにより低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金等の支給が予定されており、これらを実施する臨時福祉給付金等給付事業を行う予定となっております。具体的には、第8節報償費は、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援計画を策定するため、ご審議いただく委員の謝金が主なものとなっております。

第11節需用費は、印刷製本費は臨時福祉給付金等給付事業に係る臨時職員の費用やチラシや申請書の印刷経費となっております。

第13節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理料、介護保険、障害福祉、子ども・子育て関係の計画策定に伴う業務委託料や臨時福祉給付金等給付事業に伴いますシステム改修委託料を見込んでおります。

第19節負担金補助及び交付金は、54、55ページをごらんください。心身障害者等補助事業、障害者自立支援給付事業に関する各種補助金や負担金、民生児童委員、社会福祉協議会、シルバー人材センターの運営費補助、新規事業としまして、商工会が行っている元気と安心お助け隊事業への補助金、臨時福祉給付金等が主なものとなっております。

第2目老人福祉費は、本年度予算額1,517万2,000円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、在宅高齢者に対する緊急通報システムや老人クラブ活動を支援する在宅福祉事業、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地を借り上げることにより、長瀬福祉会の円滑な運営を図る老人福祉施設運営事業、保護措置を必要とする高齢者を老人福祉施設等へ入所措置することにより老人福祉の向上を図る老人保護措置事業などで、新規事業としましては、今後高齢者の増加に伴い、介護予防や地域等で望まれる介護関連有資格者の育成を図る介護職員初任者養成研修事業などとなっております。

具体的には、第13節委託料で緊急通報システムの管理委託料、高齢者を保護措置するために必要な委託料、次のページ、56、57ページをごらんください。第14節使用料及び賃借料の土地借上料は、ながとろ苑の敷地借上料で、第19節負担金補助及び交付金は老人クラブ関連の補助金や介護職員初任者研修課程を修了した者に対し助成する費用が主なものとなっております。

次に、58、59ページをごらんください。第5目の介護保険費は、本年度予算額1億314万4,000円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、介護保険特別会計の円滑な運営を図るための介護保険事業で、具体的には第28節繰出金のとおり介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費となって

おります。

次に、第2項の第1目児童福祉費は、本年度予算額2億7,555万7,000円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、乳幼児の子育て環境の改善を図るため、民間保育所への保育委託や延長保育、一時保育、障害児保育事業等への助成を行う児童保育事業、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育て支援を行う放課後児童クラブ事業、子育て支援金の支給や子育て支援員を配置し、保護者の孤立防止や相談等を行う子育て支援事業、中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給する児童手当事業などが主な事業となっております。

具体的には、第7節賃金は放課後児童クラブの指導員の賃金が主なもので、第8節報償費は相談業務に当たる臨床心理士などの専門職を招聘するための謝金が主なものです。

第13節委託料は民間保育所の運営委託や、次のページ、61ページをごらんください。民間放課後児童クラブの運営委託が主なものとなっております。

第19節負担金補助及び交付金は、説明に列記されている保育関係の各種助成事業で、第20節の扶助費は児童手当支給に係る費用となっております。

次に、62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第3目保健費は、本年度予算額2,385万8,000円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、保健関係の総括的な事業を実施する保健総務事業、保健センターの維持管理などを行う保健センター施設管理事業、救急医療や予防医療などの地域医療の維持向上を図るちちぶ医療協議会事業などや、新規事業としましては、医療環境整備を目的として小川赤十字病院の建てかえに際してその事業費の一部を助成する小川赤十字病院建替整備計画促進協議会事業を予定しております。

具体的には、第11節需用費、次のページになります。保健センターの維持管理修繕に関する費用を見込ませていただきました。

第13節委託料、第14節使用料及び賃借料は、保健センターの維持管理や土地借上料に係る費用となっております。

第19節負担金補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合ちちぶ医療協議会への負担金でございます。小川赤十字病院建替整備計画促進協議会支援金については、小川赤十字病院が公共性の高い病院であること、町内の利用者においては入院の割合が4割を超えるなど重篤な方が利用されている状況にあり、医療環境の維持を図ることから支援を行うものです。

続きまして、66、67ページをごらんください。第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費は、今年度予算額3,314万円を計上させていただきました。この目の主な事業としましては、各種がん検診、健康相談や講演会などを行い、町民の健康の増進を図る精神予防事業、妊婦健診、乳幼児健診、未熟児医療や不妊治療の支援を行い、乳児医療の育児環境などを整える母子保健事業、予防接種法に基づく各種の予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図る予防接種事業を予定しております。

具体的な内容は、第8節の報償費は、医師、看護師などの有資格者への謝金で、第13節の委託料は、説明に列記してあるとおり、各種がん検診、妊婦健診、各種予防接種に伴います委託料となっております。

ページをめくっていただいて、69ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金の不妊、不育症治療費補助金は、少子化対策の一環として、不妊、不育の治療に係る費用の一部を助成する事業で、第20節の扶助費の未熟児療育医療費は、手術等に要した費用への助成を行う費用として計上させていただきました。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、地域整備観光課長にお願いいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 続きまして、地域整備観光課関係の当初予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、産業観光担当分につきましてご説明させていただきます。予算書70、71ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費59万円でございますが、秩父地域における雇用の安定や拡大を図るための事業を行おうとするもので、関係機関や団体への負担金が主な内容となっております。

次のページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費1,423万7,000円でございますが、農業委員会事務局の給料、農業委員会全般的な事業、農業者年金の加入促進や受託事務、ふるさと農園等の管理を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費75万5,000円でございますが、山村都市交流事業や関係団体への助成を行うものでございます。第8節報償費14万5,000円は、農業推進委員への報償金となっております。

74、75ページをごらんください。第3目農業振興費430万9,000円でございますが、具体的には関係機関との連絡調整や遊休農地解消対策事業、有害鳥獣駆除、生産団体や種苗購入、農業施設整備などへの助成、農業振興地域整備促進協議会経費、集落農業センターの維持管理など、総合的な農業振興を実施しようとするものでございます。

第13節委託料40万円でございますが、有害鳥獣捕獲業務を長瀨狩猟クラブに委託するものでございます。

第19節負担金補助及び交付金の説明欄をごらんください。下から3行目、新規事業といたしまして、遊休農地解消対策事業補助金50万円につきましては、遊休農地に果樹や作物等を植え、遊休農地を解消しようとする方に購入費の2分の1で、上限5万円の補助を行うものでございます。その下の遊休桑園活用事業補助金5万円でございますが、利用していない桑畑を活用する場合、桑の抜根費用の一部を補助するものでございます。一番下の景観作物植栽補助金30万円でございますが、遊休農地の保全と遊休農地解消のため景観作物を植栽する場合の種子の購入補助でございます。新規事業につきましては、遊休農地解消を図るための事業といたしまして各種補助を行うものでございます。

続きまして、第4目緑の村管理費724万5,000円でございますが、緑の村関連施設等の維持管理や敷地の借上料となっております。

次のページをごらんください。第13節委託料、緑の村草刈り等業務委託料150万円につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業の対象事業633万1,000円、昨年です。その事業が終了しましたことにより減額となっております。

続きまして、第2項林業費、第1目林業総務費3,321万3,000円でございますが、森林整備や森林緑化事業、宝登山四季の丘公園整備を行うもので、第13節委託料3,254万円、新規事業といたしまして、園地「四季の丘」除草委託料が14万円でございます。昨年まで緊急雇用で実施していましたが、緊急雇用が終了となったため、草刈りの委託料を計上させていただきました。もう一つの事業、里山・平地林再生事業委託料3,240万円でございますが、平成25年に宝登山山道周辺で除伐等下草刈りを実施いたしました。事業内容はほぼ同じで、今回は長瀨アルプス周辺の除伐等下草刈りを実施する予定でございます。対象面積は約45ヘクタールで、100%県の補助金で実施いたします。

第14節使用料及び賃借料19万9,000円は、園地「四季の丘」共有地借上料でございます。

続きまして、第2目林業振興費64万5,000円でございますが、松林の維持や景観の保護のため例年行っております松くい虫の予防剤の注入等を実施する事業でございます。

第3目林業費96万7,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理や修繕を行うものでございます。平成26年度は小規模な修繕のみを行う予定であります。

次のページ、78、79ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費912万6,000円でございますが、町商工会への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。

第19節負担金補助及び交付金902万5,000円のうち住宅リフォーム助成事業補助金80万円でございますが、自己の住宅をリフォームする場合、町内に住所を有する施工業者に依頼し工事を行った場合に、その一部として一律5万円を補助するものでございます。町内の業者が施工することにより商工業の振興を図ることができると考えております。

続きまして、第2目観光費2,384万8,000円でございますが、観光トイレや桜の管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成に係る経費でございます。新規事業といたしまして、イメージキャラクターを決定し、ゆるキャラを作成する予算を計上させていただいております。

第11節需用費の消耗品463万8,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗代、またイメージキャラクターのグッズやシール等の作製費で、光熱水費260万円は、観光トイレや情報館などで使用します電気、上下水道料となっております。

第12節役務費105万5,000円のうち、イメージキャラクターをデザイナーによる補正業務やバリエーションの作製費で81万円、第13節委託料835万5,000円で、観光情報館指定管理委託350万円は、昨年までパンフレットの作成費を補助として50万円計上させていただいておりますが、指定管理料にパンフレット作成費を含め、350万円とさせていただいております。実質前年比10万2,000円の減額となっております。公衆トイレ清掃費240万9,000円、桜管理委託料100万円につきましては、前年同様に計上させていただいております。新規事業といたしまして、ゆるキャラの着ぐるみ2体の作製費129万6,000円を計上させていただきました。ゆるキャラの作製経費の総額は267万2,000円でございます。

第14節使用料及び賃借料42万7,000円は、観光情報館や観光案内灯3基の敷地借上料となっております。

第15節工事請負費109万1,000円につきましては、観光案内板1基の表示内容の改修、それと古い公衆トイレ1カ所の解体工事費60万5,000円を予定させていただいております。

第19節負担金補助及び交付金806万8,000円につきましては、町観光協会、船玉まつり実行委員会を初め各種関係団体等への負担金、補助金でございます。

次のページをごらんください。船玉まつり実行委員会補助金につきましては、ポスターの作成費を含め、250万円を計上させていただいております。

続きまして、土木、建設担当分につきましてはご説明いたします。82、83ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費513万4,000円でございますが、設計等の積算システムの維持管理や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費を計上させていただいております。

第11節需用費333万7,000円のうち光熱水費276万円は、主に道路照明灯139基分の電気代でございます。

続きまして、第2目道路維持費1,982万5,000円でございますが、行政区への原材料支給、道路維持修繕や交通安全施設工事、道路台帳補正業務、道路愛護業務委託など、町道を維持していくために必要な経費



を計上させていただいております。

第13節委託料912万3,000円は、除雪作業、道路台帳補正業務、道路愛護保全管理業務委託などの委託料でございます。新規事業といたしまして、橋梁長寿命化基本計画策定業務委託事業でございますが、町が管理しています橋梁の現状把握と計画的な補修を行うことにより橋梁の長寿命化を図るための基本的な計画を策定するもので、策定以降、随時点検や計画的な改修等を実施する予定でございます。

第15節工事請負費700万円、町道改修工事費500万円につきましては、長瀨63号線補修工事費200万円、馬内沢の本流との交差する場所でございます。それと、道路の老朽化も進み舗装の傷みが激しい路線が多く、新規改良事業では対応し切れない箇所の舗装の打ちかえ工事300万円を実施していく予定でございます。

次のページをごらんください。交通安全施設整備工事200万円につきましては、ガードレールやカーブミラー等の安全施設の設置工事費でございます。

続きまして、第3目道路新設改良費6,060万円でございますが、町道の新設改良、排水路整備等の改良工事を行うものでございます。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいておりますこのA3判の地図があると思うのですが、これによって説明をさせていただきたいと思っております。この地図にお示ししておりますのは、赤い字で書いてあるところが……

〔「ちょっと見つけるまで……」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） この長瀨町の地図、小さい字で、右側のところに平成26年度地域整備観光課土木建設担当主要事業予定箇所という地図があると思っております。大丈夫ですか。ちょっと見づらいのですけれども。

まず、赤い字が道路工事箇所でございます。青い字が魅力あるまちづくり総合整備計画の場所になっております。今回は、赤い、土木関係箇所の説明をさせていただきます。

まず、右側からです。矢那瀬22・24・30・31号線道路測量で、概略設計委託を予定しております。新規事業でございます。続きまして、矢那瀬12・44号線改良工事、延長140メートル及び附帯排水路施設整備工事50メートルを予定しております。これは継続事業となっております。岩田地内で幹線34号線側溝整備工事、延長55メートル、これは新規事業となっております。滝の上地内、幹線8号線改良工事、延長105メートル、幅員7メートルの改良工事で、継続事業となっております。宮沢地内、野上下郷13号線、認定外道路の測量設計委託でございます。延長70メートルの側溝整備工事に伴います測量委託で、新規事業となっております。続きまして、風布地内、風布1号線道路舗装工事、65メートルにつきましては、昨年新設されました風布29号線の起点側と1号線が交わる箇所の舗装工事、新規事業でございます。最後に、長瀨地内、長瀨23・50・53号線道路改良工事につきましては、延長350メートル、幅員4メートルの道路改良工事、平成26年度は50メートルの工事を予定しております。

では、また予算書の85ページに戻っていただきたいと思います。第13節委託料610万円につきましては、先ほど説明いたしました矢那瀬と野上下郷地内の路線で、2本の設計委託料でございます。

第15節工事請負費4,430万円につきましても、先ほど説明いたしました5路線の工事費となっております。

第17節公有財産購入費、第22節補償補填及び賠償金につきましても、先ほど説明しました改良工事に伴う用地代、物件補償代でございます。

続きまして、第4目まちづくり推進費1,240万8,000円でございますが、定住促進対策住宅取得奨励補助

事業や建築確認進達業務、都市計画基礎調査準備、道路後退に基づく測量及び用地買収に係る経費となっております。

第19節負担金補助及び交付金1,050万7,000円のうち、定住促進対策住宅取得奨励補助金1,000万円でございますが、人口の減少を抑制し、若者の定住と地域の活性化を図ることを目的に住宅取得の奨励を行い、新婚世帯、子育て世帯で住宅を取得する方に対し、最高100万円までの助成をするもので、人口の流出による少子化の進行を少しでもおくらせ、また町外からの流入も促進しようとするものでございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費178万円でございますが、管理する河川の修繕に係る経費を計上させていただいております。

第19節負担金補助及び交付金のうち急傾斜地崩落対策事業負担金145万円でございますが、埼玉県が井戸地内で実施しております急傾斜地崩落対策事業費の5%を負担するものでございます。

続きまして、第3項住宅費、第1目住宅管理費2,240万円でございますが、町が管理しております町内4カ所の町営住宅の維持管理に係る経費となっております。

次のページをごらんください。第11節需用費456万1,000円のうち施設修繕費370万円につきましては、主に入居者が退去いたしました空き部屋等の修繕費でございます。

第15節工事請負費972万円のうち塚越団地外壁等改修工事772万円は、経年による劣化によりまして外壁等の改修工事を行うものでございます。25棟50戸のうち、平成25年は6棟12戸を改修いたしました。平成26年は5棟10戸の改修工事を行うものでございます。長瀨町町営住宅長寿命化計画に基づきまして計画的な改修を行うことにより、効率的な維持管理を図るものでございます。国の補助金2分の1を活用し、実施を考えております。新規事業といたしまして、町営住宅根岸団地の空き家3戸の解体工事を実施するため、工事費として200万円を計上させていただいております。

続きまして、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費1億3,000万円でございますが、魅力あるまちづくり総合整備計画により南桜通りの改修工事を行うための経費といたしまして、平成26年度は測量設計委託料4,000万円、土地購入費9,000万円を計上させていただいております。総延長1,270メートル、基本標準車道幅員4メートル、歩道2メートルで計画をさせていただき、平成30年度の完成を予定しております。

第2目公園整備費2,017万3,000円、この事業も魅力あるまちづくり総合整備計画によりまして、井戸地内がございます蓬萊島公園の整備事業でございます。

第13節委託料2,000万円につきましては、実施設計委託料でございます。17万3,000円は、工事を行うまでの草刈り等を行う経費でございます。この事業は、平成26、27年の2か年で実施を予定しております。

第3目住宅等整備費6,620万円、この事業も魅力あるまちづくり総合整備計画によりまして、旧雇用促進住宅野上宿舍の建物2棟を解体する経費としまして、第13節委託料620万円は敷地測量、解体設計委託、第15節工事請負費6,000万円は、解体工事に伴います工事請負費となっております。

第4項の都市再生整備計画全体事業としまして、平成26年度は2億1,637万3,000円を予定しております。このうち、国からの交付金として対象事業費の4割、8,648万円の歳入を見込んでおります。

以上で地域整備観光課関連の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 最後に、教育次長にお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成26年度当初予算書の92、93ページをお開きください。第10款教育費でございますが、全体で2億7,155万5,000円、前年度と比べまして1,259万2,000円の減となっております。

第1項教育総務費の第1目教育委員会費につきましては、教育委員の報酬や旅費と負担金などで75万7,000円を計上いたしました。

第2目の事務局費は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員4名分の報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費については、事務局職員の給与と旅費関係でございます。

第7節の賃金726万3,000円につきましては、各学校へ配置しております、さわやか相談員1名と特別支援教育支援員6名分の賃金でございます。

94、95ページをお開きください。第13節委託料の新規事業でございますが、中学校トイレ高圧洗浄清掃業務は、毎年3校を順番に実施しているもので、中学校剣道場屋根改修工事設計業務は、老朽化が進んだ屋根の改修を行うため設計業務を委託するものでございます。

次の第14節使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため小中学校のコンピューターを整備しているもので、継続して活用しているパソコンやソフトのリース料が主なものでございます。

次に、第15節の工事請負費でございますが、小中学校施設の改修等を行い教育環境の改善を図るもので、第一小学校は校舍誘導灯の改修工事、第二小学校は屋外遊具の安全を期した整備工事、中学校は剣道場の屋根の改修工事を行うものでございます。

次の第19節の負担金補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と小・中学校修学旅行補助金40万4,000円や町内4園への国際理解教育費補助金32万円を計上するものでございます。

次の第20節の扶助費は、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費などを支給する経費と、96、97ページの小中学校入学祝金305万円を計上いたしました。なお、入学祝金は、平成26年度から、私立中学校を含め小中学校と特別支援学校へ1年生として入学する町内全ての児童生徒に支給できるようにいたしました。

次の第3目の育英費でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学金と大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は、私立大学の場合、月額2万5,000円で、30万円の貸与でございます。継続分が7名で198万円、新規分を3名見込んで90万円、合計で288万円を計上いたしました。入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者へは40万円を貸与しておりますが、3名分の120万円を見込んでおります。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。第2項の第一小学校費は1,067万7,000円を計上いたしました。次の98、99ページ、第3項の第二小学校費は、713万2,000円を計上しております。次の100、101ページ、第4項の中学校費は1,451万7,000円を計上しております。

次に、102、103ページをお開きください。第5項の幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金を国庫補助を受け実施するもので、566万1,000円を計上しております。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、

家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節にありますように文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金を計上しております。

次の第2目の公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで、1,286万2,000円を計上しております。

次に、104、105ページの第3目文化財費でございますが、文化財保護審議委員会委員の報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費で、106、107ページの第13節委託料の旧新井家住宅屋根清掃ほか業務は、5年に1度を目安に板ぶき屋根の清掃及び防腐剤の散布処理を行うものでございます。

また、第15節の工事請負費は、郷土資料館の自動火災報知設備の更新工事を行うものでございます。

次の第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進委員4名への謝金と、長瀨町民会議及び青少年育成会への補助金を計上いたしました。

次に、第7項保健体育費、第1目の保健体育総務費はスポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、108、109ページでございますが、体育協会、スポーツ少年団への補助金などを計上しております。

次の第2目の体育施設費は、岩田の総合グラウンドと滝の上の塚越グラウンドの維持管理を行うための経費で、154万7,000円を計上しております。

次に、第3項の学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料など、5,405万4,000円を計上いたしました。

また、第11節の需用費にあります賄材料費3,146万2,000円でございますが、これは給食費を財源とするものですが、このうち平成26年度におきましても保護者の負担を軽減するよう、小学生4,100円の給食費に対して1,200円分、中学生4,800円に対して1,500円分の総額800万9,000円を公費で負担することにしております。

次の、110、111ページの第13節委託料の電算処理業務委託料10万2,000円と第14節の学校給食管理システムソフトレンタル料129万6,000円は、給食費の賦課徴収管理システム導入に伴う経費で、納入通知書の帳票印刷や徴収管理、督促業務などを行うためのものでございます。

次の第18節備品購入費199万8,000円は、厨房機器の計画的な整備により、安心、安全な給食の供給に資するとともに、調理員の作業環境の改善を図るものでございますが、26年度はドライ仕様の二層シンクを購入する予定でございます。

次の第4目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール部分の土地借上料で、11万4,000円を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野原武夫君） 各課長、教育次長の説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 6番。それでは、何件かお聞きします。

歳入は後にして、歳出のほうから行かせていただきます。まず、賦課徴収費の委託料、航空写真撮影・土地家屋現況図等修正業務委託料1,538万円とありますけれども、課税はこれをもとにしてやるわけですが、何年度からやるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、次に53ページの社会福祉総務費の、ここに書いてあります委託料1,656万3,000円、下のほうに新と書いてあります研修事業委託料、いきいきセンター指定管理委託料、計画策定業務委託料というのが随分あるのですけれども、これは委託は、うちのほうでするのではなくて、全部業者に頼むから委託料になるのですけれども、指定管理、それからあと事業計画策定業務委託料と管理委託料、それから業務委託料と指定業務委託料というのは、これはどう違うのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、臨時福祉給付金2,000万円ありますけれども、これは給付金ですけれども、これはどこの団体ではなくて、これは個人個人のところに福祉として出すのかどうか、お聞きします。

それから、75ページの負担金補助及び交付金の一番最後の景観作物植栽事業補助金30万円とってありますけれども、これは前の遊休農地解消対策事業補助金は団体に2分の1で、最高限度額5万円とありますけれども、こちらのほうの景観作物植栽事業補助金のこの30万円は、種とか、そちらのほう、全額役場のほうにもらいに来れば、種を買って、自分たちの補助ということはないのでしょうか。それをお聞きします。

それから、77ページの13委託料、里山・平地林再生事業委託料で、全額県の補助ですけれども、長瀬アルプスで3,240万円ありますけれども、これはその分、そんなにいっぱい委託料、3,240万円もかかるのでしょうか。こんなにうんとかけなくて、違う、陣見山とか、天狗山とかいっぱいあります。そちらのほうに少し分けてやって、そちらの歩道。再生事業とありますので、そちらのほうに回すことはできないのでしょうか。

それから、79ページ、着ぐるみ製作委託料と書いてありますけれども、私はこのゆるキャラをつくるのには、イメージキャラクターの製作事業には、これは反対したいと思います。前にも一般質問しましたら、やりませんと言いました。そして、今さらという感じがいたします。違うところでどんどん、前のときにやったのならいいのですが、一番最後のほうでゆるキャラつくっても、そんなに。ブコーさんと、あと、み～なちゃん。全然、違う町民の人に聞いても、あれ、ちょっといまいちゃだね、あれじゃねというようなお話も聞きました。秩父郡のつくっているのを聞きまして、そんなに期待が持てません。これを売り出すにつきましては、ここに製作事業267万2,000円ぐらいでは、とてもではないけれども、有名にはなれませんので、これはつくることに私は反対して、この金額は違う、もっと福祉、生活保護を受けられない、そのすれすれの人たちに法外援護資金の貸し付けだとかなんとかというと、社会福祉協議会でそういうのやっています。民生委員が来れば、大口でも小口でもやっていますよと言われるかもしれませんけれども、そういう制度があるということも町民の方は知らない方が多いので、こちらにいっぱいやって、これをこういうふうにしましたよといったほうがもっと利口かとも思います。

それから、87ページの都市再生整備計画事業補助金、これは国のあれが8,648万円あるわけです。一般財源が2,399万3,000円で、そして地方債ということは借金ですよ。それが1億590万円あります。これにつきましてお聞きするのですけれども、これは後でまた地方交付税か何かで算入されて、こちらに来るということはあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会にお聞きします。各学校の屋上にソーラーつけました。つけましたけれども、太陽光発電で随分金額もかけまして、国の補助金なりなんなりがついたわけですがけれども、これにつきまして、光熱水費が年間どのぐらい少なくなって、どのくらいそのところでもうけて、支払わなくても済むのかということをお聞きしたいと思います。

済みません。それだけお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

航空写真撮影・土地家屋現況図等修正業務委託は何年度から対応するのかとのご質問でございますが、平成27年度に、3年に1度、評価がえを実施いたします。その資料を作成するために、平成27年の1月1日を基準といたしまして撮影と評価をいたします。それに伴いまして、土地家屋の現況図等の修正を行うために平成26年度の予算に計上をさせていただきました。平成27年1月1日に撮影を行うために平成26年度の予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

大島議員のご質問の内容の趣旨は、委託業務のものと臨時福祉給付金についてのご質問になろうかと思っております。初めに、委託業務についてお答えいたします。委託業務3本についての説明を先にさせていただきます。福祉関係の計画策定ですけれども、これにつきましては、介護保険法と子ども・子育て支援法、それに障害者総合支援法に基づきまして策定の義務が課せられております。介護保険法については、27年度、28年度、29年度の第6期の計画を策定する業務を26年度に策定する予定となっております。障害者福祉計画は、やはり26、27年度からの計画を立てるための事業となっております。子ども・子育て支援事業計画につきましては、法律等の改正がありまして、それに基づいて26年度に計画を立てる予定となっております。

続きまして、臨時福祉給付金の概要について説明をさせていただきます。臨時福祉給付金は、消費税が8%に引き上げられることによりまして、所得の低い方々への負担の影響を考えまして給付金の支給を行うものです。対象者は、平成26年度分市町村民税均等割が課税されない方が対象で、ただし……

○議長（野原武夫君） 課長をお願いします。ページ数を言ってください。

○健康福祉課長（中畝健一君） 53ページの……

〔「53ページは終わった。だから、55ページ……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 失礼しました。55ページの負担金補助及び交付金の欄の一番下の臨時福祉等給付金の説明をさせていただきます。

臨時福祉給付金の対象者は、繰り返しますけれども、平成26年度分市町村民税が課税されない方が対象で、ただしご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。支給額は、支給対象者1人につき1万円。支給対象者の中で次に該当する場合は5,000円が加算されます。老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方、児童扶養手当、特別障害者手当などを受給されている方が対象となります。

もう一つ、子育て世帯臨時特例給付金がこの中に含まれております。支給の対象者の方は、基準日におきまして平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その平成25年度の所得が児童手当の所得限度額に満たない方が対象となります。対象児童は、支給対象の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の方が対象となります。よろしいでしょうか。

あと、対象児童について、給付額はお一人につき1万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算書75ページ、負担金補助及び交付金の景観作物の補助の関係でございますが、この補助金につきましては10分の10でございます。上限2万円ということで、遊休農地に植える場合にのみ対象になるということです。個人、団体は特に関係ありません。遊休農地であれば大丈夫です。

続きまして、77ページの里山・平地林3,240万円、これは高いのではないかとということなのですが、ほかにどこか違うところへ持っていったほうがいいのかということなのですが、これは県の秩父農林振興センターとも協議をいたしまして、まずこの事業自体が、人が多く通るところ、歩くところ、観光客が来るところということがまず対象になるということで、長瀨町の場合ですと、長瀨アルプスに観光客がある程度来まして歩く方が多いということで、ここが対象になりました。この事業につきましては、平成27年度まで実施予定でございますので、またどこかありましたら、そこをやっていきたいと考えております。今回は、県との協議もありまして、これは道沿いということではなく、一つの筆でございますので、それで45ヘクタールという大きい面積なのです。あくまでもこれはハイキング道の整備ではなくて、その周りの山をきれいにするというので、枯損木とか下刈りの除伐。宝登山の山道をちょっと見てもらうとわかると思うのですが、去年、ことしというのですか、25年度やった事業は、危険木とか、枯れた木とか、つるとか、全部下草刈りを切りまして、明るい宝登山の山道になっておりますので、ぜひ見ていただけるとわかります。

今回これは、あくまでもハイキングコースの整備ではなく、そこを歩く方たちが気分よく歩けるというようなことで、除伐をしたり下草刈りをしていって、きれいな山にするという事業でございます。よろしいでしょうか。

それと、あとゆるキャラの作成につきましては、これは町長の方針でございますので、今回予算を計上させていただいております。

あと、地方債につきましては総務課のほうで答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

大島議員の都市再生整備計画事業のうちの地方債の関係、1億590万の交付税措置等についてのご質問でございますが、全体で1億590万で、そのうち社会資本整備事業債といたしまして7,200万、公営住宅の取り壊しのほうの事業債ということで3,390万計上させていただいております。それにつきましては、予算書の7ページに地方債の補正でのせさせていただきますところでございます。交付税措置につきましては、社会資本整備事業債のほうにつきましてございます交付税措置の状況でございますが、充当率90%のうちの一部ということで、全てではないのですが、そのうちの財源対策債分の4割、5割、ですから実質的には2割前後ぐらいかと思えます。それが交付税で算入される起債でございます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ゆるキャラの質問が出ておりましたので、私のほうから、私の思いとしてご説明をさせていただきます。

昨日来、ゆるキャラの話が出ておりますけれども、横瀬町のブコーさん、それから皆野町のみ～なちゃん、なかなか観光地でないので、出番も少ないと思うのです。そういった中で、長瀨町の場合には、ご承知のとおり観光地ということで、キャンペーンに行く機会も非常に多うございます。それからまた、1年

間、年間を通して町でやる行事もたくさんございます。特に、ことし1月に東京ドームで行われましたふるさと祭りの際には全国からいろいろなゆるキャラが来ておりまして、非常に人気を博しておりますけれども、秩父からは秩父市、長瀨町が行ったわけですけれども、そういった部分でちょっと寂しいなという思いがいたしました。また、ウルトラマラソンですとか、そういうときにも、やはりそういうものがあるのにぎやかでいいねというようなお話も出ております。そういった中で、横瀬町ですとか皆野町とはちょっと状況が違うかなという思いがいたしております。そういう中で、私としては、ぜひ欲しいなという思いがしておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、大島議員のご質問にお答えをいたします。

各学校の太陽光発電について、年間どのくらい影響額があるのかというようなご質問だと思いますが、各学校設置をしております太陽光発電の設備でございますが、第一小学校と中学校は平成22年度、第二小学校は平成23年度に設置をいたしました。各学校につきましては、学校開放等で、発電していない夜間につきましても電気を使用しているというようなことなどから、詳細な計算はしておりませんが、購入しております電気料の1割から2割程度が抑えられているというふうに見ております。

また、余剰電力の売却収入でございますけれども、平成26年度は第一小学校で年間1万6,000円、第二小学校で15万6,000円を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） もう一度地域整備観光課長に、それだけではなくて、来年も、もしも陣見山とか、それから塞神峠のほうはきれいになっているから大丈夫なのですけれども、違うところのハイキングコースがありますよね。それは順次するというので、それからあと、山のほうの切ったり何かするというのは、地権者に相談をさせていただいて賛成していただいた場合には、そこに入ってきれいにするというふうな対応をとりたいということなのですね。

それから、ゆるキャラのほうなのですけれども、出番が多いからと言っているのですけれども、では、なぜ今までと違って、どこの町村でも事業はいっぱいやっていると思います。ですけれども、これを有名にするまでには随分大変なので、この金額にまた、次、このイベントするためにこれだから、違うのだから、これだからということで追加補正がいっぱい出てくるようでは困ると思っています。だから、これを凍結ではないですけれども、もしも町長がどうしても、どうしてもという強い信念のもとにこのゆるキャラをつくりたいというのでしたら、つくってみればって、無責任な話ですけれども、つくってみればってということになりますけれども、私は、一般質問のときもそうに言われましたので、このゆるキャラつくるのはいかがなものか、やめたほうがいいのかと思います。返事はいいです。

終わりました。

○議長（野原武夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分



○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 済みません。1つだけお願いしたいのですけれども、長瀬町観光情報館の指定委託料ってあるのですけれども、どんな仕事をしているのか。私もちょっとわからないので、教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、野口議員のご質問にお答えします。

79ページの委託料ですね。情報館指定管理委託、350万円ということで、どんな内容を行っているかということでございますが、まず観光情報館の管理をやっていただいて、そのほか観光案内業務、それとロケーションサービスの実施、これはメディア、テレビを誘致したり映画を誘致したりと、長瀬の情報を発信していただくものでございます。それと、モニュメントがありますが、その管理をさせていただいております。それが情報館の3つの委託になっております。それと、今回はパンフレットの作成ということで、その中に一緒に入っております。以上、4つなのでございますが。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） この間、長瀬のほうへ行ったときに、観光客の人が、どこに何があるか、ちょっとわからないのでということで、情報館に行って聞いたのだけれども、内容が全然わからないので、教えてもらいたいという話が出たのです。それで、私もあれだから、秩父鉄道のロープウェイの社長にも行き会いまして、わからないのなら、頂上へ登ってちょっと聞いたり、そういうの、ただで乗せてもらいたいと、観光協会の人と言ったら、ただで乗せてもらって、ロープウェイとライン下り、ただで乗せてもらって、観光をよく覚えてもらうようお願いしたのです。私個人でやって申しわけないのだけれども。そうしたら、いいよ、乗せてやりますから、よく調べてもらって、長瀬の観光のことをやってみてもらったほうがいいですよという話が出ましたので、その辺は町からも言ってもらって……

〔「文句言えばただ……」と言う人あり〕

○4番（野口健二君） いや、文句言うわけではないけれども、情報のほうがわからないから、ただで乗せてやりますからという話が出たので。そういうことなので、また話せば言ってくれると思うので、その辺は情報をちゃんと調べてもらって、案内に来たときに言えないようでは困るから、その辺でよろしく願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 野口議員の再質問でございますが、前回の議会のときに、たしかそのライン下り乗ったり、ロープウェイ乗ったりということでお話がありまして、それを観光協会のほうには伝えてあります。観光協会の職員が乗れるように手配をしているということで、多分、もう時期が、今、冬なので、ライン下り等はまだ乗れないと思うのですけれども、時期になりましたら乗れるようには伝えてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑は。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。それでは、何点か伺いたいと思います。

平成26年度当初予算の概要のほうから見ていただいて、6ページです。下から3番目の町村情報システ

ム共同化事業、こちら25年度で整備事業で始まっているようですけれども、当初109万円だったものが723万円と、約614万円増額になっているようです。こちらの内訳というか内容。また、これは当初から予測できていた増額なのか、教えてください。

次に、9ページです。上から4番目、新規で福祉関係計画策定事業で、高齢者福祉、介護保険事業、障害者、障害福祉、子ども・子育て支援計画の策定ということですが、こちら早急に進めていかなければならない課題のことはもちろんですが、こういった計画は専門家の方なども入れて、地域の現況を考えながら協議していかないとなかなか難しい問題だと思います。策定に向けてどのような計画を立てているのか、伺います。

また、平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、質の高い幼児の学校教育や保育が受けられたり、子育て相談や一時保育の場をふやすこと、子供が減少傾向にある地域の保育を支援するなどといった内容のようですが、こちらは長瀬町でも準備は進んでいるのか、伺います。

続きまして、10ページ、上から2番目の予防給付ケアマネジメント事業とありますが、こちらは要支援者に対し、機能の低下の防止、状態の維持、改善を図るとあります。今回の請願でも提出されておりますが、厚生労働省がこれまで要支援者に介護給付金で行ってきた訪問サービス、通所サービスを保険から外し、市町村が実施する新しい地域支援事業に移行するという方針を示したのはご存じかと思えます。そのような中、もしもこの給付がなくなった場合には、市町村で支援事業を行わなければならないようです。予算は、平成24年度147万円、25年度119万円、26年度58万円と減額されてきておりますが、事業移行の可能性も考えてこの予算を算出しているのでしょうか、伺います。

その下、児童保育事業、こちらは約630万円増加している内訳を教えてください。保育所運営費委託料が25年度より400万円ほど増加しているようですが、昨日の25年度決算では保育所運営費委託料は232万円の減額になっているようです。新生児が減少し生徒数も減っているのにふえている。これはどういった理由か、教えてください。

続きまして、12ページ、下から3番目、魅力ある観光地づくり推進事業ですが、平成24年度293万円から考えると、約190万円の減額になっております。24年度に何か特別な事業を行った可能性もありますが、観光立町を目指す長瀬町としては、このあたりに観光の予算の重点を置いて新たな観光スポットを開発整備するなど、魅力ある観光地づくりを進めていかなければならないと思えますが、ご意見をお聞かせください。

13ページの一番上、桜管理事業です。こちらは25年度と同予算のようですが、先月の大雪の影響で大分桜の木も折れてしまっているようです。そういった中で、桜などの維持管理費用が前回と同じ予算で対応できるのか、伺います。

また、その下の道路維持管理事業も、今回のような大雪があったのに190万円減額になっておりますが、こちらも大丈夫なのか、伺います。

続きまして、16ページです。下から2番目、学校給食施設維持管理事業では、25年度には小中学校給食費補助事業が別に事業費として813万円の予算があったと思えます。これが事業内容に追加されているようですが、25年度の学校給食施設維持管理事業には328万円程度しか追加されておられません。これで予算は大丈夫なのでしょうか、伺います。

次に、予算書です。53ページ、社会福祉総務費の節7の賃金、これは25年度には報酬だったものでしょうか。こちらは、そうであれば、報酬24万円が賃金59万円に増額、8番の報償費が25年度より96万円程度

の減額となっております。この内容は、例えば人数がふえたとか、報償費を上げたなど、理由があると思いますので、そちらをお聞かせください。

予算書97ページ、11の需用費、こちらが燃料費は25年度が34万円から17万円、光熱水費は352万円から321万円と減額で見ているようです。26年度には光熱水費や燃料費は安くないと思いますのと、ほかの課では高目に算出しているところが多いようですが、いかがでしょうか。ちなみに99ページ、次のページの需用費も同じように減額となっております。

最後になりますが、102ページです。目の公民館費、総額で見させていただきまして、前年度と比べまして150万円の減、約1割減額の様です。12月議会で私が中央公民館について質問をした際に、教育長より、意見を真摯に受けとめて、よりよい中央公民館運営を図ってまいりたいと考えますとのお言葉がありました。今回は何か反映されていますでしょうか。特に新たな予算もないようですが、ご意見をお聞かせください。

以上になります。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員の総務課関係、1点ございましたので、最初にご質問にお答えいたします。

資料の当初予算の概要の中の6ページ、町村情報システム共同化事業がふえているということでございます。こちら予算書のほうもあわせてごらんいただきますとおわかりになると思いますので、予算書ですと43ページから45ページにかけてでございます。まず、町村情報システム共同化につきましては、県内18町村で組織している協議会、24年度に発足いたしました。それに対します負担金につきましては、25年度と同額で104万7,000円計上させていただいております。前のページの43ページで、委託料の中に基幹系システム更新業務委託料というのが615万6,000円のせさせていただいております。これは、平成28年1月に施行予定の社会保障・税番号制度導入に係るシステム設計ですとか、システム改修の費用をのせさせていただいております。そのほか旅費等もございますが、この番号制度の関のシステム設計改修につきましては、国のほうで住民基本台帳システムについては10分の10の補助率、また税関係ですと、町内部でも個人番号の利用等で使用するものもあるということで、3分の2の補助率ということで、今回、まだその辺が制度が正確に固まっていないものですから、当初予算のほうでは補助のほうは計上してございませんが、今後、新年度になりましたら補正予算等も計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

福祉関係のご質問、何点かありますので、落ちている部分がありましたらご指摘をいただきたいと思っております。

最初に、当初予算の概要の9ページの中にあります福祉関係計画策定事業の中の子ども・子育て支援計画の策定についてのご質問になろうかと思っております。この策定に当たりましては、長瀨町に保健福祉総合推進、ちょっと正式な名前、忘れてしまったのですが、長瀨町保健福祉計画策定委員会という制度を設けていまして、委員の方、20名ばかりお願いをしております。この中で、健康福祉担当で計画を行う高齢、介護、それと障害、子ども・子育て、それに関係する団体さんとか学識経験の方をお願いして、20名ばかり委員さんをお願いしております。その委員さんに諮問をしましてご意見をお伺いしながら計画を立

てる予定であります。

それと、もう一点、子ども・子育ての関係であったのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） わかりました。子ども・子育て新制度が、法律の改正等がありまして、予定されております。この中の大きな事業としますと、待機児童の解消というのが大きい対策の中にあるかと思うのですけれども、おかげさまで長瀨町、保育園の待機児童、全くいない状況であります。そのために、国等で示される計画の指針が出てくると思うのですけれども、それに倣って計画を立てていきたいというふうに考えております。

あと、同じく概要の10ページ、予防給付のケアマネジメント事業ですけれども、これについても議員のご指摘のとおり、介護保険の改正が予定されていまして、平成29年度から新しい制度が始まる予定で、要支援者の方の通所が町の事業というふうなことになるということで承っております。今回予算措置させていただきました介護保険事業計画を予定していますけれども、その中でも29年度を見越した内容を盛り込んでいけたらというふうに考えております。

それと、予算書の53ページの社会福祉総務費の賃金の増額の理由ですけれども、26年度の事業として臨時福祉給付金等の交付する事業がありまして、この交付に際しての事務を取り扱う臨時職員をお願いする予定があります。この賃金については、全てその臨時職員を採用する際の賃金というふうなことで増額をさせております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。3点あったかと思えます。

まず、魅力ある観光地づくり推進事業につきましてでございますが、少ないということなのでございますが、今回は、去年、25年度に新たに観光農産物キャンペーンという事業を50万円組ませていただいたのですが、やり方によっては経費をかけずにできるということがわかりましたので、今回その分を削らせていただきました。経費をかけずに同じような内容ができる仕方を考えてやっていきたいと考えておりますので、特に少なくなったということではございません。

それと、もう一点、桜管理につきまして、同じ金額で大丈夫かということなのでございますが、この予算を組んだときは、まだ大雪が降る前でございましたので、そういうことを考えてはいなかったのですが、今回の大雪で、ある程度、危険な枝というのは落ちてしまったのかなと考えております。それなので、特に大丈夫かなとは思っております。また、これから枯れるとか、そういうことも考えられますので、また、そのときはそのときで対応させていただきたいと考えております。

それと、概要の13ページです。道路の維持補修の金額が今回の大雪等で災害があつて、金額が下がっていて大丈夫かということですが、特に今回の雪で大きく傷んでいるというところは、現在回っている途中では見当たりません。なぜ今回少なくなっているかといいますと、今まで土地を買いながら補修をしていった場所があるのですが、今回はその土地を買わないような改修を考えております。それですので、かなり土地代とかそういうものが下がっていると思います。工事自体は昨年より50万円多くなっておりまして、450万円から500万円に上がっております。また、この中には、今回傷んでいるところもありますので、舗装の打ちかえ300万円という金額も入っておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問につきましてお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、学校給食費施設維持管理費の関係で813万円はというようなご質問だったかと思ひますが、平成25年度につきましては、小中学校給食費補助金ということで813万1,000円が学校給食費の中の負担金補助及び交付金に入っております。これを26年度におきましては、補助金という形ではなくて、公費で負担するという単純な形にいたしましたので、この部分については賄材料費のほうに組み替えということになっております。そのほかにつきましては、必要なものにつきまして予算計上しておりますので、特に問題はないというところでございます。

次に、各学校の燃料費や光熱水費でございますけれども、こちらは前年度等の実績に基づきまして予算計上しているところでございまして、節電や節水には努めておりますけれども、特に減額になったというような特別な理由はないところでございます。実績に基づくものでございます。

また、次に公民館費の149万4,000円の減額でございますけれども、こちらの実績に基づきます燃料費や施設修繕費などの需用費が約64万円減、それから役務費でございますけれども、公民館の総合補償保険8万5,000円、こちらを25年度は加入していたわけでございますけれども、こちらは総務課で全国町村会総合賠償補償保険というものに入っております、こちらで公民館のほうもカバーされているということで、26年度は加入を取りやめております。その分の減。それから、25年度に、事務室に来客が来たのがわかるようにということで、窓を東側に設置しておりますけれども、その工事が約64万円。こういったものが減ということで、総額149万4,000円の減ということになったものでございまして、特に公民館として例年と変わるような事業を行うということはないところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3番、板谷定美。質問いたします。

予算書77ページ、里山・平地林再生事業3,254万円をつけてあります。先ほど、山をきれいにするということでした。長瀨アルプスハイキングコースの整備について、整備をすることにより確実に利用者は増加すると思ひます。それによる弊害もまた発生すると思ひます。ごみの問題、トイレの問題はどのように対処されているのか、お聞きいたします。

それと、各セクションでAEDをリースし、配置されております。その保守点検はどのように行っているのでしょうか。それを利用した訓練などは行っているのか、お聞きしたいと思ひます。

それと、予算書41ページ、防犯灯ポール設置工事38万9,000円を見込んでおります。平成24年度10万円、平成25年度37万8,000円、今まで何基設置したのでしょうか。また、設置基準はあるのでしょうか。

要望しても設置してもらえないとの声も聞こえてきます。また、住宅がふえ、住宅の明かりで防犯灯の役目を果たしていないところもあるように思ひます。年間の電気料を削減する意味でも、無駄なところは除去していく必要があると思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、イメージキャラクターの製作事業についてお伺ひします。ページ79です。製作した後の活用事業費はどのように試算しているのか、教えていただきたいと思ひます。

また、このイメージキャラクターの耐用年数はどのように考えているのか。使えば、ほころびも出てくると思いますが。また、秩父郡市におけるゆるキャラの活躍度合いはどのようになっているのか、調べてあるか、お聞きしたいと思えます。日本人は熱しやすく冷めやすい傾向にあります。何か時を逸しているように思えます。長瀨町へ来る観光客はゆるキャラ目当てで来るかどうか、疑問に思えます。その辺あたりを教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

予算書の77ページ、里山・平地林再生事業でございしますが、まず長瀨アルプスの整備ができるとハイキング客も増加するというところでございしますが、これはあくまでもハイキング道の整備ではなく、山林の整備ということでご承知おきいただきたいと思えます。その結果、長瀨アルプスがよくなるということはあると思えます。確かにこの関係でふえてくると。そうすると、ごみ、あとトイレの問題が出てくると思えますが、ごみにつきましては、歩き方のマナーでございしますので、この辺のマナーのPRをしていきたいと考えております。また、トイレにつきましては、きのうもありましたが、観光のほうでトイレの策定計画がありますので、その見直しにより、今後、このアルプスの付近にトイレを設置できるかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

それと、79ページのイメージキャラクター、ゆるキャラにつきましては、後の活用予算ということでございしますが、特にPRとか、そういうところに出ていきますので、予算的なものはございせん。つくって何かをするということではなく、キャンペーンとか、いろいろなイベント等にゆるキャラを使うということですので、特に特別な予算はございせん。

あと、耐用年数がどのくらいかということなのですが、特に調べてはいないのですけれども、使用頻度によっても違うと思えますが、そのために2体ということで計上させていただいております。

あと、皆野町、横瀬町、あと秩父市、旧吉田町にりゅうごんですか、このりゅうごんというのが、ゆるキャラ第1号なのです。その3体がございしますが、特にいろいろなキャンペーン等でその3体が出ているというのを余り見かけたことはございせん。ほかのところは来ているのですが、秩父から、私がいろいろなキャンペーンに出て、ブコーさんとか、み～なちゃんを見た記憶はございせん。一度、吉田のりゅうごんは見ましたが、ちょっと古いので、歩けないということで、ちょっと難しいのかなというのがあります。

以上でございします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

予算説明書では39ページになろうかと思えます。まず、1点目のAEDの関係でございしますが、AEDにつきましては、役場庁舎ですとか、あと小中学校、公民館、保健センターに設置しておるかと思えます。総務のほうで関係しておりますのは庁舎関係だけなわけなのですが、それぞれとも長期継続でリース契約を結んでおります。手元に契約書ないのですが、3年もしくは5年の契約でございします。それに従いまして管理しております。

使用実績についてですが、使用実績はないと思えます。庁舎においてはありません。1度使いますと、また新しい機械に入れかえなくてはなりませんので、その入れかえたという話は、教育委員会等からも聞

いた記憶はございませんので、ないかと思えます。

また、訓練等は、それぞれ役場でも防災訓練にあわせて、AED、あと心肺蘇生法とか、あと消防団の活動等でも訓練しております。

防犯灯の關係に絡みますが、まずポールを設置ということなのですが、2基分を一応想定してございます。基本的には、東電なりNTTの電柱に架設していただく方向で進めております。しかしながら、どうしても電柱が付近になくても必要な箇所というのはございますので、そのためにポール立ての設置費用を計上させていただいております。なお、ポールを使った設置につきましては、平成24年度が2カ所2基、25年度につきましてはゼロでございます。防犯灯全体の設置基数につきましては、町内で890基あるかと思えます。また、議員おっしゃるとおり、住宅等が建って門灯等でも確保できる場所、道路改良が済んだところ、道路照明がついたところの付近等にも確かに見受けられるのは私も承知しております。区長会等を通じて要望をいただく場を設けておりますが、不必要なところ、また当初の目的を達したところは、できるだけ撤去とか、あとは移設とかというのを考えてほしいというお願いは定期的に申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ゆるキャラの件について、再度お尋ねしたいと思います。

つくった後の予算を見ていないというような話でございますが、中に入って動く人の人件費とか、そういうようなものはどうなのでしょう。その辺あたりは予算を見なくも大丈夫なのか、教えてください。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） ゆるキャラにつきまして、中に入る人件費等は考えていないのかということでございますが、例えば町でやる場合は町の職員が入ります。観光協会がやる場合は観光協会の職員。貸してくれと貸す場合は、借りたところで人が入っていただきますので、特に町で人ごと派遣するということはありません。ですから、後の人件費というのはかからない予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 人件費はかからないというようなことはよくわかりました。でも、これを作る限りにおいては、やっぱりふなっしーだとか、くまモンだとか見ていると、すごい努力をしているわけです。全国的なレベルになると相当な費用がかかるはず。その程度で果たして長瀬町の観光に役立つとは、私には思えません。ちょっと一考していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 幾つかあるのですが、皆さんが大分言っていたので、私のほうも幾つかさせていただきます。

まず、インフォメーション、こちらのほうでいきますと350万、長瀬駅前のモニュメント。これ、いつもおかしいと思うのですけれども、これを見て観光客がどうメリットがあるのか。デメリットがあるのか。いつもおかしいと思うのです。こんなに金がかかるのですか。毎年、350万。おかしく思わないのでしょうか。それが1点。

それから、これは大変重要なことにこれからなるわけですが、定住促進事業対策1,016万、それから住宅管理事業、それから町営住宅長寿命化改善事業、それから若者住宅促進事業、それから幹線1号の南桜通りの事業1億3,000万、若者促進が6,620万。こんな金がどこにあって、どういうふうなルートで、どんなふうな形でこれが出てきたのか。設計図があるのですか、ないのですか。そして、皆さん、議員の方、みんな知っているのですかね、これ。私は、その細かいこと知らないのです。知らないのにこれがのっかっていて、これを今回予算書は、承認しろということですよ。承認するのですか、これで。私は、少なくとも、これ納得しなければ承認できませんよ。というのが一番重要な政策だと思うのです、この中で。細かいことではないですよ。一番重要ではないですか、1億3,000万。これ設計図があるのですか、ないのですか。それで、我々はそれを事前に知っているのですか、知らないのですかって、知らないのだよ。そんなばかな政治ってありますかというのが、笑われてしまいますよね、そんなことしていれば。

それで、若者促進もそうですよ。6,600万もかかるのに、私、一般質問でしましたけれども、何も連絡がなくて、検討委員会で検討したからそれでいい。そんなのではないでしょう。検討委員会というのは、あくまでも検討して案を出すだけの話であって、それから我々はその中に4人の議員がいるからというのだけれども、それでは、4人の人が連絡しましたか、一般の議員の人に。その中だって全部は賛成ではないでしょう。その中で、今回、こういう問題が出ると、予算書の中で我々は承認をするのです。大変な事業なのです、これ。どうするのですか。私は、今、非常に苦しいのです、立場として。細かいこと抜きです。こんな1億3,000万、どこで出てくるのですか、金が。どんなふうにするのか。それが一番心配ですよ。これを決議しなくてはなのです、きょうここで。賛否をとれば、どうなのですか。反対ですか、賛成ですかって言われたら、どうなのですかね。こんな小さい問題ではないよ、これは。これが一番大事な、根本の今回の予算書の問題です。ゆるキャラがどうだ、そんなことはどうだって構わないぐらいですよ、私は。そんな小さい問題ではないよ。1億3,000万という金。これ、将来にわたってやることはいいですよ。だけれども、事前に説明がないということなのです。やることはいいのです。反対するわけではないよ。南桜通りがきれいになればいいなと思うけれども、それについての設計図も知らない。知っているのですか、みんな、知ったような顔しているけれども。知らないのではないの。知っているのですか、悪いけれども。そういう中で、これを議論し、議論なくして、ただ出して、認めろというの、ちょっと。私が知らなかったのかね。勉強不足ですかね。私が知らないだけです。そうですか。それならそれでいいです。そういうのではないでしょう。図面ができて、見たのですかね、私は。では、私が悪いのだ。ということになります。それだったら、話はならない。私が謝るしかない。ただ、こんな重要なことを、ここで採決しろと言って、それではおかしいでしょう。6,620万もかかる金を、どこで誰がやって、町で算出できるような人がいるのですか。積算するような人が町にいるのですかね、そういう人が。そんな優秀な人がいますか、悪いけれども。そんな積算できるような人が。では、誰がこれを、1億3,000万かかるのだから誰が出してきたのですか。どなたが出して算出してその金額が出てきたのですか。誰が出したのですか。そういうものを明示して私に説明してください。私は知らないから、はっきり言ってください。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えします。

まず、観光情報館の350万円、これだけ経費がかかるかということでございますが、観光情報館の中には、観光案内業務としまして、今まで観光案内所で観光案内業務をしていた方の人件費、これが240万円。それとモニュメント、あそこに映像が流れますが、その管理運営が32万4,000円。それと、ロケーション



サービスが37万8,000円。それに、今回はパンフレットの作成費が入っておりまして、350万円となります。ほとんどが人件費になっております。案内所の人件費です。今、観光案内所に観光案内業務をするアルバイトの方が3名おります。その方が毎日1人ずつ来ていただいて観光案内をしていただいております。ですから、実質1名で観光案内はしております。そのほかに観光協会の職員が入っております。

それと、野上宿舎の関係でございますが、まずどこから話をしているのか、まず設計図ができていないかということでございますが、設計図はできておりません。それは今回の予算の中で設計委託をしておりますので、詳細な設計については来年度、細かい設計をする予定でございます。前に全員協議会のときにお示しましたあの図面が、今こういうふうな形で進んでいますという、例えば南桜通りであれば、上長瀬からずっと長瀬駅前までのところに多分線が入っていて、ここを改修しますと。基本的には幅員が4メートルの車道に2メートルの歩道ということで進んでいますということで説明をさせていただいたと思います。野上宿舎につきましても、町としてはこれを壊して更地にしたいということで説明は、当時のときは、壊して、その後に賃貸住宅を建設するというので、多分説明させていただいたと思いますが、とりあえずは更地にしたいということで今回計上させていただいております。

それと、あと一点、蓬莱島についても同じで、このエリアを公園として整備をさせていただきますということで、全員協議会のほうにその概略図を提示させていただいております。

また、設計について、誰が設計をしたのかということでございますが、これは県の基準単価がございまして、担当者、それと担当所管のほうで設計をしております。設計額については、そこで積算をしております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 私の不勉強ということでしょうかね。ばかだからよくわからなかったということでしょうかね。いずれにしても、積算するには積算するだけの、6,200万と出るのなら、6,200万というのはどういう形で出すというのは、ただ簡単に空想で書いただけの話でしょう。そんな絵の描き方はないよ。そうではなくて、では、これを出すのに、1億3,000万の問題もそう。桜通りだってそうでしょう。誰がどうに出して、こうにした、ああにしたというのは、いま一回、私は見たいものだ。どうなのだか。そういうものを出すときには、ちゃんとこういうふうだから、今回、こうお世話になりました。改めて出しておかしくないでしょう。違いますか、町長。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日来、きょうも齊藤議員のほうから大分お怒りのお言葉をいただいているわけでございますけれども、これにつきましては、全員協議会の席でしっかりと青写真もお示しし、こういうことでやりたいと思いますというご説明をさせていただいたという経緯がございます。ちょっとお忘れになってしまったのかなという思いがしておりますけれども、確かに今回予算が非常に膨れ上がっております。これは、ただいま齊藤議員がご指摘いただいている都市再生整備計画、この事業費が2億1,637万3,000円ということで、これが計上されているわけでございますけれども、この中の4割は国のほうから補助金としていただけることになっております。

これが無駄かということになってくるわけでございますけれども、当然無理、無駄を省きというのが私の一番の政治に対する姿勢でございますけれども、やはりこれからの町の将来ということを考えましたと

きには、町も発展していかなければならない。そういう状況の中で、やるべきことはやはりお金がかかってやらなければならないのかなという思いであります。特に南桜通りに関しましては、秩父鉄道さんの土地を長年お借りしてきました。私も、いつからかよくわかりませんが、一昨年が長瀨駅100周年でございましたので、多分そのぐらいの時期、あそこを無償でお借りしていたのだと思います。ここでやはりけじめをつけないといけないのではないかと。ちょうど機が熟したという、そういうときだと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ご回答ありがとうございます。

いずれにしても、それだったら桜通りが、例えば今度できたとする、入り口はどうしたのですか。できないでしょう、入り口が。バスはどこから入って、どうなるのですか。出口はどこなのですか。踏切が広がらないでしょう。まだそういう問題が残っている中で、桜通りをやるのは結構ですけれども、先ほど5番議員も言っているように、いずれにしても踏切が開通しなければバスだって堂々と入ってこれないのですよ、幾ら広げたって。そういうもろもろを考えながら事業というのはやらないと、まず入り口がないものを、真ん中つくってどこから入るのですか。飛行機で入るのですか。そういうことではまずいのです。やっぱり入り口がきちっとし、整備された中で入るのがいいと思う。それで、ここでいきなり1億も金が出てくれば、みんなびっくりしますよ。それはいいことだと思いますよ。私はそれについては、やることについて不賛成ではないのです。賛成なのです、やることは。だけれども、こういういきなりではなくて、もっとある程度、入り口もできもしないうちにやるということ。そういう物の考え方。それでもっとほかにやることいっぱいあるわけですが、まだ。1億も金かければ。ほかにやることいっぱいあるわけですが。これは住宅では関係ない観光地なの、これはあくまでも。樋口のほうなんか何もありませんよ。これは観光立町だと言うけれども、商工会長もいるけれども、観光立町ではないですよ。長瀨町は工業立町なのですよ、よく考えれば。観光で潤うような人には悪いけれども。我々は一銭の隠しもなく工業者として税金を納めているのです。そこ言うと、では、何で長瀨で幾ら納めているのですかと言いたくなるのだよ、あの人たちが。そこまで言うと言いつらいから黙っているだけで、そこまで金をかける必要があるかどうか。それより6,200万の住宅をつくるほうが、私は賛成です。これが入っているおかげで、私は賛成できないのだよ、これでは。1億3,000万をかけていいのか、悪いのか。もっと一般的に物を考えたときに、住宅だったら私はいいと思う。違うかね。それで、まだあるのだ、いっぱい。

秩父鉄道に関連する、45ページ、秩父鉄道安全対策事業費負担金、これは何ですか、秩父鉄道へ。何をやるのですか、これ。

それから、航空写真。新しく航空写真で1,500万円もかかっている。1,500万かけて何がメリットがあるのですか。デメリットあるのですか。ただ、上から見て、では、どのぐらいの収入があるのですか。それを見ただけにおいて、収入が上がるのですか。上がらないのですか。そういうふうなものを細かく見ていくと、何か矛盾したものがいっぱい出てくる。それが無駄なのです。それを言っているのです。だから、見たらわかるとおり委託料が多い。まず委託料が多いでしょう。53ページだって委託料がこんなにあるではないですか、新しくできた委託料が。そういう委託料だって、何ら努力すれば解消する問題がいっぱいあるわけだよ。そういうものが細かく政治をやる。細かく分析し、金のかからないようにするのが行政ではないか。町長、今まで、細かいことは目に通ってきている。こんな新しいこと、めったつくっているではないですか。53ページですよ。新しくできているでしょう、幾つもの。子ども・子育て、これは結構です。

結構にしたって、いろんな委託料が入ってきてしまっているのです。それと、またシルバーもそう。シルバーに最初は900万円ぐらいだった。聞いているかな。55ページ。シルバー人材センターに対して、最初は900万円ぐらいだった。

○議長（野原武夫君） 齊藤議員、ちょっとお待ちください。

○7番（齊藤 實君） いいのではないか。私は続いて言っているのだから、再質問で。つなげて言っているのだから。

〔「再質問だから、さっきの質問をしていただいた、その関連をしゃべっていただくわけですから、シルバーですとか、そちらのほうに行ってしまうのは、全然違うほうへ行ってしまっているのですけれども。

齊藤さん、ちょっと待つて。議運の委員長……」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、私は小異を捨てて大同につけという言葉もあるとおり、余り細かいことより、大きい仕事なのだから、もっと細かく、全協でやったからいいやではないのだよ。やっぱりこうした書類は出して、皆さん、こういうふうにお世話になります。1億3,000万もかかるけれども、こういうふうなことでやりますというのが見えないと、ただ、全協でやったからいい。検討委員会でやったからいい。そういう問題ではないということを私は言いたい。わかりましたか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） たくさんあるので、よく聞いてください。ゆっくり言いますので。どうも、私、自分の頭の中が。余分なことは言わない。

まず、町長に質問します。平成25年度全体予算が4%、26年度8%上昇したということで、当初予算が最大となりました。税収が上がらないのに膨張する予算を見ると、このままでは財政再建団体になってしまうのではないかという危惧を持ちます。このまま、まちづくり計画を進めれば、また来年度も予算が計上されるだろうということで、これは当然皆さん方プロですから、今、予算をかけると。すると、将来比率が高くなるということは当然ですよね。ただ、今お金をかけたのが将来的にその人たちも受益を受けると、そういう考えがあるからこういう予算を出してくるのだと思うのです。どちらをメインにとっているかということです。これは、はっきり言ってどちらなのだとということをお答え願います。

続いて、もう一点、町長に。公約で、公約の話をしてあれなのですけれども、町全域に花のあふれる長瀬と、あとはそれに沿った、そばの町実現というふうなことをうたわれました。本年度予算を見てみると、新しく3事業が85万円、地域整備で入っているのです。この中の一番下の遊休農地を活用してということで30万円入っているのです。これは300万円の間違いではないかというふうなことを私は質問します。多分間違いだろうと私は思います。30万円、花のあふれる町。そば。30万円ではないですよ、これ。それを質問します。

それから、総務課長。総務のほう、順序を追っていきます。大きいところから行きます。よく聞いてください。災害復旧費が本年度予算4,000円しかあっておりません。今般の大災害を教訓にしていらないのではないのでしょうか。4,000円です。4,000円ではないですか、これ。災害復旧費、112ページ。4,000円ですよ。多分、私、間違わないと思うのです。びっくりさせないで。これは少なくとも1,000万円ぐらいの予算計上があるべきですが、4,000円というのはちょっと。ただ、予算計上に間に合わなかったからこう

いうことになったのかなと思いますが、ただ、こういうことが起こり得るといふうなことで、予算計上  
が4,000円ではちょっと笑われるのではないかなというぐらいの。もし災害、今回のことを考えて、今後  
もこういうことが気象庁でも起こり得るといふうなことから、私は間に合わなかったと理解しておりま  
す。

それから、総務課関係。自主防災組織補助金というのがあるのですが、これ全町的に行っているのか。  
それとも、ある、そういう防災訓練を行っているところにだけ補助をしているのか。そこのところをお伺  
いします。済みません、少し時間がかかるので。

総務課関係。町の総予算の中に、支出のほうです。人件費が本年度22.3%、7億2,803万3,000円という  
ことですが、ちょっとこれ、比率が高いのではないかなということで、私、調べたのですが、ほかの町村  
でもちょっと似たようなところが多かったのですが、22%は、やはり町長の、私のメインは無理、無駄を  
省くと、これが一番の考えだということで、私、自分の一般質問もしましたが、やはりそういう仕分けが  
実際にはできていないのではないかなと。ならないから言いますけれども、私がもし上に立った人間なら  
ば、この町は60人でやっていけるだろうと思います。できないかもしれません。だけれども、そのぐら  
いの、人件費だけではないですけれども、無理、無駄を省くという点で、ちょっと人件費どうかなとい  
うことがあります。

あと、ふるさと納税なのですが、非常に額が少ないのです。これはどうこうないのですが、北海道の幌  
加内町というところでは、何か20億円ぐらいのふるさと納税があると。これは、要するに補助をくれたと  
ころに牛肉を1キロとかやったりとか、それからふるさと納税した人については税金を免除されるとか、  
そういうことは意味合いがあるのだけれども、長瀬町ではふるさと納税に対して何かそんなふうな、例  
えば長瀬町のPRをしたものを紙一枚でもいいからお返ししているのかどうか、それをお聞きしたいと思  
います。総務課はそんなものですかね。

教育委員会に質問します。学校給食関係で、アレルギー対応の調理器具の整備費の予算が余り計上され  
ていません。今年度、アナフィラキシーショックに対応するよう万全の体制で臨むようにと、文部科学省  
より通達があったと思います。これ、教育長、ありましたよね。あったはずです。なぜアレルギー対応食  
を準備する機材購入費とか予算計上していないのか。ちょっと私はわからないのですが、何か栄養士さん  
の話では、そういうものが長瀬町はないといふうなことなのですけれども、これ緊急のことだと思  
うのです。子供たちの生命にかかわることです。この予算計上がされていないということは非常に私は疑問に  
思います。その点について、そういうのは要らないのかどうか、お答えください。

あと、新井家住宅と資料館等についてなのですが、平成25年度予算が1,700万、今年度が1,500万で、支  
出を見てみると、予算、失礼しました。入館者。支出が2,900万、今年度も約2,900万円ということで、200で  
す、申しわけありません。今年度でいくと123万1,000円のマイナスになっている。これは郷土資料館だか  
ら仕方がないかというお考えかどうか、このまま存続していくのかどうか。皆野町では、農山村ですか、  
あそこが閉館しましたよね。そんなふうなところで、閉館というのも寂しいことですが、でも無駄をとい  
うことで考えると、これも一考を要するのかなと思います。

あと一点は、毎回言っていることなので、スポーツ振興費で少年団の補助金、据え置きになりましたが、  
若者を育てるという意味で、秩父郡市内で一番補助金が安いということをご承知だと思います。とい  
うことで、ボランティアで子供たちを社会教育の一環としてやっていただいているので、予算計上をもう少し  
考えていただきたいと思います。

次に、健康福祉課。55ページ、臨時福祉等給付金2,000万円というのがあります。この臨時福祉等給付金という内容がわからないので、これはいいものか、悪いものか、ちょっと判断できないので、よろしくをお願いします。

それから、地域整備のほうに行きます。本年度、農林水産業費ということで6,137万9,000円、昨年度が4,300万9,000円ぐらいですか、ということで値上がりしたのですが、農業振興費が本年度、純然たる農業振興費が430万9,000円です。6,137万9,000円のうち、農業振興費が403万円です。1割に満たないのです。パーセンテージでいくと、去年が総予算の中の8.96%です。ことしは6.58%です。農林水産業費に占める割合。これは3,200万の里山整備というのですか、それが入ってきたからパーセントは下がったということでしょうけれども、余りにも農業振興費というのが、要するに遊休農地を解消するというのについては、予算が少な過ぎるのではないかと思います。その点、お願いします。

それから、地域整備、たくさんあるのですが、トイレの撤去費用というのが60万5,000円計上されているのですが、あと、先ほど地域整備観光課長が長瀨アルプスあたりを整備するので、トイレも必要だというお話をされていましたが、今年度は予算計上されていないようですけれども、やはり和田地区のお寺さんのところで使っていないトイレがあると。あれを改修してくれれば、我々が管理してもいいというお話もあるわけです。あるのです。課長、首かしげていますが。私ではなくて、そういうのは動いていただくのが、そちらの仕事だと思うのです。そんな話もあるのです。ですから、あれをちょっと整備してとか、あそこでなくてもいいです。長瀨地区以外にやはり桜道、北桜通りに1カ所ぐらい、それから長瀨アルプスを整備するのなら、その中にトイレを。困りますよね。ご婦人なんかは非常に困っているようです。あの山ずっと歩いて、トイレに行きたくなってもトイレがないというお話も聞いておりますので、そんな点をお答え願います。

それから、今年度実施した地域特産品開発事業補助金100万円です。でも、これは今年度終わったのだと思うのですが、来年度も同じく100万円計上されています。今年度の実績、以前質問したらば、誰にやったかは公表できないというふうなお話だったのです。まず、1件は50万円やったと。ブルーベリーでジャムをつくったりというお話は聞いていますけれども、それが本当に地域の特産品として付加価値があるのか、その見込みを伺いたいと思います。それを続けることによって、長瀨ではそれが地域の特産品として利益をもたらすとかいう見込みがあるのか、お伺いします。

それから、地域整備はいっぱいあるので。これは私の計算が正しくないのか、わからないのですけれども、観光にかかわる予算ということなのですが、観光費というのは2,384万8,000円です。ところが、緑の村に600万とか、花の里に100万とか、美しい村が57万、観光云々ずっと出てきて、里山・平地林まで合わせると、観光に係るお金が私が、いや、そうではなのだ、それは農業費だよと、それは林業費だよと言われれば仕方ないのですが、観光にかかわるのではないかなということが8,736万8,000円になっています。先ほど齊藤議員も言われましたが、これは税務課長に質問します。

我々、私も普通に源泉徴収されて税金を払っていたということですので、これ、自分が幾ら取られたのかわからないという状況でいたのですけれども、このごろになると幾らかと見るのですが、果たして商工業者とか、そんなふうな、例えば事業所で働いている人の税収に占める割合が何%、観光に占める割合が何%だと、そういう資料はありませんと、前回お答えされましたが、そういうものが出されれば納得できる。長瀨は町長も観光の町と。観光に一生懸命力を入れようと。これは悪いことではないと思いますが、しかしそれが我々の、町の税収になってこないということが、もしもわかれば、そんなに金かけることな

いだろうということになります。なに、ゆるキャラ、とんでもないですよ。あんなもの、無駄金に決まっているのではないですか、はっきり言って。ということになるのです。税金の中にどれだけ、その観光で入るお金があるのかというのがわからないでは、ひとり何とか商店が幾ら払っているとか、そんなことは必要ないのです。今パソコンでピッピッピッ、1番が公務員、2番が会社で働いているとか、エクセルでつくっても、私もつくれますよ、つくれといえ。それで、ピッとボタン押せば、ピピピッと、はい、これが合計幾らですという、それを公表されれば納得できるところもあるのですが、観光にかかるお金が余りにもかかり過ぎているということ。これ、税務課にひとつお答え願いたいと思うのですけれども。

あと、いっぱいあって申しわけありません。そのくらいですかね。

〔何事か言う人あり〕

○2番（村田徹也君） ここで言うとおかないと再質問できなくなってしまうので、申しわけないですけれども。

申しわけないです。大事なことを忘れていました、地域整備のほうで。まず、先ほど齊藤議員とかぶるのですが、まず南桜通り、あれを確かにこういうふうにするということは、私も悪いことではないと思いますが、その事業をやるには、私、きのうも、きのうというか、めった言うのですが、情報収集というのが必要なのです。ということは、その情報は何かというと、あそこに住んでいる人たちがそういうことを、うわさではなくて知っていて、説明をして、こういうのをやるのだけれども、どうでしょうか。これは秩父鉄道の土地を買うのだから構わないという考えなのか。そうではなくて、地域住民の人に、やっぱり近隣の人は関係ありますからね、それに対して。この道は町道にしたならば、私だったら、あの道は車入れさせません、許可証ある人以外。上のほうにも駐車場で、あそこ駐車場ないのだから、バスは入れないのです。秩父鉄道のところは自動にしてしまったから、バス入れないですよ。入れなくなりましたよね。バスなんか来たって、どこへ行くのだ。バスはどこへ行くのですか。踏切以前の問題ですよ。だから、あそこは歩けるようにして、車を通したら一方通行だけとか、そういう発想のもと、地域住民の人がそれで納得するということで事業をやるのであれば、おお、いいですねということになると思うのです。地域整備観光課長、多分。そういう住民へのアタックというのができていないのではないかなということを考えるので。

それから、蓬莱島については、これも以前、課長に質問しました。いじめているのではないですよ。この蓬莱島は、関口議員の引用して申しわけないけれども、あそこ橋かけないで渡船にしたかどうかということがありましたよね。私も、あれ渡船にして蓬莱島に回るとか、人がどういうふうに動くのだということができているのかといったら、それはやりますと。最初答えたのは、観光協会と相談して、それをできたらばやっていきますと答えたのです。それが変化して、そこを考えていきたいと思えますというお話だったのです。要するに事業をやるには、全体の青写真がなくして、その部分をいじってもだめだと思うのです。だから、その全体の青写真で、あそこにどう集客するかということをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、雇用促進住宅の解体の件なのですが、これも雇用促進住宅、よろしいですか。手順として、物を買う場合には、この物が幾らなのだろうということをまず査定しますよね。あそここのところ、私も、買って、あそこを有効利用したらいいのではないか。あの施設を使ったらいいのではないかという質問をしたことがあります。私が買うとすれば、これは耐用年数がどれだけなのだと。それから、強度テストがやってあるのかどうかとか、そういうことははかって、これは幾らなのか。安いから買う。安物買いの銭

失いという言葉がありますよね。私もそうなのです。あそこの強度テストはどうなのだ、してあるのかと  
いったら、私、言われたので、住民の方と一緒に役場に來たのです。そうしたら、強度テストはしてあり  
ません、しないで壊しますという話だったのです。ところが、きのうの議会で答弁されたのですが、かぶ  
りが5.何センチ。第1棟と第2棟が違うというふうなことなのです。これ、要するに専門家ではないから  
わからないのですけれども、あれは鉄筋コンクリートなのか、それとも鉄骨鉄筋コンクリートなのか、鋼  
管コンクリートなのか、それとも繊維がまざっている繊維補強コンクリートなのかによって随分違うと思  
うのです。そこまで調べて買うべきだと思うのですが、あれは鉄筋コンクリートなのか、それとも鉄骨が  
中に入っているコンクリートづくりなのか。それによって強度も随分違うと思うのです。強度テストをし  
ないで壊すと言っていたのが、強度テストは済んでいたという資料が見つかりましたというのは、これは  
申しわけない、言葉をかりると怠慢ではないですか。後から出てきたというお答えだったのです。私が窓  
口に住民の方と一緒にいったときに、実はこういう資料があるのですということではあれば、ああ、な  
るほどなと理解できたのですけれども、後から、いや、これが出てきました。買ってからそれまでの間、  
余りにも時間がかかり過ぎていて、実際問題として町として強度テストは実施していないということだ  
と思うので、あれが例えば100万かかっても、だめです、あそこもう10年しかもたないよということであ  
れば、壊さざるを得ないと。壊すのだ、壊さないのだと論議する前の段階だと思うのです。ただ、2020年に  
東京オリンピック開かれますが、あの国立競技場は1964年にオリンピックやったのです。ということは、  
もう50年たつのです。あれを2020年に、改修してオリンピックのメイン会場にするのです。全部ぶっ壊す  
のではないのです。鉄筋づくりで50年たっているのです。世界中のアスリートがあそこへ来て何かやる  
というのを、そういう計画だそうです。だから、要するに鉄筋コンクリートづくりは50年だよという根拠が、  
そのつくり方によってありや、なしやというところもあるのですが、ぜひその強度テストのことをお聞き  
したいと思います。

大変長くなりましたけれども、一応課ごとに言ったので、できる範囲でよろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の質問に対しましてお答えさせていただきます。私に対する質問は2点  
であったかと思えます。

まず初めの今年度の予算が大分膨れているというお話、8%もの増だということで、これから財政再建  
団体になってしまうのではないかというご心配をいただきました。先ほど齊藤議員のときにもお答えをさ  
せていただきましたけれども、今回のこの膨れている事業につきましては、都市再生整備計画事業費の2  
億1,637万3,000円を計上させていただいたということでございます。また、先ほどもお答えさせていた  
だきましたけれども、町の将来を展望したときに、やはり何かしていかなければ、これからの長瀨町の進展  
はないということで、昨年2月でしたか、魅力あるまちづくり総合整備計画ということで委員さんを募り

まして、2月にその会議を第1回持ちまして、その後、答申をいただいたものに対して、今年度から5年間で事業をさせていただくということでございまして、これにはやはり計画性を持って、しっかりとやらせていただくことを私たちも肝に銘じております。

また、今年度、2億1,637万3,000円が出ているわけですが、来年度、再来年度、またその翌年、5年間の中で、本年度が一番規模が大きいわけでございます。その中で、最後の2年間はそれほどの予算は組んでございません。また、これにつきましては、全員協議会のときに、たしかご説明をさせていただいたと思っております。そういった中で、昨日、齊藤議員のほうから、全協なんか真剣に聞いてはいないよというようなお言葉をいただきましたけれども、このお言葉は非常に残念だなという思いで聞かせていただきました。執行部といたしましては、やはり全員協議会の席が議会と町との意見調整をさせていただく一番の大事な会議だなと思っております。その中で聞いていなかったというお話をいただいたわけですが、町としては、今回予算を出すに当たりまして、しっかりそのところは皆さんにお話をさせていただいたつもりでおります。そういうことで、今年度はこれだけの予算を組みましたけれども、これ以降は、それほど、これ以上の予算は組まなくても済むというような状況になっております。

それから、2番目の質問でございました、そばの町でございますけれども、当然これも私の選挙公約でございまして、今回、どのような形でそれを皆さんにお示しできるかなという思いでいたわけでございますけれども、議員ご指摘のとおり、遊休農地の解消事業対策が50万、それから景観作物植栽事業補助金が30万、両方で80万でございます。ソバをまくといいましても、ソバの種、これを買って、それをどのような方法になるかはちょっとわかりませんが、今のところ、会社組織で結構そういう参入があるのですけれども、もしかしたらばやってくれるのではないかなというようなところまでお話が進んでおります。種をこちらから提供すれば何とかやれるかなというようなお話をいただいております中で、今回、この80万の中で種が買えるかなという思いで、それ以上は出さないで、このご提示をさせていただきました。そのようなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問でございますけれども、総務課関係、4点あったかと思えます。順を追ってご説明申し上げます。

まず1点目、災害復旧費、予算説明書の112、113ページ、4,000円ということで設定させていただいておりますが、こちらにつきましては、議員は、起こり得る災害なんかを予想して、ある程度、予算措置していくべきではないかというお話だったかと思っておりますけれども、基本的には起こった災害のときに国の補助等を受けるための科目のところになっております。例えば前年度に災害が起きて、2カ年で継続してということが起きますと、当初で組まれることはあろうかと思っておりますけれども、大雨ですとか大雪、土砂崩れ等が発生した場合など、国の査定官の審査を受けて、認定が得られますと災害復旧費のほうで事業を行うことが可能となります。過去には単独で行ったこともあるという話も伺っていますが、基本的には国の補助制度を受けて使わせていただく科目になろうかと思っております。

また、この科目につきましては、地方自治法の施行規則で様式が基本的には定められております。歳出につきましては議会費から災害復旧費、最後が予備費ですか、という順で定められておりますので、このように調製をさせていただいております。

また、通常の大雨ですとか、ほかの災害といえますか、修繕が必要な場合は、それぞれの土木費の維持費ですとか、農林水産業費の維持費、各施設の維持管理運営事業の中で対応してまいろうかと思っております。



当然規模が大きくなってまいりますと、補正予算等でお認めいただいて施設修繕等を行うことはあろうかと思えますけれども、基本的にはそういうことで対応させていただいております。このところの第11款の災害復旧費につきましては、先ほど申しましたように町道、林道、あとは河川等、町の公共施設のときの災害復旧に充てられるものになってまいります。

続いて、2点目が自主防災組織の補助金制度等についてのお話かと思えます。町のほうでは補助制度を昨年度制定させていただきました。趣旨といたしましては、各地域の自主防災組織の活動を促進するため、予算の範囲において補助させていただいているわけですが、補助事業の内容といたしまして、防災用資機材の購入に要する経費、防災訓練や防災出動の啓発に要する経費、この辺が防災訓練です。あと、防犯関係でパトロール等に要するソフト的な経費ということで、対象事業、要綱の中ではさらに具体的に例示させていただいております。今年度の使用状況につきましては、現時点で防災訓練が2カ所ですか、あと備品整備等で2つの地区ということで、現時点では出ております。当然安否確認等で経費のかからない訓練等もされている地区もございまして、そちらのほうは、特にこちらのほうの申請等はされていなかったような地区もございまして、啓発経費ですとか防災用資機材に対する経費で、また今後区長会等で自主防災組織の活動のときの補助制度については説明を申し上げてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の人件費の支出が、予算ベースになりますが、26年度予算で22.3%、少し高いのではないかというご指摘だと思います。ちなみに決算ベースになりますと、平成24年度で21.3%ですか。23年度になりますと、23年度は若干高かったのですが、全国平均ですと25%前後ぐらいで類似団体等、割合がなっているようです。高いかどうかというのは、高いと言われれば当然高いわけなのですが、職員個々人で見えていった場合、ラスパイレズ指数という職員の給与を国家公務員と比較する指数がございまして、これにつきましては、昨年、平成24年、25年、国のほうは7.8%の特例減額を行って行りましたが、その減額を行っている中でも、町のほうは100に行かない数字ということで、単純に言えば、国の同等、同級ぐらいの職員と比べると1割ぐらいは低いというようなことでもあります。低いからいいという話では当然ありませんが、そういうこともお含みおきいただければありがたいと思います。

また、逆に言うと、では職員数が多いのではないかという話をいただきましたが、村田議員、60人ぐらいで、長瀬町運営できるのではないかというお話もいただきました。確かに少数でできるにこしたことはありませんが、施設ですとか各事業、いろんな行政事務が多種多様にわたってまいります。県、国からの事務移譲、昨日も条例等で、いろいろ地域主権関係で市町村におりてくる事務等も多くなってございまして。当然現状が少ないのだという認識でなく、できるだけ最少の経費、最少の人数で最大の効果が出るような行政事務を行っていかなくてはいけないと思っておりますが、その中で、また事業のスクラップ・アンド・ビルドも図っていきながら効率のよい行政を進めたいと思いますので、人件費についてはご理解いただきたいと思えます。

最後に、ふるさと納税の関係でございまして。こちらにつきましても科目設定で、積立金のほうと歳入の受け入れ、1,000円ずつさせていただいております。平成25年度時点、きょう時点ということになるかと思えますけれども、昨日の補正予算でもお話し申し上げましたが、12名の方、37万円という貴重なご寄附をいただいております。寄附の中では、その見返りといいますか、その報奨的なものはあるのかということで、現在、町のほうでは町のホームページでその辺は周知させていただいております。当然個人住民税や所得税も軽減される制度ということで条例を定めておりますので、対象になっております。町のほうでは、一旦、いただいた寄附については基金に積み立てさせていただいて、翌年度以降、その寄附を

いただいた方の趣旨に沿いまして、快適な環境と安心して暮らせるまちづくり事業ですとか、健康で生きがいのあるまちづくり事業、産業を育てるまちづくり事業、人を育むまちづくり事業等に充当というか、当てはめさせていただいて、翌年度のほうで予算措置をさせていただいております。

それから、見返りの関係、申していなかったのですが、一応1万円以上ご寄附いただいた方には、舟下りの利用券4枚をお送りさせていただいております。そのほか観光パンフですとかポストカードをお送りさせていただいております。なぜ舟下りかということ、こちらに来ていただければ、また消費をしていただけるというメリットがあるということ、現在、町のほうではそのようなものをお渡ししているところでございます。

以上、総務課関係ですが、よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

初めに、食物アレルギーの対応についてでございますが、今年度、食物アレルギー等学校給食における児童生徒への対応に関する調査という調査がございまして、小中学校3校の調査をいたしましたところ、食物アレルギーの児童生徒は、原因食材はさまざまでございますが、小学校で18人、中学校で14人の合計32人という結果でございました。

このうち学校給食での対応でございますが、食材を記載した献立表を保護者に配付いたしまして、児童生徒が自分で原因食材を除いて給食を食べているというのが3人、牛乳を飲まないようにしているが1人、特別な献立表を保護者に渡しているが2人、そのほかでございますが、学校から特別対応の希望がございませんので、特別な対応はしていないというのが26人でございます。

このような状況の中、各学校では栄養教諭とも連携を密にしております、現状を把握するとともに、食物アレルギー対応のマニュアルを作成しております、全ての教職員に周知徹底されておりますので、アレルギー対策はしっかりできていると考えておりますので、現在のところ、エピペン等の器具の用意はしていないところでございます。

次に、新井家住宅と郷土資料館の関係でございますが、旧新井家住宅につきましては国指定重要文化財でございまして、しっかりと維持管理していかなければなりませんけれども、郷土資料館につきましては、老朽化が進み、収蔵品も目新しいものがないために、今の状態で入館者をふやすというのはなかなか難しいものがございます。これまでは民間活力を導入して入館者をふやすというような説明をしてきましたけれども、これも一時的に場所を町内の方に提供して、茶会や美術家展、お月見会など行うものでございまして、入館者がふえたとは言いがたいものがございます。これはこれでよいことだと思わけてございまして、これからは本来の民間活力の導入といたしまして、民間の方に郷土資料館を使っていただいでお店などを開いてもらい、その賃貸料を旧新井家住宅の維持管理に充てていくような発想につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、少年団の補助金の関係でございますが、スポーツ少年団の補助金につきましては、少年団本部へ一括で25万5,000円を交付いたしまして、そこから各少年団へ3万円の助成金と団員1人当たり200円の助成金が振り分けられておりますけれども、教育委員会といたしましても、補助金を増額いたしまして、各少年団の活動を今よりもバックアップができればと考えておりますけれども、限られた財源の中で全体的な予算のバランスも考えないといけませんし、どんな施策に力を入れていくのかで増額できるかどうか、決まってくると思っておりますが、当町では入学祝金や給食費の公費負担、通学費の補助拡大などの

子育て支援にも力を入れておまして、他の市町村に比べますと全体的には児童生徒に対して手厚い支援を行っているところでございます。

今後は、スポーツ振興宣言の町として、体育協会とあわせまして一律に補助金を増額するのがよいのか。また、別な補助制度が必要ではないかなど、いろいろと皆さんのご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

予算書の55ページにあります臨時福祉等給付金2,000万円についてのご質問にお答えいたします。初めに、この事業全体について概略説明をさせていただきます。この給付金には、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の2つの給付金を給付する予定で、ともに消費税引き上げに配慮しまして交付をされるものです。事業の総額は2,200万円を予定しております、全額国庫負担となります。

歳入については、20、21ページをごらんいただきたいと思います。第14款の国庫支出金の第2項の国庫補助金の第1目の民生費国庫補助金の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、こちらに国庫補助分として2,200万円を予定しております。

事業費の内訳ですけれども、52、53ページにまた戻っていただきたいと思いますが、事業の給付金の交付に係ります臨時職員を雇い入れる費用として……

〔「もう一回ページを……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 済みません。52、53ページの社会福祉総務費の賃金から説明させていただきたいと思いますが、交付に係る事務を取り扱う臨時職員の賃金として59万円と、需用費、印刷費等に係る費用、消耗品に係る費用、114万円のうち44万6,000円を見込んでおります。また、案内通知等を郵送する費用として、役務費の中の87万3,000円のうち16万4,000円を見込んでおります。また、13の委託料ですけれども、一番下の欄を見ていただきたいと思いますが、給付事業のシステム改修に伴う委託料80万円を見込んでおります。

54、55ページの19節の負担金補助及び交付金の欄の一番下の臨時福祉等給付金ですけれども、こちら2,000万円を見込んでおります。給付の内容につきましては、臨時福祉給付金については、1人につき1万円、加算については1人につき5,000円の加算を見込んでおります。また、子育て世帯臨時特例給付金については、児童1人につき1万円を見込んでおまして、総額2,000万円という事業となっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

7点あったかと思えます。まず、75ページで農業振興費63万6,000円、これは少ないのではないかとということでご質問があったかと思えます、全体経費に比べて。農業振興費、パーセントは全体では下がっておりますが、前年に比べ63万6,000円の増ということで、これからもいろいろ対策を考えていくわけですが、いろいろ実績を見ながら徐々に対応してまいりたいと考えております。それですので、ここで一気にぽんと上げるのではなくて、徐々に上げさせていただきたいと考えております。

2点目、長瀨アルプス周辺のトイレの設置でございますが、これは里山でいくと77ページなのですが、実際は観光のほうになりますので、79ページのほうの工事請負費に入るのかなと思うのですが、和田地区

についての話はあるかということでございますが、先ほど担当に聞きましたら、何回か、もう打ち合わせはしているようでございます。トイレの計画をまた見直すこととなりますので、その中で地元の方と再度協議しながら、設置するかどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、特産品の開発の実績でございますが、これは75ページの負担金補助及び交付金の下から4つ目ですか、昨年度の実績ということでございますが、この事業は平成25年に始まった事業でございます。本年は4件の応募がありました。そのうち2件は補助対象外となりましたので、採用されましたのは2件でございます。この2件につきましては、農業の6次産業化に大変意欲がありまして、今後期待のできる事業者であり、自分のところで栽培している農作物に付加価値をつけて商品化を目指しているため採用させていただきました。今後、商品化を目指していってもらうわけでございますが、また事業者と町で協議しながら、成果が出るように努めてまいりたいと考えております。また、新年度もこの事業を行うことによりまして、多くの方に申請をしていただき、6次産業化が図れるようPRをしてまいりたいと考えております。

この2件でございますが、1件は、先ほど話がありましたブルーベリーによりますスムージー等の開発、もう一件が、イチゴを使ったジャムと菓子パンの開発でございます。

続きまして、全体ですが、農林業費に観光関係の予算が入っているのではないかとということのご質問でございますが、この事業内容につきましては、事業の性質により区分をさせていただいております。また、補助金の出どころがどこだということもありますので、事業イコール観光ということにはならないと思います。例えば、今回の長瀨アルプス周辺の里山・平地林の事業でございますが、これはあくまでも山林を整備する事業ということでございますので、林業のほうに入っております。

続きまして、86ページです。都市再生整備計画の中の3つの事業。まず、南桜通りの関係でございますが、まず地元の意見を聞いたり情報収集することがまず初めではないかとということでございますが、とりあえず今回の計画につきましては、まずは秩父鉄道の土地を町道化するということが課題であるために計画をさせていただきました。スケジュールとしましては、この後、議会の承認をいただいた場合、その後、地元の説明会を行い、意見をいろいろお聞きしました後に設計をさせていただきます。設計で承認を得られた場合に工事に入るといって進めさせていただきたいと考えております。

それと、質問の中で、秩父鉄道の月の石もみじ公園のところに大型バスが入らないという話だったので、秩父鉄道に聞きましたら、やはり大型バスは入らないそうです。ただし、養浩亭のところまでは大型バスを回して、そこで一度回して違う場所にバスをとめていただくということを考えているようでございます。

それと、蓬莱島の渡船の関係でございますが、ちょっと私、記憶にないのですが、渡船を利用してというのが。いつの話か、わからないですけども、ちょっと記憶にないので、渡船の話はちょっと控えさせていただきますが、ここの蓬莱島の整備につきましては、地元の公園としても利用していただきますし、また観光客が来ていただくということで、できましたらハイキングコースの一つに入れていってPRをしていきたいと考えております。

最後に、野上宿舎の関係でございますが、構造は鉄筋コンクリート造です。確かに村田議員がおっしゃるとおり、町民の方と村田議員に来庁していただいたときに、強度について、その当時わからないということで説明をいたしました。強度試験をするようなことも方向で進めておりました。その後、ここを購入した機構に強度試験等の資料があるかどうかということで聞いてみましたところ、資料があったということで、その資料をいただいた結果、中性化が進んで、機構が言う、10年は保証しますが、その後はわかり

ませんというようなことになりました。それがわかりました。このようなことで、今回、建物は解体させていただくということで計画をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

観光業者が納める税収の割合についてのご質問でございますが、今までに何度も同様のご質問をいただいております。税務課は、税を課税するために申告をしていただき、課税をさせていただいております。この課税に対する所得の分類は、所得税法により、利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑の10種類に区分されており、事業所得の中に観光業に従事されている方の所得が含まれております。10種類以外の産業別の統計はとってございません。

所得等に関します申告、課税、税額の内容等につきましては、個人情報でございますので、個人情報を公表することは地方公務員法第34条の秘密を守る義務に該当いたしますので、公表は控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、再質問ということで質問させていただきます。

たくさんあったので、なかなかまとめ切れないのですが、まず町長に対しての質問につきましては、将来負担につきどう考えるかというところがお答えいただけていないような気がするのです。要するに先ほども言いましたけれども、現在のお金をかけたのが将来負担増になるという点があるけれども、ただ、その今かけたお金は将来の、今度は成人とかなった場合にそれが受益になるというふうな考え、どちらを優先されるかというふうな質問をしたわけですが、両方とも、なかなかどちらというのは言い切れないと思うのですけれども、ただ、一応考えとしては、今お金をかけたことに関してどうなのだと。将来比率がふえるということを考えるか、それとも将来の人たちの受益がふえるのかというお考えをぜひ聞きたいと思っております。

それから、そばのほうなのですが、総額80万円なのですけれども、これは町長でなくても、地域整備のほうになるかわからないのですが、今、農業法人というふうなお話があったのですけれども、これは多分地元の人なのだろうと思うけれども、今は農業法人等はよそから入ってきて、それをやる事業者もいるわけです。それでも可能なだけけれども、そうではなくて、地元の人なのかどうか。まず、なぜかという、地元の間が、そばの町にしようという意欲があってやっていくのと、外から来た人が補助金をいただいてやっていくのでは随分意識が違うと思うのです。やはり長瀬町を、そばの町といっても大変難しいですが、ソバが咲いて、そのソバの実を収穫して、そばに最終的に商品としてなるということについては、やはり地元住民がそういう意識を持たないと、先行きが安定しないのではないかなという気がします。法人で引き受けたから、その人がやればいいのかと。見た目には幾らかソバが咲いているけれども、では、やはり長瀬のそばというところまでは定着しないと思います。ですから、そこのところをもう少し、予算が今年度これだけけれども、来年度はその様子を見てというよりも、先を見て、そうおっしゃったのですから、ソバを収穫できるとか、以前、町長は、ソバの花を見るだけでもいいという発言をされたのを私も覚えていますが、やはりそれでは不満足だと思いますので、この予算だけではちょっと先が見込めないということで、再度お願いします。

それから、総務課の災害のほうの回答なのですが、国の補助を主に充てるというふうなお話ですね。

当然今回もそういうことですよ。今回違うのですか。国の補助、国の交付金ですか、今回の災害については。

〔「交付税」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） 交付税、失礼しました。交付税ということで出るわけですよ。ところが、災害救助法が適用にならなくても交付税は出るのかどうかということはちょっと疑問に思うのですけれども。やはりそれ、例えば全く国の交付税がなかったら、災害復旧の費用というのが最初からはとっていないという状況になってしまうのではないかなと思います。想定できる災害に対して、とっておくべきと私は考えますので、もう一度お願いします。

あと、自主防災に対する補助なのですからけれども、防災訓練とか、いろいろ備品を買ったりというお話だったのですが、防災訓練2カ所についてというふうなお話なのですからけれども、どこの地区とどこの地区で、長瀬町、地区というのがわからないのです。4地区に分けて4つなのか、それともそうでなくて区が、今区は何区あるのですか、長瀬町は。

〔「26」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） 26区のうちの2地区という意味なのかな。例えば26区のうち2地区であったら、その自主防災に関して、2地区だけなのということになりますので、昨日、防災訓練も町一括でやるべきだというふうなお話ししたのですけれども、2カ所にだけというのだと、やったところには、やるためにお金を補助したということだと思えるのですけれども、現状としてできない。防災訓練できない、できていない。私の地区なんかでも全くできていないので、やはり不足しているのではないかなと。2地区がやったから、これは予算は立てたといえば仕方ないけれども、もう少し予算化して、全部の地区でやるような形にしていかないうまくないのではないかなと思います。

人件費についてはラスパイレース指数等話されましたけれども、全国平均、同類のところですよ、多分調べたのが、25%という程度というふうなことなのですからけれども、そのときの人員構成とか、それによっても随分違うと思います。私は、個人的に20%は切ったほうがいいのではないかなと考えています。

それから、ふるさと納税はよしとして、今度、教育委員会のほうなのですからけれども、食物アレルギー対応なのですが、自分の経験を言って申しわけないのですけれども、横瀬でも、小鹿野でも、現在食物アレルギー児童生徒に関しては、そういう全く別の食品が給食で出てきます。ということで、全く別メニューができるような調理機材を購入してやっているということになると思います。ですから、それも入れ物も全部違って出てくる。例えば、今の状況で安全であろうという次長のお答えでしたが、仮に事故があって亡くなったと。東京でありましたよね。あれなんかも、多分食物アレルギーというのはわかっていたと思うのです。だけれども、こういうことが起こった。長瀬で、もしも起こってしまった場合に、とうとい命を失ってしまうということにつながります。これは食物アレルギー対応についてはこれで安全であろうということで済ませていただきたくないと。補正を組んでも、これについてはやっていただいたほうがいいと思いますので、再度、これについてはお答えをお願いします。

新井家住宅と郷土資料館につきましては、民間活力の導入というふうな、これも大変難しいところがあるかと思いますが、あそこで確かに点前をしたりとか、美術展をやったりとかいうように、私も参加したことがありますけれども、例えば常時あそこへ行ってお茶をたててくれる人がいてというか、民間でそんなふうなところに、あそこに合ったような行事を募集してやっていただくのはいいのではないかなと思います。それにまた経費がかかるかどうか。あそこ、郷土資料館も大分老朽化していますよね。あれをま

た直す、改修するような話も出ているのですけれども、それだけお金をかけてということになるとちょっと心配ですけれども、その活用の仕方、具体的に進めていただけたらと思います。

あと、少年団の補助はいいとして、福祉のほうは大体わかりました。農業振興のほうで、地域整備のほうにまた再度お願いしたいと思います。特産品100万円のうち、4件申請があり、2件、ブルーベリーとイチゴというふうなことなのですけれども、それが長期的に見て、地域整備観光課として、これが長瀨町の特産品となっていけるかどうかという見通しについて質問しましたけれども、そのお答えがありませんでした。6次産業化で付加価値をつけて製品にしていくというふうなことがあったのですけれども、本当にそうにできるのか。例えば今年度100万円が全く違うのが出たとします、全く違うことが。例えばブルーベリーとイチゴ、継続的でなくて、ハーブの何かについてというふうなのが出たとします。そうすると、今年度、全く違うことになりますよね。そうした場合に、その補助金を出してというふうなことになる、では地域ブランドというのが確立できるのかどうか、非常に危惧されます。例えば、もうこれについては地域ブランドはブルーベリーとイチゴを主体としたものを作っていきのだからということで長期的にやっていってできるのだからということならいいのですけれども、ちょっとそこはどういう見通しを持っているのかということ。

あとは農林業費なのですが、事業イコール観光にはならないというお話だったと思います。確かに項目別に分けると、林業費とか、農業費とかになります。結びつくところは、林業といえば、今回のは里山再生とかそういうのがありますけれども、長瀨町の六十何%は山林ということですよ。あそこのところに今年度3,200万円ぐらいかける。では、今、林業だけで生活している人いないと思うのですけれども、本当に純然たる林業費と考えられるのかどうか。これからさらにその地域を、先ほどどなたか質問したと思うのですが、大島議員でしたっけ、ほかの地域のところをやっていくのかどうかという質問されましたよね。そういう計画があるのか。それとも、県の補助があったから、ことしだけそういうのでやるのかということですか。

あと、南桜通りについては、地元住民への説明はこれからだというふうなお話ですけれども、よく考えてみると、先ほども言いました。確かに土地は秩父鉄道なのですよね。だけれども、その近くに住民が住んでいるわけですから、住んでいる人たちの意向とかというのも考えて聞き取るという情報収集というのがなされるべきだと思うのです。例えばこれで予算が通ってしまいますよね。予算が通ったならば、これでやることになりましたよと住民に説明をして意見を聞くということでは逆ではないかなと。ある程度、こういうことを町で計画しているのだから、こういうものについてという聞き取りとか、そういう情報を入れると。それで判断の材料にさせていただくということは必要なのではないかな。

あと、蓬莱島の渡船については、以前の議会で私は質問したのですけれども、あそこに渡船をして、蓬莱島のほうを回って水管橋、または甌穴のほうを回って高砂橋のほうへ出るとか、そういう周遊ルートを確認して、観光客なり地元の住民が周遊の観光地という目安があって、ある程度の人が訪れるというふうなことは必要なのではないかなということで、その見通しをお聞かせ願いたいと思います。特にあそこについては、自然景観を余り生かさないうで、例えばあそこに沼地がありますよね。沼地があるのですけれども、あそこに水生生物なんかいるわけです。そういうものについても調べていただけておかないと、あそこを全部きれいにしてしまった。来年度多分やるのだと思うのですけれども、そうすると生態系が変わってしまうというようなことも十分考えられますよね。そんなふうなところ、どう捉えて進んでいくのか。

あとは、雇用促進住宅については鉄筋コンクリートづくりだということですが、後から購入したとこ

ろに聞いて資料があったということでは、順序がやはりうまくないのではないか。強度テストはやるかという話になったのですが、聞いてみたらということなのですから、やはりそれ以前に、課長を責めているわけではないですけれども、買うときになぜそこまでできていなかったか。一般的に聞けば、買い物して、後からどうなのだ、こうなのだよと。車でいいますと、具体的に言わなくてもいいと思うのですが、買ってきたら下がさびていたと。これどうしたの。実はこれは海のところで海辺に入ったからこうだったのだと。えっ、それでは違うではないかというふうなことと類似していますよね。そのあたりについて再度お聞きしたいと思います。

あとは、税務課の課長の答弁なのですが、昨日、アベノミクス効果で経済も上向いておりますがというふうな発言をされました。町長もされました。これは本当にそういうデータを持っているのですか。日本としてということですか。これ質問と関係なくなってしまうと言われると困るのですが、長瀬町としてそういう効果があらわれて、ああいう発言されたのかどうか。例えば法人税は少なくなったのです。だから、本当なのという感じがする。中小企業においては、ベアも非常に20円とか、そんなふうなところだというような話は聞いています。上場企業については、どんどんテレビでPRしていますよね。アベノミクス効果で2,000円です、3,000円です。高いところについては1万円の賃上げをしますというようなことがあるのですが、その効果が本当にこの地域に行き渡っているのか、ああいう発言をされたのか。これは答えていただかなくてもいいですけれども、税の申告は10種類あって、個人情報だからというお話なのですが、これは個人情報でなくて、全体的なパーセンテージも、これは法律のもとに公表できないのですよということであるかどうか。そこのところがちょっとどうも腑に落ちなくて、ぜひ、これはもう法律上だめなのだということであれば、そこのところお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

将来負担がふえるのか、ふえないのかというお話でございますけれども、当然これはふえないように今やりたいということでございます。先ほど申し上げましたけれども、南桜通り、100年近く、多分お借りしているのだと思います。今だからこそやりたいという思いで出させていただいております。

また、公園につきましても、県から譲与いただきました。これをどう生かすか。今生かさないと、生かす時期がないのではないかと。雇用促進住宅にいたしましても、私はそう思っております。

それからまた、鉄道の土地のことが先ほどから出ておりますけれども、鉄道の考えといたしましては、その受け取った土地代を、できれば長瀬町の観光に還元できるような方法を考えていきたいというようなこともまでお話をいただいております。そのような現在の状況の中で、ぜひこれは進めさせていただきたいという思いで出させていただきました。

それから、あと、そばの関係でございますけれども、これは当然地元業者でございます。それから、土地が耕せなくなって困ったという地主から先日もお話をいただきましたけれども、その土地を使っただくについて、こちらから若干のお金を払ってもいいから耕してほしいというようなお話も聞いております。できれば、余りお金をかけないで耕作地の活用ができればいいかなと思っておりますので、こちらのほうもぜひご協力賜りたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の再質問にお答えいたします。



1点目の災害復旧費の関係ですけれども、これにつきましては科目設定でございます。なぜかと申しますと、自然現象によって生じた災害によって被害を受けた施設ですね。基本的には起こり得るべきものに対しては予算は組んでおりません。先ほども第1回のお話ししましたけれども、国の査定官等で認められてついてきますので、予算をつける場合、歳出予算、歳入、組む場合は臨時議会ですとか、定例会の中で、またお認めいただくことになろうかと思っております。

それから、災害救助法の関係の適用を受けなくても交付税とか対象かどうかという、これは毎年、特別交付税の調書の中で除雪対策費、どのくらいかかっているか、実績額を出しております。これが、したがって対象になります。その他の特殊財政事情として、どういう被害が公共施設等であったかという中で、例えば今回、昨日お認めいただきましたけれども、学校関係の修繕関係も、その辺は要望しております。結果、幾らつくかというのはなかなか数字で見えないところがございましてけれども、特別交付税等の対象になっております。

あと、災害復旧事業が認められた場合というのは、基本的には6割程度が国の負担補助だと思っておりますけれども、残りの分は地方債を充てられます。その95%かと思っておりますけれども、これは交付税算入とされておるものです。

続いて、自主防災組織の地区ということですが、お答えが漏れて失礼いたしましたけれども、25年度は上長瀬の自主防災組織と大木小路の自主防災組織で訓練を行っていただきました。そのほか、辻の区のほうでも安否確認訓練等行っていたいております。そのほか、災害に関するチラシを毎戸に配ったりして、訓練ではないですけれども、そういうことを実施している地区もあると聞いております。

組織率につきましては、長瀬町の場合、自主防災組織イコール行政区という形がほとんどかと思うのですが、実際100%に、報告上はなっていないのですが、これを毎年区長会等でお話しているところですが、各地域で行政区の形で動いているよという地区もあると聞いております。ただ、補助を出すか、出さないかは、そういう事実行為を実施していただければ補助対象ということで考えておりますので、実施していただければ出せるということです。

それから、町のほうが主体的ということかもしれないのですけれども、ある一定の期間とかを定めて、例えば何月何日とかにやりますのでということで、町のほうは通信訓練も兼ねて受ける体制とかというのも、昨年度実施させていただいたりしました。そういうことも含めて今後検討させていただいたり、あとは赤十字のほうの県支部とも協力、以前にいただいたこともありますので、そういう中で訓練等ができる可能性はあるわけですけれども、ちょっとその辺はまだ具体的に進んでいる話ではないので。

以上ということで、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

2点ございました。食物アレルギー対応についてのご質問でございますけれども、他の団体では全く別なメニューで給食をつくっているというようなお話をいただきましたが、幸いにも当町では、そこまでの児童生徒はおりませんので、別メニューでの対応はしておりませんが、保護者からの情報提供や連絡等を何度もとり合ひまして、対象者が出そうな場合には早急な対応をしていきたいと考えております。

また、郷土資料館の活用方法についてでございますが、村田議員ご提案のことにつきましても、今後十分検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

5点ほどあったかと思いますが、まず特産品の開発ですが、長期的に見て特産品として持っていけるのかどうかということですが、それとまた、本年度とは違うものが出たらどうするのか。また、イチゴとブルーベリーに絞るのかということのご質問ですが、この事業を組んだ理由は、今まで町の主導で特産品の開発を行っていたのですが、成功した事例がございませんでした。それで、新たに民間から特産品の開発をしていただきたいということで募集をしまして、新しい商品の中から一つでも特産品として確立できればと考えております。

今回はイチゴとブルーベリーでございますが、来年は違う商品でも別に問題ないと思います。幾つかやってみていくうちに、その中から一つでも特産品としてできればいいのではないかと考えております。先ほども申し上げましたが、今回2つの事業につきましては、今後、町と事業者等でまた協議しながら、なるべく特産品になれるような方向で進めていきたいと考えております。

また、2点目が、農林業費の中の観光事業ということで考えられないかということですが、また、里山・平地林につきましては、また来年度もやるのか。本年度でおしまいなのかということですが、この事業は平成27年度まで実施するという事業でございます。本年は長瀨アルプス周辺の山林を整備すると。来年度につきましては、まだ検討も計画もしていない状況でございます。また、この辺につきましては、その地域が該当になるかどうかということで、県とも協議をしなくてはなりませんので、またやる場合については県と協議して場所を選定していきたいと考えております。

3点目の南桜通りの関係でございますが、まず初めに住民説明会が必要なのではないかとということですが、道路工事の場合、2つの方法がございまして、1つが地域からの要望書が提出された場合の要望による道路工事、それと町が政策として行う政策道路がございまして。今回は町の政策道路として実施をいたします。まず、要望路線の場合は、地元の方の承諾書、地権者の承諾等もございまして、地権者は十分内容は知っているということですが、政策路線のほうにつきましては、まず議会の承認を得て予算を確定しないとなかなか動けないというのが現実でございます。先にうちのほうで地元の説明会とかやってしまうと、議会のほうで予算はどうするのかということと言われてしまうという関係がありますので、なかなかこの予算が確立する前に説明会等はできないと考えております。それで、もし今回、議会でお認めいただけましたら、先ほどもご説明しましたが、地元の説明会を開いて、そこで意見をいろいろ聞きながら設計を組んでいきたいと考えております。

それともう一つが、蓬莱島の渡船の関係でございますが、今のところそういう計画はございませんが、また再度検討はしてみます。まだ、その整備とは直接関係ないところでもできると思いますので、またちょっと検討してみます。

また、水生生物につきましては、調査するように計画をしていきたいと考えております。

最後に、野上宿舎の関係でございますが、買うときにいろいろなことを調べるべきではないかということですが、当初いろいろな経緯があって、急にというのですか、入札がなかったのも、町のほうで買ってくださということでも来まして、その当時、何をするかということで、とりあえずは若者定住として考えるということが決まっておりますので、そこで何をするかということで、建物についても、もう45年、50年近くたっておりますので古いということで、町としては、とりあえず壊すというような方向で当時は考えておりましたので、この建物がまず強度があるかどうかということについても、そんなに詳しく

調べずに買っていったということでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

アベノミクス効果は町の現状であるのか、日本全体であるのかとのご質問でございますが、特別徴収でございます給与所得者が約50名増加しております、対前年比1,831万7,000円が増加しております。これは町内外でアベノミクス効果があらわれているように思われますが、一方で、一部上場等の大企業ではアベノミクス効果があらわれているということで新聞等で情報が流れておりますが、町内にあります企業では、まだ効果がすぐに反映していない状況でございます。きのうもご説明を申し上げましたとおり、25年度の町内企業の業績が厳しい状況にございまして、前年対比1,073万8,000円の減額、26.2%の減と、法人町民税は見込んでおります。

また、税の公表でございますが、予算や決算等で全体的な数字の公表はさせていただいております。しかし、個人が特定できるような税に関する公表につきましては、守秘義務に当たりますので、控えさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、余りしつこくやってもというか堂々めぐりしてもしょうがないので、ソバのほうについては、地区を限ってやっていくようなニュアンスのお話だったですよ、町長のお話だと。そうではないのですか。先ほどの話ですと、地区を限ってというか、限定される地域でないといけないかなというように感じを受けたのですが、そうではなくて、遊休農地、かなりありますけれども、そういう遊休農地、何カ所か、例えば道路に沿ってとか、そういう考えでということですか。そうすると、予算的にちょっと。それから、私も畑なんかやっていますが、草むしりとか、そういうのも大変なのだけれども、種だけお配りして、あとはやってくださいねというふうなことで、なかなか難しいのではないかな。見通しが難しいような気がするのですが、もう少しこれをある程度、具体的に今国道沿いをそうにしようと思っているのだとか、そうではなくて岩田地区のこの辺だとか、そんなふうなのがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、もう少し、そばの町というからには、町全体というような感じを持っているのですけれども、そこのところをお願いします。

あと、総務課のほうで、臨時議会を開いて補正とかも、災害のときはというお話だったですよ、総務課長。そんなことできるのかなって、ちょっと。できるのではないのです。今回の大雪被害等でも、そういう連絡網等で連絡等も来なかったし、今回の議会を待っていていいのかなと判断したのでしょうか、そんなふうなことから、ちょうど議会が遠かったというふうなときは、それでは臨時議会を開いて、そんなふうな補正とかいうことをお考えなのですか。それとも、そうでなくて専決処分で行っていくという考えなのか。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

それに加えて、自主防災組織と関連するかどうかわからないのですが、今回、私が調べた範囲で、長瀨町の総合防災計画の中でも、ボランティアをどうするとか、炊き出しをするとか、いっぱいそういう項目があるのです。はっきり言って、軽井沢なんかですと、随分トラックなんかとまってしまって、炊き出しなんかしたのです。うちの地域も国道へとまってしまって、大田の工業団地まで行くのだというトラックがとまってしまったわけです。それで、動かないでいると。寒くて、しょうがないので、エンジンつけたままいいですかとかいう話もあったのです。後で、みんなで、朝、温かいみそ汁を持って行ってやろう

とか、おにぎりを持って行って食べていただこうとか、できる範囲でそんなふうなこともちょっとやったのです。ところが、実際問題として、そういうことがここにうたっているのですけれども、そういうことがなかなか機能しなかったと。セブンイレブンのところあたりにも随分車がとまっていたのですけれども、そんなふうなものに対して、まだ、こういう炊き出しとか、そういうことについても実際はできなかったというふうなことがあるので、予算的なことも考えて、ではその炊き出しをしたときのお金はどうするのとか、そういう問題もあります。それ以前に、それがなかなか、わからないです、私の地区だけです。大分トラックがとまってしまったので、本当に何台かなのです。そういうものに関しては、おにぎりを持って行ってやろうとか、そういうことができたのだけれども、もっとこれがひどかった場合とか、そういうのがなかった人もいるような気がするのです。そういうものに対して、もう少し確立というのですか、できたほうがいいのではないかなと思います。その件についてちょっと答えられたらお願いします。

あとは、税務課のほうについては、個人情報守秘義務があるから公表できないということなのですが、これから他市町村とかいろいろ調べますけれども、もしそれが公表されていたとしたら、この言葉は撤回していただけますね。もうそれしかないと思いますので。そうしたら、したがってそのまま公表をしていただくということになると思いますので、できれば、それがぜひ知りたいというか、要するに資本、かけたものに関して税金がある程度わかるというのがないと、どうしても理解できないところがあるのです。だから、すごくそれを言うのですけれども。

あと、里山整備等については3年間だというふうなことなのですけれども、道については、あそこ遊歩道ありますよね。多分課長も歩いたことあると思うのですけれども、あそこ歩いていくと、道路と言っただけじゃないな。山道というか、あの道は全然整備しないという話だったですね。里山整備だから、そこはやらないのだよということですね。これから地権者の方に説明をとということでお話しいただいたので、そういうことでやっていくのか。あの山道は全然、とにかく整備はしないということでもよろしいわけですね。

あとは、南桜通りは、先ほどお答えされたようですね。あと、鉄筋コンクリートづくりであったという回答について、やはりこれについては、多分課長も、こんなふうなことで、最初から町では取り崩す予定だったので、余りということはあると思うのですが、もし今後こういう事業があった場合には、物を買うという場合の一般的常識と言ったらいいかな、持って購入したりとかいう事業をやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

当然、耕作地全部にソバをまく、これができればいいのですけれども、そこまでは不可能ではなかろうかと思います。そういった中で、そばの町をアピールするためにまくということになろうかと思えますけれども、そうしますと、やはり観光客の目に触れそうな場所を選ばせていただいて、最初はやっていけばいいのかなと思っております。そういった中で、今考えておりますのは、長瀬地区ですとか、それから本野上地区、それとあと矢那瀬地区、3地区を今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の再々質問でございますが、1点目、災害復旧の関係なのですが、あ

くまで災害復旧費の款のほうは、現状、道路が崩れて通れなくなったとか、のり面が崩れたとか、そういう大規模なものです。その場合、原状に復旧する必要がある場合、国の査定官等が来て認められた場合、この科目等を使って執行いたしますが、今回の雪の除雪に関しましては通常の道路維持費で対応いたします。あくまで災害復旧費につきましては、したがって起きてしまった災害ですね。臨時議会というのは、たまたまどうしても早目に査定官が来て結果が出て、通常の次回の定例会まで間に合わないという場合は、そういう臨時議会をお世話になることもあろうかと思えます。また、定例会でお世話になることも、ケースとしてはあろうかと思えます。何回も同じこと申し上げますが、今回の場合は普通の道路維持なり公共施設の維持管理経費の中で対応していく修繕なり除雪費用でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、自主防災に関連してかもしれませんが、今回、道路等で一晩とか明かされた方もいるような話もあったのかもしれないのですが、帰宅困難者という扱いなのかなという定義にも当てはまるかと思えます。よく都市部では、東京のほうから家に帰ってくるのに橋が損壊して帰れないとか、事業所で一晩泊まるとか、そういう対策が東京湾あたりの想定される地震等に対して見直されております。長瀨町でも、地震だけではなく、こういう大雪で一晩明かさなくてはならないということが、今回の教訓としてありましたので、その辺、今後の計画の見直しの中では盛り込んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の質問でございますが、まず里山・平地林事業につきましては、今後、事業確定後、地権者に説明をしまして、そこで承諾書に判こをいただいて事業を進める予定でございます。

先ほども申し上げましたが、ハイキング道路については、今回の事業では整備はしない予定でございます。

また、次の野上宿舎だけではないですが、今後、買う場合については、もう少し慎重にということでございますので、議員のご指摘どおり、今後は事前に調査をよくして購入なりを考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

他市町村の観光にかかわる方の税金に関して照会をされるということでございます。他市町村で回答している場合には長瀨町でも公表していくのかというご質問でございますが、他市町村の状況を踏まえまして対応させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 2点質問させていただきます。

概要版のページでいきますと11ページになりますけれども、小川赤十字病院建替整備計画支援事業というのがありますが、この建てかえに関しては、支援する補助金は単年度なのか、それとも複数年にわたっての補助なのか。それからまた、地元とか周辺、また遠隔地、いわゆる三、四十分圏内というか、そういうふうなところ含めて割り当てが進んでいるのか、その辺がわかりましたら。多分、単年か複数年かはすぐにわかるかと思うのですけれども、お聞きいたします。

それから、もう一つ、13ページの上から2つ目に、先ほど来非常に話題になっておりますけれども、イ

メージキャラクター製作事業というのがありますが、今ちょうどはやりの最中でありますと同時に、これからは、それこそ相当の売り込み努力をしないと、はやっていくことは考えにくい。また、キャラクターと動的なことも人気行動ができる職員とか人が取り組まないと、本当に出番が少なくなっていってしまうということも考えられます。そういうふうなことも含めて、もっとよく職員や、議員からも大分出ていますけれども、職員等とよく話し合った上で進めてくださることを考えてくださることを提案したいと思います。

2点お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

小川赤十字病院の建てかえに係ります費用負担のご質問になるかと思えます。予算書の65ページをごらんいただきたいと思えます。保健費の19節の負担金補助及び交付金の欄の説明欄の一番下に194万8,000円計上させていただきました。単年度か複数年度かのご質問ですけれども、単年度、26年度で支払いをする予定です。

この支援金ですけれども、小川町が幹事町村となりまして、年間患者数が500人以上の市町村のうち賛同を得た市町村ということで、現在、12市町村が参加しております。近隣ですと、皆野町、寄居町等がこの協議会に加盟しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

イメージキャラクターにつきまして売り込みが必要であり、どのような対応をするかということですが、PRの方法については、先ほども申し上げましたとおり、各種イベントやキャンペーン等に出席してPRをしていきたいと考えています。また、県からもかなり、ゆる玉応援団とかに入ってPRしてくれということに来ておりますので、そういうところにも、ゆる玉応援団等にも入りまして、いろいろなところでPRをしていきたい。観光及びゆるキャラのPRでございます。そして、長瀬町にある程度多くのメディアも来ておりますので、なるべくメディアも活用してPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） イメージキャラクターにつきまして、ただいま課長のほうからご説明ございましたけれども、今議会で多くの議員さんから異論が出ております。これを踏まえまして、今後どのようにしていったらよいかは、担当職員としっかり議論を重ねながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 健康福祉課長が、ただいま26年度の出費を考えているというふうに言われましたけれども、これは26年度予算ですから、26年度で出費だと思うのですけれども、私はこの負担金が、結局、こういうふうな大きな建築ですと数年にわたることがあるから、そういうふうなことも含めて聞いたわけなのですが、27年度はもうないのですか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

26年度のみ負担ということになりまして、27年度以降はありません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑は。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） きょうは発言なしで終わろうと思ったのですが、総まとめをしたいと思えます。朝早くから皆さんが相当なパワーで議論を進めていますので、重複する内容があるかと思いますが、もうしばらくなので、執行部の皆さんはしっかりと答弁をまとめて簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

初めに、総務課関係、去年の11月ごろに電子入札関係の云々が出ましたけれども、今回、私、これ予算書で見つけたのだけれども、あるか、ないか、ちょっとわからないのです。電子入札を11月ごろまでにしっかりと上げるといふ議会答弁がありましたので、この1点、確認をしたいと思います。

それから、災害対策についての予算、91ページ、備蓄品等の内容をお知らせしたいと思います。と同時に、今回の大雪は本当に災害の一つで、いろんな議員からも出ていますけれども、今回は考えるいいチャンスだと思うのですけれども、役場で集中管理していくのがいいと今までずっと言い続けてきたけれども、分散備蓄を考える反省などがあつたかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、45ページの定住自立圏の予算、これは1,000万とってあると思えますけれども、予算でとって決算で発表されるだけで、定住自立圏の内容について、我々議員のところには、秩父市に呼ばれて、秩父市で、よその1市4町の議員が集まって報告をしてもらう。それでいいのだというのではなく、せっかく1市4町でやる定住自立圏なので、1市1町でもいいわけですから、長瀬がワーキンググループで定住自立圏に入っていき、その進捗状況。前にも議会で私は前町長ともこの話をしたところ、前町長は、この案件はどうしても皆さんに賛同してくれ、この後にこれが続くのだからという言い方で定住自立圏をやってきました。その取り組みの状況説明が全然ないので、ここでちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、税務課関係で、ページが45、46ページになると思うのですけれども、コンビニ収納の費用対効果をお聞かせください。それと、納税推進コールセンターの予算がついていますけれども、私の記憶によると、緊急雇用で東北地方の被災者の方にこの緊急雇用を使ってコールセンターで使っているというお話を聞いたのですけれども、緊急雇用の予算で26年度も行くのか。これも、できたら費用対効果、お願いしたいと思います。

健康福祉課関係で、53ページ、高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理者の指定管理料がここで、はっきり出たわけですが、この指定管理料がこれだけかかるという根拠をここでお知らせしたいと思います。

それから、福祉関係計画策定事業、この内容をいま一度説明をしていただきたいと思います。

それから、55ページ、ちょっと短くて済みませんが、シルバー人材センターの補助金についてお伺いをしたいと思います。シルバー人材センターに町から補助金が出ていて、私は、お年寄りの方が簡単に行つて作業をしてお小遣いをもらって、お年寄りが楽しく暮らせるというシルバー人材センターを発車させるときに、この議会で賛成をしました。どうも今のシルバー人材センターの働き方は、誰かにちょっと嫌われている方が申し込む場合は、もうその場でカット。これでは働ける人って少ないのではないですか。ということシルバー人材センターに民教で行つたときにお話ししてきました。だから、もう私は、まだまだ若いので、シルバー人材センターには行けませんけれども、私が年になってシルバー人材センターに行

ったら、もう無理ですよ。誰か1人が、あの人は嫌だよと言ったら、もうだめだという、そういうことでは、もう本当にかわいそうです。ある一部の人が毎日行って、ああ、忙しい。シルバーで、私、ある方とお話したとき、きょう、シルバーで、ちょっとあそこへ作業に行ってきたから、日銭が入ったから一杯飲みに行くか、そういう話をしている人もいるし、シルバーには登録しているのだけれども、全然来ない、どうしてなのだろうねと言うから、私のはっきりそこで、あんた、誰かに嫌われていないかいって言って、ああ、そうだなといって納得する人はいないと思うのです。ちょっと補助金を投入するのだったら、もうちょっと、スタート時、町長も一緒に議員席にいたときにシルバー人材センターを発車させるときは、そういう優しい、お年寄りに優しいシルバー人材センターであったはずなのです。初心にもう一度戻れるようにご指導していただきたいと思います。

それから、地域整備観光課、皆さんからいろいろ出ているので、答弁なれて簡単に答えられると思うので、もう一度、重複するかと思いますが、お聞きをしたいと思います。私が一番何を聞きたいかというのは、観光協会の補助金が、3年間で一本立ちします、3年間、送ってください、3年間で自立して日本一の観光協会をつくりますという心得でスタートして、4年目になったときに聞いたら、4年目以降は補助金はやらないとは言っていなかった。ことしも、もうこれで6年ですか、7年ですか。一向に飛び立とうとしていないように私は見受けられるので、観光協会のこの補助金、一体いつになったら飛び立って自立してくれるのか。町がどう管理をしているか、指導しているかという状況をちょっとお知らせ願えればありがたいと思います。

それから、観光協会の指定管理者制度、これは指定管理者もこの議会で認められてしまったのだから、私が1人反対していてもしょうがないのだけれども、指定管理者。きのうの一般質問でも1番議員が、指定管理者制度、私と同じ考えで質問をしていました。観光協会、あれもこれもという事業をやるから大変だという同じ意見なので、私が言っていることが、この議員全員にだんだん知れ渡って、みんなが理解して、観光協会にそういう目を向けて、長瀨町観光協会を日本一の観光協会にバックアップをする、そういう議会になってきたなと思っていますので、指定管理者の見直しをする気があるかどうか、もう一回お伺いしたいと思います。地域整備はそのぐらいしか、私ないので、ひとつお願いいたします。

最後に町長にお伺いをいたします。今、ゆるキャラは執行部と考えてみたい、そういうお答えをいただきました。本当に町長が考え直して、きのうの私の一般質問がきいたのかな、それとも私の一般質問ではなくて、きょうの意見で自分の方向性が変わったのかな。二通り、私、自分でここでじっと考えていて、答弁によってはこのまま発言しないで、この議会、5番、関口雅敬というのが会議録に載らない議会があるのかなと思っていたのですけれども、今の答弁でいって、この予算審議、例えば皆さんが、では、この予算をお認めしましょうということになったときに、今、町長が発言したゆるキャラ、取り下げることをするか、しないのか。2つのうち1つでお答えを願えればありがたいと思います。

それから、南桜通りについてです。先ほど来いろんな議論があって、これから、ここでお認めいただければ地権者に説明会をするということで、私も、まだ望みがあるのかな、みんなの意見聞いてくれるのかな。この町長の施政方針の中にもしっかり文字になっているので、これはうそではないなと思っての質問なのですけれども、この予算審議、認めて、では地域住民の方に、南桜通り、おたくのうちの前はこういう道路をつくれますよといったときに、玄関あけたらすぐ道路。そういううちがあって、そういううちが、うちは困るよという意見が出たら、やめるのかどうか。これも、やめるか、やめないのかということで、いろんな話はもう結構です、いろいろ議論尽くしましたから。みんなの意見が、地権者、あそこに住んで



いる住民の方が要らないよと言ったら撤退をする気があるのか、ないのかをお伺いいたします。

それから、蓬莱島もいろんな意見が出されました。私が思っていた蓬莱島上陸作戦は、これは、今、副町長がやっぱり建設課長時代に、もう私は蓬莱島上陸作戦を練ってしまして、地域の皆さんと一緒に年に2回、蓬莱島へ、スコップだ、鎌だ、チェーンソーを持って掃除に行っています。あの中にある蓬莱稲荷の氏子総代も、私が地域の代表で今務めさせてもらっています。あそこをしっかりと守っていくのだという意味で、渡船という話も出てきてしまったので、これからいろいろ綱引きするのだろうけれども、いろいろ我々地域住民の意見、しっかりと聞いてくれるかどうか、ここではっきりお答えをしていただきたいと思います。これ、町長をお願いします。

それから、雇用促進住宅、これは前長瀨町の議会で私一人座っていて、あと皆さんが立ってしまって、本当に寂しい思いをしたのだけれども、今、皆さん、十分わかってきました。あれは安い買い物ではなくて、置いておいたら厚生労働省が壊して更地にして住宅にするか、工場にするか、売り払うというのが出ていたにもかかわらず、あれ1,300万で買ったら、当時の議長、今の町長が、安い買い物ができる、町長になっても安い買い物ができると言っている。こういうことについては、政治には結果責任がついてくるわけです。私も、だから、いいかげんな発言はできません。その責任をとっていただく決意があるかどうか。総まとめで私が言いますけれども、財政健全化をさらに進めますという公約を打って、きのうの一般質問で町長とも議論重ねた中で、財政健全化をさらに進めていくというのであれば、私はきのうも言ったようにこれを取り下げる。それをここで、取り下げない、取り下げる、はっきりお答えください。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の総務課関係のご質問、3点あったかと思しますので、順にお答えさせていただきます。

まず、1点目の電子入札のスタートさせる予定とか、予算の話かと思います。まず、関連している予算につきましては、予算説明書の41ページになりますが、埼玉県電子入札共同システム運営費負担金というのを、県で共同開発して、埼玉県、あとは県内の市町で運営する中で納めて、そのシステムが使えることになっております。

9月の決算議会のときだったでしょうか、私のほうが電子入札の予定とかの話の中でお答えしたのが、11月とか12月とか申し上げたのは、模擬入札を1回、再度今年度もやりたいという話だったかと思います。模擬入札につきましては、24年度、地元の業者さん等に説明会を開催し、その後、模擬入札を行いました。その後、今年度、県のシステムの変更がございまして、操作内容等も変わってしまうということで、再度模擬入札というのを12月に2度ほど行っております。結果といたしますと、町内登録業者等が15社程度ございますが、半数程度の会社さんは模擬入札参加していただいたりしたところはあるのですが、まだインターネットの環境ですとか、ソフトの導入とかができていない業者さんもありまして、結果といたしまして模擬はそんな状況でした。

しかしながら、いつまでたっても、ずっと先へ延ばしても、電子入札のメリットは、紙で当日会場においでいただいているよりは、入札業務というのを安全かつ公平に行うことができると申しますのは、業者さんが一堂に会する場ではなく、ネット上を介して指名通知を町が送り、それに対して仕様書等も確認しながら決められた期日までに応札していただくと。結果も電子上で行い、仮に同額の札入れがあっても、それが電子上のくじを行うということで、業者にとっても、こちらにおいでいただく手間が不要になり、利便性も図れる。町としても、結果がすぐ公表できるというようなメリットがございまして、先ほども申し

たとおり、まだそういう環境が整っていない業者さんもあります。26年度最初の入札からというわけにはいかないかもしれないのですけれども、紙提出も併用の形でこのシステムは取り入れていきたいと考えております。

続いて、災害対策の予算関係です。91ページの防災対策費の中の備蓄品につきましては、消耗品という位置づけになるかと思えます。59万7,000円という中で、消耗品は、そのほか防災対策経費といたしますと57万1,000円になります。予定する購入したい備蓄品につきましては、飲料水や非常用食料、これはクッキーですとか、あとは缶入りのパスタですとか、あとパンとかを定期的に購入していきたいということです。大体、今、こういうものが3年から5年ぐらいの長期保存のものが多く出回っておりますので、できるだけ非常食と言いつつもおいしく食べられるようなものも検討しながら購入していきたいと考えています。

また、飲料水等につきましては、年2回程度、購入時期を分けまして、保存期限の切れる時期をずらしながら現在保管しております。活用方法といたしましては、大きなイベントがあるときに提供したり、また町の会議等があったときに宣伝も兼ねて提供したり、あと学校で防災訓練、避難訓練等ありますので、そういうときにお渡ししたりしている状況です。

あと、今回の大雪等で集中管理、分散管理、どのような変化があったかどうかというようなお話かと思えます。今回の大雪で、いわゆる孤立世帯、道路の除雪が進まず何日間か孤立した地域が、風布地区と井戸の井戸の葉原地区、あと長滞の本山根地区等が数日間孤立状態がございました。幸いにして、ほとんどの家庭、電話が通じたので、こちらから電話のやりとり等した中で、1週間ぐらいは食料大丈夫だよというお話もいただきました。停電している地域でポンプが動かなくなったので、水がという話もありましたが、いずれにしても、まだそちらまで出向ける状況ではございませんでした。最終的には何とか間に合ったというお話を伺っています。議員おっしゃるとおり、分散して対応ができればいいという考えもあるかと思えます。今回のお話等伺っていきますと、3日から1週間程度、これはよく区長会等でもお話しさせていただきましても、自助、共助の中で対応できるよ、していくよというお話もいただいております。また、分散したときの保管場所ですとか鍵の管理、その方がたまたまいなかったときどうなるかということもございます。現状ですと、役場ですとか、学校近くの中学校の空き教室とかにも保管できる状況がございます。その場合は、管理者でなくても、複数の人間が鍵のありかとか当然わかっておりますので、それで対応、当面はしていきたいと考えております。

それから、定住の関係です。今年度も医療を除いた包括分として、もろもろの事業に関します予算といたしまして1,000万円を企画総務で計上させていただいております。これにつきましては、まず共生ビジョンというのを定めておりますが、1市4町、構成4町、協議を行って、地域の住民の方や、また議会の意見等もお聞きして、中心市である秩父市が策定しているものでございます。このビジョンの報告につきましては、例年夏ごろと、あと年度末、ことしは2月20日予定だったかと思えますが、大雪のため延期になりました。また、今後、議会等の後というお話も、調整をさせていただいている中で、ちょっと日程がとれない関係で決定しておりませんが、そういう機会がありましたら報告会というのは、秩父市のほうが中心ということでございますので、申し上げられると思えます。

ただ、今回の計画が22年から26年ですか、5カ年のビジョンになっております。また、新たに新年度になりますと計画のほうを策定、実施計画になりますか、策定していく必要性がございますので、そういう中でまた各町等の意見も申し上げていきたいと考えておりますので、その際は当然議員さんのご意見等も

お聞きしながら進める形になるのかなということがございます。

この推進委員会につきましては、ご案内のとおり、1市4町の首長、また議長、あと県の所長等が加わっております。その下に幹事会、各ワーキンググループ等ございまして、各事業の進捗状況等につきましては、本来、私のほうが担当の窓口の課でありますので、全て網羅していればよろしいのですが、産業観光の分野ですとか、教育の分野ですとか、交流事業の一部等につきましては、それぞれ担当部署もございまして、全てを把握しているわけではございませんが、それなりに会議等も開き、長瀨町として議会からいただいたご意見等も踏まえて、会議や委員会等では発言をさせていただいておるかと思っております。

特に今回の予算で影響してまいりますのは、水道の広域化に伴って、当然水道の費用のほうでもございしますが、そちらは備品類というのですか、机とか椅子とか、そういう事務経費の負担金かと思っております。定住自立圏につきましては、今後、組織統合していくに当たって、計画策定というのですか、国等との協議する策定費用等、この定住自立圏の中でしていこうという話になっているかと思っております。

あと、総務課関係ですと、秩父安心安全メールということで登録をいただきますと、今回の大雪なんかですと、ごみ収集が今とまっていますとか、そういう緊急情報等流させていただいております。これは各町独自の内容も流すことも可能で、長瀨町でも流させていただきました。そのほか火災情報とか流せる。今後、緊急速報メールということで、来年度、考えております。緊急速報メール、いわゆる携帯、主に3社になろうかと思うのですが、緊急速報の情報を配信するシステムで、普通の緊急地震速報ですと気象庁から通常流れると思いますけれども、そのほか秩父地域で緊急が高い災害や避難情報等も流せるシステムを、こういう1市4町で行っているスケールメリットを生かして進めていく予定でおります。なかなか単独ですとできない事業もありますが、こうやって集まったことによってスケールメリットが生かせるのかと思っております。

この1,000万円につきましては、また決算になりますと事業費確定で変わってまいります。交付税では全額措置をされているものがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ収納の費用対効果はどのくらいかのご質問でございますが、25年度は年度の途中でございまして、まだ確定的な数字が出ておりません。しかし、平成26年1月末のコンビニ収納率につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、4税合わせまして12.8%の収入率となっております。平成24年度につきましては11.7%でございますので、1.1%のプラスとなっております。収納金額につきましても、24年度に対しまして、25年1月現在で953万942円の増となっております。上向き傾向でございます。

納税コールセンターが、以前は緊急雇用で対応しておりましたが、ことしも緊急雇用で対応するのか。また、費用対効果はというご質問でございますが、平成22、23、24年度の3年度につきましては、緊急雇用の100%補助で事業をさせていただきました。25年、26年度につきましては、町単独で行いまして、緊急雇用の補助はございません。

また、費用対効果でございますが、これもやはり年度の途中でございまして、正確な数字がまだ出ておられない状況でございます。平成26年の2月末の数字でございますけれども、1,543件コールをさせて、リスト上でお願いいたしまして、43%の方、665の方が納付済み、または納付を検討するという回答をい

ただいております。町民の皆さんからご理解をいただきまして、コールセンターでご案内をさせていただきまして、収納率も前年度よりも若干上がっているという状態でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課関係では、予算書のページ、52、53ページの第13節委託料の中にあります高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理料、計画の3事業の委託料、それとシルバー人材センターの関係のご質問になるかと思ひます。

初めに、高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理委託料について説明をさせていただきます。今回指定管理料としてそこにお示しさせていただいたとおり、管理料を390万円見込ませていただきました。この内容につきましては、高齢者を受け入れるための費用として見積もったものでございます。額については、まだ運営がされておりませんので、実績が出ておりませんので、高齢者を受け入れるための見積もりということで見積もらせていただきました。見積もった内容については、人件費、送迎を行う予定でありますので、その費用。また、施設に高齢者を受け入れるための光熱水費として390万円を見込ませていただきました。

続きまして、高齢者、障害者、子ども・子育ての計画についての業務委託でございます。この3つの業務委託につきましては、業者をお願いして計画を策定させていただきたいための委託料として要求をさせていただいております。ここにお示した額につきましては、業者から見積もりを徴収しまして、この額でしたら計画を立てられますよということでお示しいただいた額になっております。

初めに、高齢者福祉計画と介護保険事業計画につきましては、介護保険法の第117条の規定によりまして介護保険事業計画を策定することが定められておりますので、これに沿ひまして、平成27年から29年度の第6期の計画として立てるものであります。主な内容は、介護保険料の保険料確定をするための計画となる予定です。

続きまして、障害者計画及び障害福祉計画策定業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては、障害者総合支援法の第88条に市町村の福祉計画の策定が定められておりまして、計画の中には各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込みの確保のための方策等を盛り込むこととなっておりますので、そのような内容で進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、子ども・子育て支援計画策定業務につきましては、子ども・子育て支援法第61条によりまして計画の策定が定められております。計画の期間は27年度から31年度までの5年間で、必須事項ということが定められておりますので、これに沿ひまして計画を策定する予定です。

3番目、シルバー人材センターについてのご質問です。シルバー人材センターの補助事業、補助についてですけれども、シルバー人材センターへは長瀬町から1,030万円の助成をしております。全国シルバー人材センター事業協会、全シ協からの助成は710万円ということで、以前は2分の1ということで助成をしておりましたが、事業仕分けによりまして減額が図られたという結果がありまして、高齢者の就労支援をするために町が上乗せをして助成をしているものです。

また、シルバーの運営についてご指摘がございましたけれども、町はシルバー人材センターに助成をしている関係で、やりとりをさせていただいておりますけれども、シルバー人材センターの事務局では、要望事項ですとか相談事項、また苦情があった場合には全てシルバー人材センターの事務局へ報告しますよ

ということでやりとりをさせていただいております。町とシルバーの関係は良好ではないかというふう  
に考えております。

ただいま関口議員から、シルバー人材センタースタート当時の設立の趣旨に基づいて運営してほしいと  
いうようなご要望もありましたので、早速、シルバー人材センターの事務局にそのように申し伝えたいと  
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。2点あったかと思  
います。

まず、観光協会の補助金、3年ということだったが、今後も助成、補助はするのかということござい  
ますが、現在、観光協会は財政の健全化を図っております。事業のスリム化や人件費の削減を行い、本年、  
若干ではございますが、黒字になる見込みであると聞いております。また、まだ黒字になっても、自主財  
源を確保するまで財政面での自立はできておりませんので、引き続き支援はさせていただきたいと考えて  
おります。

また、2点目の指定管理委託の見直しをする気があるのか。また、事業が多いのではないかとというご質  
問でございますが、見直しをする考えとしましては、現在のところはございません。

指定管理の事業内容につきましては、先ほども回答させていただきましたが、観光案内業務とロケーシ  
ョンサービス、それとモニメントの管理、それとパンフレットの作成の4つの事業が委託となっております。  
その他、町からの別の委託事業がありまして、そのほかについては観光協会独自の事業でございま  
すので、指定管理委託自体は4つの事業を委託しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。4点あったかと思  
います。

まず、最初のゆるキャラにつきましてでございますが、本日の予算案の中で半数の議員から異論を出し  
ていただきました。これを踏まえまして、今後、予算をお認めいただいた後に、また担当職員ともしっか  
りと検討をさせていただきたいと思っております。当然取り下げということも、実行に移さないというこ  
とも出てくるかとも思いますが、ご相談をさせていただきたいと思っております。

それから、南桜通りの件でございますが、一步出れば道になってしまうことに対しての住民の不満とい  
うものをお話しいただきました。今現在、関口議員が通りましても、一步出れば道というような住民はい  
らっしゃるのではないかと思います。そういった中で、整備することによってよくなるという住民もいら  
っしゃるのではないかなと私は思っております。そういった中で、先ほどより課長が説明をしております  
とおり、土地を買い上げた後に皆様からご意見をいただき、住民にとってどのようにしたらよいかをご  
検討いただく中で、よりよい方法を考えさせていただき、計画を立てさせていただきたいと思っております。

それから、蓬萊島につきましては、私もこれに関しまして、もとの福祉部長でございます新井様とのや  
りとりをした経緯がございまして、その中でいただいたということもでございます。私にとりましても、地  
元でございますので、非常に愛着のあるところでございますので、長瀬町の新しい観光スポットとして、  
しっかりと整備をさせていただきたいと思っております。

それから、旧雇用促進住宅でございますけれども、前町長も何回もこの壇に立たせていただいて説明をしていただいた経緯がございますけれども、当初は1億だとか8,000万円だとかというお話をいただく中で、町ではとても手が出ないという状況でございました。当然住民からは、あれをなるべく早く取得したほうがよいというような声も大分いただいておりますけれども、そのような状況であったわけでございますけれども、今回、安い買い物、私も何回もそういうお話を議員の時代に申し上げたと思っておりますけれども、安い買い物ができるなという思いでございます。これをどのように活用するか。これはやはり執行部と議員さんとで、これからしっかりと相談し合いながら、よりよい方向に持っていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、総務課の電子入札の件なのですけれども、入札は公平にできるように、引き続きいろいろ検討し、いい方向に向かうよう指導してやってください。

それから、災害の予算、備蓄品や分散備蓄の件なのですけれども、今回の、私は災害の備蓄品の話をずっとやって、避難訓練もずっと、災害になったらどうするのだという、町で避難訓練やったほうがいい。新町長になってからも、来年度、私はやりたいという話があって、多分、これから12月までの話なのだろうけれども、やる方向で行ってほしいと思いつつながら、私は、なぜこの大雪のときに総務課長が踏み切らなかったのか。これはお金なんか使う必要なく、改めて避難訓練をやりますよって言っておいて集まってもらうよりも、総務課長がSOSでも出して、我々議員が役場に集合して、おまえら、何ができたのだと。総務課長が検証し直す、いいチャンスだと思うのです。私は、この議員が招集かけられてきても、多分電話番号が関の山だと思うのです、あの雪の中だから。スコップ持って、みんなで掃きましょう、無理だと私は思いました。議員がああ北桜通りを落ち葉掃くのだって高ぼうき持って集合したら、前町長は画期的だと。議員がぼうき持って北桜通りに1日1回集まっただけで、画期的だと広報にまで載ったのです。そのぐらい災害に危機感があったら、あの日、集合かけて、我々がいつも総務課長に、災害のときどうするのだと言うけれども、今度逆に、総務課長が災害のとき議員が何ができるのだって、いいチャンスだったのです。やっぱりもうちょっと役場の中で、役場は役場でやる。自助、役場の中でやるよ。議員集めて、共助までいかない。そして、県をやって公助でなくて、もう地域住民のために私は、一回、避難訓練ではないけれども、議員、職員、集合してくれて、誰がどう来るかというのを見られるいいチャンスだったのです。だから、きのうも一般質問の中でちょっと私は出しましたけれども、私が道路でスコップ持って立って、車が来るからよけていると、何だい、副議長、自分ちの雪かきかいと言って通っていくのだから。だから、私、電話番号していましたよ、うちで。うちに何本も本当に電話来ました。特に区長からは、もう本当に、今言ったばかりではないかっていうぐらい小まめに電話くれました。おかげさんで、携帯電話も、携帯電話ではなく線つないでしゃべるような状況でしたから。

そんなので、今後また、これは予算審議なので、この意見を言うおいて、また決算議会のときまでに、また何かあれば検証したいと思っておりますので、引き続き、災害意識、備蓄は分散がいいか、管理型がいいか、しっかりやってください。私は、あの大雪のとき、役場の職員は一生懸命やったと。きのうも言ったとおりに評価しています。本当にみんなが一生懸命、電話対応、よかったです。

それで、次に定住自立圏の話で、秩父市が集めて説明はあるのだけれども、私が言いたいのは、長瀬町でワーキンググループで、秩父市とか1市4町でやることで、あるいは1市3町でやる、1市1町でやるか、それは内容によってわかりませんが、そういうワーキンググループで今こういうことになって

いるという話も聞かせてもらわないと、決算のときに出てきます、予算のときに予算のお金がという、こういうのだけではなくて、小まめにね。当てにならないというのではしょうがないけれども、ひとつ定住自立圏。私も水道の広域化のことで、議長と一緒に北上市まで、秩父に講習に来てくれた講師の方に会いに北上市に秩父議長会で行って来ました。そういう勉強もしたり、いろんな話を聞くと、本当に我々、この秩父地域が早く広域化ができればいいなとか、だんだんこうに身にしみてその事業にかかわれるので、どんどん発信してください。お願いします。

税務課のコンビニ収納の費用対効果、納税コールセンターの予算は、緊急雇用ではなくて一般財源からやっている割にはお金が多く出ていて、その割には費用対効果、オーケーなのかな。例えば70円の督促を80円の切手張って督促出したのでは、出さないほうがよくて、電話の10円で言ったほうがいいのではないかなと、私たちはそうに考えるので、この費用対効果も含めて、税務課のほうで、私、また決算議会、しっかり見たいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、健康福祉課の高齢者障がい者いきいきセンター。どうも説明が、私、障害者のいきいきセンターが主で私はここやるのだな。高齢者は取ってつけて。言葉は悪いですよ。障害者が7割、高齢者が3割、障害者のためにあそこ福祉作業所を長瀬町でつくってやったのだと思ってこの質問を出すと、今も指定管理料は、何か高齢者にすごくウエートを置いてしまっているようなのです。高齢者に、もしウエートを置くのであれば、高齢者が、作業所が、例えばあく時間、何時から何時までかわからないけれども、高齢者は健康福祉課で取り扱って貸します。鍵あけだとか、そういうのがあれば、行けばいいだけで、高齢者が送り迎えだ何だのということを書いてくると、そういうことになるので、これ初めての事業なので、今、この予算でちょっと意見を言わせてもらいます。これもしっかり私、1年間、新事業ですから、見て、決算議会ですっきりとした答弁をお願いしたいと思います。いきいきセンターは、私は障害者のためにやって、ついでと言うとまずいのだけれども、高齢者に1スペース貸して、指定管理料、指定管理者にして、いきいきセンターに少しでも人件費が助け船を出してやるのかなと思ったので、説明がどうも最初に高齢者という話から来ると、そういうこと言いたくなるので、お願いします。

福祉関係計画策定事業については新事業なので、今の説明を聞いて、私もこの1年、しっかり見たいと思います。子育てからお年寄りまでの事業なので、しっかりと助け船が出せて、いい事業だったと言えるように決算議会、楽しみにしております。

次のこのシルバーは、どうも今の答弁では、私、これ納得するわけにいかないのです。この質問は、ついせんだってというか、決算議会のときにこの質問しているのです。答弁は、今のそっくり同じ答弁が返ってきている。私は決算議会の後にシルバーに行ったときに、シルバーの局長から、関口議員がこうに言っていたと。実はこうなのだよって話もしてくれました。だから、今、中畝課長が、取り次ぎますという言葉で取り次いでもらえば、またシルバーの局長から、この前言ったじゃないですかって多分言われると思いますよ、同じ井戸なのだから。同じ井戸で仲間なのだから、そんなに何回も言わないでくださいよなんて言われてしまっは私も困るので、担当する、所管する課長なのだから。私の言っているの、わかりますか。年寄りの人が、シルバーへ行ってお小遣いを欲しい。行った中に、面接を受けてシルバーの会員になりました、会員になる費用を払ったりして、無事メンバーになった途端に、そのシルバーの中から、あの人はだめだいなという言葉が一つでも聞こえれば、もう仕事は来ないと言ったんだから。そういう年寄りって、うんといろいのではないですか。

これは余談になってしまうのだけれども、この間、私、フジマートで買い物したのです。そうしたら、

あるお年寄りが、だんごなのだけれども、これ値段が上がってしまったから、俺、買えないと言うのです。100円以下の品物ですよ。それ聞いて、こういうお年寄りもいるのだ、こういうお年寄り、シルバーへ行行って、ちょっと草むしりしてお小遣いもらってフジマートへ行けば、だんごが食いたかった、あのだんご買って、その年寄りが食べられたのになと思ったのです。委員長以下、民教、みんなで行ったときに、その意見言ったら、そういうことを言われた。メンバーの中から、関口議員が年寄りになったらシルバー無理だいなと、はっきり言われました。はい、どうも済みませんって私も言ってきましたので、そういうお年寄りが本当に出ないように、何とか抜け道というか、違う仕事を見つけてやるとか配慮するように、課長、せっかく我々の税金からシルバーに、さっきも言うように上乘せして、ほか切られたから上乘せしているのだから、我々の長瀨町をつくってきた先輩。敬老会のときに、私、副議長という立場で乾杯の音頭をさせてもらう中で、ここにいるお年寄りがつくり上げたこの長瀨町、立派な長瀨町つくっていただいてありがとうございますと言って乾杯をしておきながら、シルバーへそういうお年寄りが行って、だんご買えないというような、そういう話を聞かないように、ひとつ健康福祉課長、腕まくりしてやってください。もし応援が必要だったら、私にいつでも言ってもらえば、中畝健康福祉課長という看板を私が背中へしょって応援に行きますから、よろしくお願いします。答弁は結構です。実行してくださいね。

地域整備観光課、3年間で飛び立つ、まだ飛び立てない。これ、また来年言わないように、ぜひこの1年で勝負してください、観光課長。イエスカノーか、言っておいてください。これは答弁お願いしたいと思います。観光協会ね。先ほど来から、こういう補助金つけるに、普通、この予算を組んだ責任者は総務課長ですか、予算を組む。これ印刷したりするの。そういう企画財政課が企画をしながら財政をしっかりと締めるところは締めてやるべきなのに、財布を握っている人が締めたって、そんなに強く締められない。私、前にも言いました。大変だと思うのだけれども、やっぱり観光協会あたりは、3年間でやるって言った以上、もう6年ですか。もう何年、これ言っているかわからないので、もうこの辺でいいかげんに観光協会も人事もかわたらしく、少し黒字になったということなので、頑張ってください。お願いします。

町長の質問、もう議論は尽くしました。出尽くしました。町長の言うこともわかりました。私が聞きたいのは、先ほどから言うように、ここで皆さんが予算を、はい、お認めしますと言って、はい、お願いしますとやったときに、後から相談して、やるか、やらないかわからないのでは、南桜通りにしても、雇用促進住宅にしても、財政健全化を進めるという中で、町税が減る、こういう借金がふえる。これはいかがなものですかという、きのうの一般質問、私言ったとおりなので、町長、またそれでゆるキャラなんていうのが出てくるから、もう町長、いいかげんに切ってしましましょうよ、勇気持って。ここで切らなかつたら、もう切れませんよ。これスタートしたら、26年から5年間ですか、6年間、最後になるまで。どんどん、どんどんかかってくる。最終的に後ろのほうへ行くと少しですよと言っているけれども、それは町長から見れば少しかもしれないけれども、うちあたりからすれば、もう莫大な金額ですよ。ですから、予算をお認めくださっても、こういう無駄、無理な公共事業はやめますと。南桜通りだって、民意をしっかりと聞いて、だめだという人がいたら、よしますとか、そういうのをはっきりお答えしていただいて、私は質問、まだ終わりとは言いませんよ。その答えがはっきり納得がいったら質問を終わりにしたいので。

では、済みませんが、もう一度やる方はお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時19分



再開 午後3時35分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

観光協会補助金、来年は出すのか、出さないのか、イエスかノーかということでの質問でございますが、私からはちょっとイエスかノーかの回答はできませんが、少しでも早くひとり立ちできるよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

ゆるキャラにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、今議会で予算を認めていただいた後、取り下げということも考えながら引き続きやっていきたいと思っております。実はこの予算を、これだけ、ゆるキャラだけ抜けということになりますと、もう一度やり直さなければならないという状況もございますので、お認めいただいた後、取り下げということも考えさせていただきたいと思っております。

それから、あと南桜通りですとか蓬莱島、こちらにつきましてはこのままやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、もう一回だけ。

町長、あそこに住んでいる、何軒ぐらいあるのですか、周りのうちの人が、どうしても欲しいという道路ではないように、私がいろいろ話をすると感じられるのです。今度の議会で決まってしまうと、では、もうストップがかけられないのではないかいと言う人もいます。さっき何番議員かが言うように、どっちが先か。住民に説明してなくて、計画が先でいいのかという話になると、私もこの南桜通りやるのに、必要、必要でない、当事者でなくて、私が見るのは、財政面からいって、無理、無駄につながるから、私はこの南桜通り、やめたほうが良いという一般質問、きのうやりましたよね。この予算を認めた後に地権者の相談、ここにこうに道路ができますよと線引いたときに、町長、先ほど言ったけれども、今だって玄関あけたらすぐ道路ではないかいというようなことを言ったけれども、4メートルの幅に2メートルの歩道をつけて6メートルやったら、あれ、鉄道側にあるうちで、うちは一軒もひっかかりませんよという割には、私がどう考えても、こういう引いたり押したりするドアでは無理ですよ。こういう左右にやるドアだったらいいけれども。例えば道路側に押すドアしか、玄関のつくりなんてないから、そういううちが困るといった場合に、我々この議会で賛成してしまっ、そういう困る人が出ては困るから私は言っているのです。

町長はどうしても我々議会に力かりたいのだからって言えば、みんなで全員そろって否決して、議会が悪くなって町長を助けることを私もしたいと思っておりますよ、町長を助けるために。町長の公約を果たすために南桜通りやるのだではなくて、町民のための町民の政治をやるのだとすれば、財政が今、先ほども税務課長も言うように税金は減っているのです。基金を取り崩して繰入金で賄いながらやらなくてはなないから、その基金取り崩したお金は、我々の時代は、さあ、道路ができた、箱物ができたでもいいけれども、そ

れを後の子供たちの代にツケを残していくことは、私はやめたほうがいい。今、この長瀬町は少子高齢化で本当に高齢者が多いのだから、そういう人のためにも、卵が先か、鶏が先かの話になるかと思いますが、町長に言わせればね。若者定住といって子供をふやさなくてはなのだとするかもしれないけれども、私はこの少子高齢化、高齢化も超高齢化が長瀬は県内でトップで進んでいるのだから、ここで思いとどまって、町長はそれは町民の人に約束したかもしれないけれども、財政健全化を進めたほうが町民喜ぶし、もう私の質問はこれで終わって座ってしまえば、もう終わってしまうので、町長、もう一回だけ、取り下げ、自分で悪くなるのが嫌なら我々に振ってください。我々が否決して、町長を助けますよ。いろんな方から見れば、議会が悪く言われるのなら悪く言われていいではないですか。私はその決意あります。町民の方にどんなことを言われても、町長と一緒にここで取り下げてやろうというのなら、本当に否決をして、議会が悪くなって町長を助けたいと思います。座りますよ、私。どうぞと言いましたね。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

関口議員の言われることも、私もごもっともだと理解はさせていただいております。しかしながら、あの土地は、あくまでも秩父鉄道のものなのですよね。ですので、町で買い上げて町道にしたいという思いでいるわけでございます。ですので、今、住んでいる方たちのその思いというのですか、これは、これから説明会のときにお話をいただいて、その住んでいる住民のよりよい方向に持っていけることは、私は可能だと思っております。ですので、計画の中では4メートル道路で、左右に1メートルの歩道をつくりますよという話になっておりますけれども、その手前で、すぐ手前では困りますけれども、そのところだけは少しよけるとか、その方法は私はあると思っております。あくまでも町道にしないと、後の人たちに対しても、いつまでたってもよその地主がいらっしゃるという状況は、町にとりましてもいいことではないと思っておりますので、これは私はぜひやらせていただきたいと思っております。

○議長（野原武夫君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まずは、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、町長の施政方針に書いてあるとおり、町長は町民と協働してまちづくりをする。それと、町長が町長に就任する前は財政健全化をさらに進めるという話をしながら町長になり、今、この南桜通りの話一つ取り上げても、今まで100年間長瀬の町民の皆さんが使っていた道路を、ここで買い上げて新しい道路をつくらなくてはならないという、そういう議論は、私はそんなに慌てなくたって、まだしっかり検討する余地があるという観点で、先ほども申し上げたとおり、その地域に住んでいる、本当に毎日朝晩使っている地権者の立場になって、私はこの案件全てに反対をし、反対討論にしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。

私は、今回の予算には賛成でございます。その理由を何点かお話しさせていただきたいと思っておりますが、

まず私なりに議員として、しっかりとこの予算を全てチェックさせていただいて、その上で今話させていただくということをご承知おきいただきたいと思います。

先ほどから財政健全化が推進されていないのご指摘もあるようですが、町長もおっしゃっていましたが、1年目から全ての公約の実現をしないといけないということではないと思います。4年間ある中で、目標でもある、約束でもある公約を実現するためにしっかりと努めていただきたいと思います。

また、財政健全化を私たち議員が特に意識している中で、執行部を含めた職員の皆さんが、この町にとって不利益になるような事業を考えているとは到底思えないというのも一つの理由です。

また、平成26年度町長施政方針に沿った予算編成であること、これはこの中で特に力を入れて取り組みたい事業に定住促進対策事業、旧雇用促進住宅野上宿舎の活用、蓬莱島公園整備事業、いきいきセンター運営管理事業、南桜通りの改良などが挙げられておりました。これらは町長が特に力を入れて取り組みたいという事業ということですし、町の長になったからには、それらを実現するのが役目だと思います。これらの予算を否決してしまったら、それこそ公約を守れないのではないかと私は考えております。

今回の町債で使われる歳出の大半が、後々に形を残さないような人件費であるとか、維持補修費などの消費的経費であれば、当然容認することはできません。しかしながら、今回の予算の大半は普通建設事業費ということで、投資的経費でもあります。近年では財政健全化ということで節約ばかり推進され、なかなか大きな事業もできず、この町は本当に大丈夫かと私は思っておりました。今回の都市再生整備事業計画では8,648万円の国庫補助金も交付されるということで、魅力あるまちづくりを実行に移せるチャンスだと思いました。町民にとって住みやすいことはもちろん、町外の方にもこの町の魅力を感じていただき、定住者をふやすなど、このタイミングで事業を起さなければ今後の明るい未来は見えないとも思いました。

いろいろありますが、以上、賛成です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論ございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 討論ではありません。反対意見です。

まず、私は、幾つかの理由で、全体的ということではなくて、でも、これ全部を絡めてのというふうなことになると思いますので。まず、不要と思われる予算というのが、やはりこの中にあると。特に蓬莱島整備、例えばですね。不要、これやってもいいかもしれませんが、今年度予算が出ているのだけれども、青写真がなくて、2年だというと、来年どのくらいかかるのだろうというのがよくわからない。それから、まず大きなこういうふうな行事で、さきにも述べましたが、全町的な青写真がないままに、全体像なしで局所的な部分の着手しかできていない。したがって、これがこの先どうなるのだろうというふうなところが見えないのです。ですから、この多くが25年から26、27、28。25年度から始まっているわけですね。25、26、27、28、29……

〔「6年だから」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） 実施が26年ですよ。そうすると30年までと。そうすると、では31年になったら、それはまだ見通しが立たないと。こういう補助金がかかるかどうかかわからないということでは、町全体の発展とか、そういうものにつながっていないと。そういうものが示されて、今回ここをやるのだと。そうすると、こっちもやるのだということになると、今後何年か、今回と同じような32億を超えるような予算立てをしなければならなくなってくるという状況がちょっと見えるわけです。具体的に言うとプール

跡ですよ。あのプールなんかも、あと2年で返還されるのですか。そうしたら、多分あそこもいじるようになると思うのです。そうすると、あそこにも相当額のお金がかかってくるだろうと。そうすると、では、ほかの地域は、矢那瀬は発展させるようにとか言いますが、では、どうにだろう。それがわからないまま本年度予算承認するという事は、先が見えないで単年度だけでやっただと。賛成だということは、私にはできない。やはり青写真あるところというふうなことで反対です。

それから、高齢化が進む中、これは32.1%の高齢化率というふうなことで、先を見越した安心できる予算立てができていないのではないかと。高齢化に対するような予算というのを見ても、それほど今までと変わっていないところが多いと。では、例えばあれがありますよね。ちょっと言葉が今出てこないのですが、電話で緊急連絡のあれ、何というのでしたっけ、あれなんかも、自分でお金を払って購入した人については設置できているのです。ところが、それが全見守りの家庭ではないですよ。今回の大雪なんでも、あれがもし、高齢者が多いので、見守りが必要な方についてはそういうものを補助して設置しようということであれば、大雪災害でも簡単に連絡がとれて、安否確認もできたというふうなこともあると思うのです。そういうのが先決ではなかったかなと思います。そういうことで、本予算について私は反対をいたします。

○議長（野原武夫君） 村田君にちょっと注意させていただきます。

今、反対討論と言ったときに、反対意見と言われましたけれども、今、討論しておるので、反対討論にさせていただきます。

ほかに討論はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 私は賛成いたします。

確かに債務を減らすことも重要だと思います。しかし、魅力ある長瀨町を創造し、あしたに引き継いでいく未来を見据えた投資は決して無駄とは思いません。野上宿舎の解体は、経年的コンクリートが変質、劣化する中性化による鋼材の性能が低下していると判断されている今、解体することは当然だと思います。確かに解体は余分な費用と思えますが、更地にすることにより土地の利用価値は確実に上がります。土地の有効利用の仕方によって、決して無駄とは思いません。必ず利益を生むと確信しております。

蓬莱島公園整備については、新たな観光基盤になると思います。しかし、整備しました、あとは観光協会をお願いしますでは、じり貧になること目に見えております。町主導でぜひ生かしていくことを要望いたします。

あと、南桜通り整備事業については、鉄道の土地、これを町道にする。大変結構だと思います。歩車道分離は必要だと思います。道路がよくなれば事故は多くなる。一理ある考えだと思います。しかし、速度制限、大型車の進入禁止等の措置等をとることにより安全性は確実に上がります。

このような観点から、私は賛成いたします。

○議長（野原武夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成26年度長瀨町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第2、議案第14号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものがございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9億124万7,000円となり、前年度予算と比較し2,411万7,000円、2.6%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第14号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、被保険者等の状況でございますが、平成26年2月末現在被保険者数は2,425人、1,347世帯の方が加入しております。

それでは、予算書の127ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億124万7,000円とするものがございます。平成25年度と比較して2,411万7,000円の減額、2.6%の減でございます。

次に、予算説明書により説明させていただきます。132、133ページをごらんください。最初に、歳入予算の主なものについてご説明させていただきます。第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億4,644万6,000円で積算させていただきました。

第1節医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分として、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金につきましては介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、1,539万4,000円で積算させていただきました。医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分も一般被保険者と同様に積算してございます。

次に、1枚めくっていただき、134、135ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分や介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合分として1億3,861万7,000円を積算してございます。

次に、第2目高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額が交付されるもので、389万3,000円を積算してございます。

次に、第3目特定健康診査等負担金でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査保健指導費用等の国の負担分100万1,000円を積算してございます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金3,349万5,000円でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するため交付されるものでございます。

次に、第6款第1項第1目療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、2,619万7,000円を積算してございます。

次に、1枚めくっていただき、136、137ページをごらんください。第7款第1項第1目の前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3億2,817万円を積算してございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、国庫負担金と同様に県からも負担金として交付されるもので、389万3,000円を積算してございます。

第2目特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様に特定健康診査費用等に充てるため100万1,000円交付されるものでございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金2,093万7,000円でございますが、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金として療養給付費負担金の一定割合が、また特別調整交付金が人間ドック等健康診査に要する経費等に対して交付されるものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金の617万1,000円でございますが、国、県と同じく国保連合会から交付されるものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業交付金の7,100万円でございますが、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、県内市町村の拠出額を財源として費用負担を調整するため国保連合会から交付されるものでございますが、対象医療費のレセプト1件当たり10万円を超えるものが対象となります。

次に、第11款繰入金の第1項第1目一般会計繰入金7,962万1,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、第3節事務費繰入金につきましては、国保担当職員3名分の給与費を含みます事務費として繰り入れるものでございます。

1枚めくって、138、139ページをごらんください。第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うものでございます。

なお、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることにより繰り入れをさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、142、143ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の2,769万4,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりまして職員の人件費、国保連合会に対します共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等でございます。

第2項徴税费は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、144、145ページをごらんください。第2款保険給付費は5億9,159万7,000円で、予算全体の約66%を占めております。第1項療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医

療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項の高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

1枚めくっていただき、146、147ページをごらんください。第3項の葬祭諸費は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に5万円を支給するものでございますが、25人分計上してございます。

次に、第5項出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に1人当たり出産育児一時金として42万円を支給するものでございますが、8人分計上してございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等の1億1,726万1,000円でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、148、149ページをごらんください。次に、第6款介護納付金の4,492万円でございますが、介護保険第2号被保険者、40歳から64歳の方から納入いただいた介護保険料について、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金1億274万6,000円でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため国保連合会で実施している高額医療費共同事業、1件80万円を超えるものと、保険財政共同安定化事業、1件10万円を超えるものの財源に充てるため拠出するものでございます。

次に、第8款保健事業費の1,033万1,000円でございますが、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等の費用や人間ドックの費用の一部助成費の費用でございます。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第3、議案第15号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億2,043万4,000円となり、前年度予算と比較し5,598万4,000円、8.4%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第15号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の161ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,043万4,000円とするものです。平成25年度当初予算と比較しますと5,598万4,000円の増額、伸び率は108.4%となっております。

次に、説明書の166、167ページをごらんください。主なものについて説明をさせていただきます。初めに歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収合わせて1億2,910万6,000円を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金1億6,228万4,000円でございますが、この款に係る歳入は、保険給付や介護予防事業、包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて交付される国庫の負担金や交付金でございます。

次に、第4款支払基金交付金2億50万5,000円でございますが、保険給付費や介護予防事業に係る地域支援事業の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付される交付金でございます。

次に、第5款県支出金1億402万3,000円でございますが、保険給付費、介護予防事業や包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付される交付金でございます。

次に、168、169ページをごらんください。次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金1億203万3,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業を実施するための財源として町の法定割合分を、また認定調査ほかの事務費などの事務費等繰入金として一般会計から繰り入れするものでございます。

第2項基金繰入金2,031万1,000円でございますが、介護保険事業に要する費用の不足分を介護保険給付費支払基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、172、173ページをごらんください。第1款総務費の1,338万7,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険事業に係る被保険者証の発行や介護保険システムの保守点検委託料などの一般業務に係る費用、第2項徴収費は保険料賦課徴収のための費用、第3項介護認定審査会費は介護保険サービスを受けるため認定審査に係る費用や認定審査会の運営に充てるための負担金でございます。

174、175ページをごらんください。第2款保険給付費6億8,198万1,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る介護サービス給付費で、第1目は訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護など居宅にしながら介護サービスを受けるための費用となっております。



第3目は、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設で介護サービスを受けるための費用となっております。

第4目、第5目は、福祉用具の購入や住宅の改修した費用の一部を支給する費用となっております。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合に係る介護予防サービス給付費で、第1目、第2目は、通所介護予防や認知症対応型介護予防を利用した場合の費用、第3目、第4目は、介護予防福祉用具の購入や介護予防の住宅改修をした費用などの一部を支給するものです。

176、177ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費については、要介護者の負担軽減を図るため、介護サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に法定に倣い、その額と基準額との差額について介護給付を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は1,000万4,000円を見込んでおります。

次の178、179ページをごらんください。第1目二次予防事業は、65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センターなどに通っていただき、運動、栄養改善や口腔などの指導するための二次予防事業の費用となっております。

第2目一次予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に認知症等の講演会や元気モリモリ教室、運動、口腔、栄養の各教室、お茶会、お日待ちなどを行う一次予防事業の費用となっております。

第2項包括的支援事業・任意事業費の1,187万3,000円でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるように要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用や、次のページの180ページ、181ページをごらんください。紙おむつ支給、配食サービス事業の実施をしまいる予定となっております。

以上で議案第15号の説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 保険料のほうなのですけれども、前年度と比べてふえているようなのですけれども、これは年々ふえていくという見込みでよろしいのですか。

それと、もう一点、無知で大変申しわけないのですけれども、介護保険料は全て払ったのが町に入るのではないですよ、多分。ということで、これ、県からの支出金とかありますが、そういうところには我々の介護保険料として払ったものが還元されてきているのかということ。

あと、もう一点、172ページの3項介護認定審査会費ということで、1,075万6,000円ということで、介護認定審査にそんなにお金がかかるのかなということで、ちょっと疑問に思うのですけれども、その点について質問します。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

一番初めに、保険料の本年度予算額が前年度に比べてふえている内容についてです。これは、1号被保険者、ですから65歳以上の被保険者の方がふえれば、ふえた分だけ増額になるということです。

続きまして、65歳以下の方の保険料がどうなっているかということなのですけれども、166ページの第4款の支払基金交付金、こちらが社会保険診療支払基金から40歳から保険者が徴収しまして、社会保険支

払基金からこちらに法定割合の、ここに示してありますけれども、26年度ですと2億50万5,000円が入ってくるというような予定になっております。

続きまして、172ページの介護認定審査会の費用が高額であるというようなご質問になるかと思えます。1目の認定審査費用につきましては、大まかなところは節のところを見ていただきたい。第7節の賃金、これにつきまして認定審査を行うための町が行う審査をする費用となっております。長瀬町では臨時職員の方をお願いしまして調査を行っている状況にあります。第12節の役務費ですけれども、やはりこちらは認定審査を行うために医師の意見書が必要になってきておりまして、お医者さんに意見書を書いていただいたときにお支払いする手数料となっております。

172ページの認定審査会共同設置負担金ですけれども、これは認定審査の結果、認定結果を出す費用となっております。広域市町村圏組合で審査会を設けていまして審査を行いますけれども、そこに係る負担金となっております。2つの事業を合わせまして1,075万6,000円の費用を見込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第4、議案第16号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9,102万5,000円となり、前年度予算と比較し538万円、6.3%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第16号 平成26年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっております。町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成26年1月末現在の被保険者数は1,237人となっております。

初めに、予算書の188ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,102万5,000円とするものでございます。平成25年度と比較して538万円の増額、6.3%の増加となっております。

次に、予算説明書により主なものについて説明させていただきます。初めに歳入でございますが、193、194ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、6,899万4,000円を積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者均等割額の合算額でございますから、年金からの特別徴収保険料は5,221万9,000円、普通徴収保険料は1,652万5,000円で積算してございます。

なお、保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を改定いたしますが、26年度が改定の年に当たります。埼玉県の後期高齢者医療費は、被保険者数の増加や1人当たりの医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引き上げや診療報酬の改定の影響により保険料の上昇は避けられない中、消費税増税や年金の特例解消等、高齢者の生活が厳しくなることが予想されます。そのため、被保険者の生活を十分配慮し、急激な負担増とならないよう、現行の保険料額と同等になるよう保険料を設定いたしました。

なお、平成26年、27年の保険料でございますが、均等割4万2,440円、所得割8.29%の保険料となります。平成24年、25年度と比較しまして、均等割額は580円、所得割率は0.04ポイントのプラスとなっておりますが、軽減後の1人当たりの保険料は6円ほど減少の7万5,230円となっております。保険料の増加抑制策として保険料剰余金67億円を活用することや、軽減対象判定の所得基準額の変更により均等割軽減等の拡充を図っております。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,099万円を積算してございます。

次に、第4款繰越金でございますが、平成25年度からの繰越額として100万円を計上してございます。

続きまして、歳出でございますが、197、198ページをごらんください。第1款総務費の136万8,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用を充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,805万6,000円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた過年度分の保険料を還付に充てるものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第17号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

平成26年4月1日から彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第17号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

平成26年4月1日から、埼玉縣市町村総合事務組合を構成する彩北広域清掃組合が、北本市の加入により、鴻巣行田北本環境資源組合に名称が変更になるため、組合規約を変更するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。組合を構成する団体の表の別表第1と職員の退職手当に関する事務の表の別表第2、第4条第1号に掲げる事務ということで、「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に改めるものでございます。

なお、この規約の施行日でございますが、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第18号 長瀨町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 長瀨町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

長瀨町大字野上下郷及び井戸地内の路線を変更したいため、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第18号 長瀨町道路線の変更についてご説明申し上げます。

現在認定しております路線が現状に合わないため、町道路線を変更するものでございます。変更する路線につきましては、表のとおり5路線でございます。

まず、次のページ、参考資料A3判をごらんいただきたいと思っております。幹線7号線の変更前の路線でございます。旧路線では、千葉スチール横から一部2車線の道路を通り、昔から利用されておりました道路を経て、八重子橋付近までの区間でございます。

次のページが変更路線となっております。起点から終点まで2車線の改良済み道路を幹線として格上げさせていただきました。県道長瀨児玉線入り口付近から射撃場入り口までに変更させていただきました。起点、終点の変更でございます。

次に、A4判、幹線30号線でございますが、旧路線では、左側、井出入橋付近から入りまして、千葉スチールから入ったところの分かれまでを指定しておりましたが、次のページ、変更後では、起点は同じでございますが、幹線7号線の変更に伴い、終点が千葉スチール脇の国道までに変更させていただきます。起点は同じで、終点の変更でございます。

次のページで、野上下郷150号線でございますが、旧路線では公会堂先から射撃場入り口までを指定し

ておりましたが、次のページ、新たに幹線7号線が変更になりましたので、旧幹線7号線で残った部分、この赤い部分を野上下郷150号線とさせていただきます。起点、終点ともに変更をさせていただきます。

続きまして、野上下郷151号線でございますが、この路線は新たに幹線7号線の一部としたため、次のページが変更後でございますが、旧路線では幹線7号線として指定していましたが野上下郷151号線とさせていただきます。

以上の路線の変更は、実情に合わせた路線に変更するためのものでございます。

続きまして、次のページ、井戸25号線でございますが、旧路線では白鳥荘付近を一周していましたが道路でございますが、次のページ、変更後では、旧県道敷が長瀨町に譲渡になったため、その部分を新たに延長し、起点は同じで、終点のみの変更でございます。

議案に戻っていただきまして、先ほどご説明しました変更により、起点、終点の所在地が表のように変更になりました。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 済みません。最後の井戸の25号線なのですけれども、申しわけないです。この道路から堀がありますよね。あの間に空き地があるのですけれども、あれは道路ではなくて、町有地になるのですか。それとも私有地。アスファルトで塗ってあるところなのです。結構広い部分があるのですけれども、ちょっと自分自身もこここのところ、よくわからないので、散歩なんかへ行くとき、車で行って、あそこへ置いてしまったりすることあるのですが。私有地だとすると、ちょっとわからないので、済みません。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

この変更後の矢印のちょっと下のところの広いところですね。これは県道敷になっています。県有地でございます。県の用地でございます。町のものではございません。ただ、県有地ということですので、特に問題はないかなと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 長瀨町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野原武夫君） 日程第7、請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、岩田務君に趣旨説明を求めます。

○1番（岩田 務君） それでは、早速ですが、ご説明ということで、請願書を朗読させていただきたいと思います。お手元の資料の2枚目になると思います。

長瀨町議会議長野原武夫様。

介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願。

2014年2月19日、団体名、医療生協さいたま生活協同組合秩父地区、住所、秩父市阿保町1-11、電話23-8124、代表者、堀口久美子。

請願の趣旨。

住民福祉の向上のためのご尽力に敬意を表します。

厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会において、地域の実情に応じた要支援者の支援の見直しとして、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきた訪問サービス、通所サービスを保険から外し、市町村が実施する新しい地域支援事業に移行するという方針を示しました。

この地域支援事業は、市町村が地域の実情に応じて行うとされ、人員や運営の基準も、給付の内容も市町村の裁量で決まります。自治体間で給付に格差が生まれること、現行の給付内容から後退することなどが懸念されます。市町村からは「ボランティアやNPO法人等、地域のマンパワーを活用できる環境が整っていないため、どのように対応していくのかの見通しが立たない」「費用および人的に厳しい」などの声があがっています。

訪問・通所サービスを利用している要支援の高齢者は、歩く力が弱い、判断能力が落ちている、脳梗塞による麻痺があるなど日常生活に困難を抱え、介護の専門家の支援を必要としています。とりわけ認知症の人にとっては、初期の段階でケアを受けることが重症化の予防になっています。

要支援者を対象とした介護予防事業を拡充すれば、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することができます。しかし訪問・通所サービスを保険から外すことは、要支援者の重症化を促進し、介護保険財政の圧迫につながる可能性があります。

以上により、次のように請願します。

請願項目。

1、要支援者に対する訪問サービス、通所サービスは、これまでどおり介護予防給付で行い、地域支援事業には移行しないよう国に意見書を上げること。

以上です。皆様には、この請願の趣旨をご理解いただき、採択していただきますようお願い申し上げ、紹介議員としての趣旨説明といたします。

○議長（野原武夫君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



#### ◎総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（野原武夫君） 日程第8、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



#### ◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第9、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。



会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など18件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご承認、ご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、新年度につきましては、当面する事業、課題等に対し、町民の皆様が安心して暮らせるための施策を進めてまいり所存でございます。議員の皆様には、引き続き町政の円滑な運営のためご指導、ご協力をよろしくお願いする次第でございます。

皆様のみますますのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、平成26年度当初予算を初め条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成26年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 5月22日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 新 井 利 朗